

V 地域における体制づくりの取組の実際

研究協力機関の10地域（市町村）の体制づくりの取組と、実地調査を行った地域から人口1万人以下の地域の参考となる取組として、岐阜県白川町の取組を紹介する。

各地域の取組は、体制づくりに重視すべき内容の項目ごとに整理している。

1. 秋田県潟上市

モデルスクールの実践を核に“広げる”インクルーシブ教育システムの構築の取組

2. 三重県いなべ市

関係部局間の連携による「途切れない子ども支援」の実践

3. 長野県岡谷市

子ども総合相談センターを中心としたチームによる子どもや保護者への支援

4. 兵庫県芦屋市

福祉圏域を単位に県と市町村が連携した地域の実情に応じた支援体制づくり

5. 宮城県石巻市

スクールクラスターの体制整備を支援～地区の活動を支える～

6. 新潟県上越市

関係部局の連携構築を踏まえたインクルーシブ教育システム構築の取組

7. 山口県下関市

園・学校における個に応じた保育・指導の実践を支える仕組み

8. 和歌山県和歌山市

一人一人の教育的ニーズに応じた就学のための、幼・保・小・関係機関が連携した支援体制づくり

9. 千葉県船橋市

早期支援体制の整備と引き継ぎのための連絡票を活用した連携体制

10. 宮崎県

障がい保健福祉圏域を単位とした地域の実情に応じたエリアサポート体制の構築

11. 岐阜県白川町

明確なビジョンの下に進める「保育」と「教育」をつなげたインクルーシブ教育システムの構築

モデルスクールの実践を核に“広げる” インクルーシブ教育システム構築の取組

秋田県潟上市

地域の概要

平成 17 年 3 月 22 日、天王町、昭和町、飯田川町が合併し、新市「潟上市」が誕生した。潟上市では、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために、「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念として掲げ、まちづくりを進めている。

潟上市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置しており、東は井川町と、南は秋田市と、西は男鹿市と、北は八郎湖を挟んで大潟村と接している。県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せもっており、児童生徒の家庭環境は年々多様化している。

教育については、潟上市の学校教育ビジョン「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり～創造性と人間性を育む教育の推進～」のもと、他者とつながりをもって学びを共有・深化する子どもを育むことを目指している。平成 25 年度からは、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデルスクール）を受けて、潟上市立大豊小学校における実践を中心とした取組を進めており、特別支援教育の一層の推進を図っている。また、特別な配慮を要する児童生徒への個に応じた支援はもとより、保護者の理解や協力を得て学校教育を推進していくことも課題の一つであるため、市の広報誌等を活用して理解・啓発に努めている。

- ・人 口：33,939 人（平成 26 年 10 月現在）
- ・出生数：199 人（平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月）
- ・幼稚園：公立 3 園（認定こども園を含む）、私立 1 園
- ・保育所：公立 6 園（認定こども園を含む）
- ・小学校：6 校
 - 特別支援学級設置 6 校（知的 5、肢体 2、病弱 1、自・情 4）
 - 通級指導教室設置 1 校（LD・ADHD）
- ・中学校：3 校
 - 特別支援学級設置 3 校（知的 3、肢体 1、病弱 1、難聴 1 校）
- ・高等学校：なし
- ・特別支援学校：市内に県立特別支援学校 1 校

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

(1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

潟上市の学校教育ビジョン「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり～創造性と人間性を育む教育の推進～」のもと、他者とつながりをもって学びを共有・深化する子どもを育むことを目指している。

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の趣旨を踏まえて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。幼稚園や保育園、学校には多様な実態の障害のある子どもがいるが、一人一人の子どもの姿を大切にした居場所のある学級づくりを目指している。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

平成 25 年度から文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデルスクール）を受けて、潟上市立大豊小学校における取組を進めている。大豊小学校での取組の成果を他の学校に波及させていくことで、市内における合理的配慮について理解・啓発を図っていきたいと考えている。

また、潟上市の平成 26 年度学校教育の重点事項として、「特別支援教育の視点を生かした魅力ある学校・学級づくりの推進」が掲げられている（資料①）。具体的には、「全校指導体制の確立と個別の支援の充実」、「ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学級経営」を目指している（平成 24 年度～）。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

年 1 回、潟上市全体の学校教育の評価があり、その中で特別支援教育についても評価している。この特別支援教育の評価対象としては、通常の学級に在籍している特別な支援が必要な子どもやその周辺の気になる子どもへの教育的対応も含まれている。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

社会福祉課、健康推進課、教育委員会の 3 課の担当者が、障害のある子どもや発達等について気になる子どもを対象としたケース会議を実施している。

また、社会福祉課、健康推進課、幼児教育課、教育委員会の 4 課の担当者が連携協議会を実施する体制を整えている。この連携協議会では早期からの支援体制の構築のための協議を進めるとともに、個別に支援を要する児童生徒について情報共有を図ることが考えられている。

(2) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

平成 25 年度より県事業「インクルーシブ教育システム構築推進事業・みんなで創る特別支援教育推進事業」と称して各校におけるケース検討会議等が行われている。そこでは、各校における支援を要する児童生徒への支援の在り方の検討や校内指導体制について話し

合われている。市としても、平成 22 度から特別支援教育コーディネーターによる特別支援教育連絡協議会を開催し、市の重点に沿った特別支援教育の推進に努めてきている。

また、秋田県立養護学校天王みどり学園が主催している特別支援連携協議会の潟上市部会では、バリアフリーマップの作成等の取組も行われている。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

「こんにちは赤ちゃん訪問」「乳幼児健康診査（4 か月、7 か月、10 か月、1 歳半、2 歳半、3 歳半）」の際に、育児相談や医師との面談において支援を要する対象児について保健師が継続して相談活動を行い、療育センターや他の機関へつなげている。5 歳児健診等とは行われていないが、園訪問等で必要な情報が得られている。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

市内 4 か所に「子育て支援センター」が設置されており、親子が一緒に遊びながら、子ども同士・親同士の交流を深める場を提供したり、子育て相談や子育て情報の提供、育児サークルの支援などを通して地域の子育て家庭を応援したりしている。また、同センターでは、保健師を交えて発達相談を行っている。

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

公立の保育所や幼稚園では、障害のある子どもも受け入れており、必要に応じて支援員を配置している。また、公立の保育園では、入園していない子どもでも、急な仕事や病気、冠婚葬祭など家庭で保育できない時には、一時的に子どもを預かる「一時保育」を行っている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

公立の保育所や幼稚園の園長、主任及び特別支援教育コーディネーター、担任による日常の観察及び園内ケース検討会での情報共有を行い、専門チームの巡回相談等を要請して、観察及び検査の実施などにつなげている。また、園長会議（月 1 回）において各園の状況を確認し情報共有している。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

健康推進課、社会福祉課で対象児についてそれぞれ課内での情報整理のためにファイルを作成しているが、関係課間の十分な情報共有のツールとしての活用には至っていない。

保護者が管理し、様々な機関と情報共有を図るための「相談支援ファイル」は特にないが、小学校就学時の移行の際には、「子どもたちの楽しい学校生活のために」という就学支援ファイルを作成している。

(6) その他

保育所と幼稚園は、垣根なく柔軟に連携できており人事交流も行われている。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

市内各園（保育所及び幼稚園）の年長児の保護者に、毎年6月、就学・教育相談に関するリーフレット（資料②）を配付し、市ホームページにも同様の内容を掲載して周知を図った上で、6月の就学指導委員会で情報提供のあった対象児について園訪問や保護者面談を行う。専門検査員の園訪問を含めた諸資料を基に11月に就学指導委員会で協議し就学先を決定し、その後、就学先への情報提供を行っている。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

就学に関わる保護者相談を市役所内で随時行っている。今後は、専門の相談員を配置したいと考えている。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

毎年11月に、各小学校を会場に、各学区の対象児全員に実施している。学校医、学校の養護教諭、市教育委員会事務局職員が担当し、各校教職員が検査を補佐している。

(4) 保育所や幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

潟上市では、平成22年度より、一人一人の子どもが楽しく充実した学校生活を送れるように、小学校就学時に、必要と思われる配慮や支援について保護者とともに考えながら作成する「子どもたちの楽しい学校生活のために～就学支援ファイル～」を活用している。本ファイルには、家庭が記入する欄と保育所や幼稚園が記入する欄があり、保護者の気づきを重視している。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

年長児のいる家庭に相談関係のパンフレットを配布するなどして、就学に関する情報を提供している。また、2月に各小学校で保護者説明会があり、そこに教育委員会の担当者も参加し、発達障害等に関するパンフレットを配布して説明している。

(6) その他

小学校就学後に、一人一人の子どもの状況に応じて、学びの場の変更は柔軟にできている。また、研修の一環で、保育所や幼稚園と小学校の職員が、相互に職場体験を実施しており、お互いの仕事のことや子どもの様子などに関する共通理解を図ることができている。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

モデル事業の対象校である潟上市立大豊小学校では、障害のある子どもへの合理的配慮を検討するケース会議が日常的に行われており、そこで検討し提供した合理的配慮を「合理的配慮一覧」にして、個別の指導計画に挟み込み、継続して支援できるようにしている。潟上市では、こういった先導的な取組について、リーフレット（資料③）等を活用して、他の学校等に情報発信している。

また、他の学校でも基礎的環境整備に関する理解が進み、必要なことには各校で積極的に取り組むようになってきた。予算が限られているため、必要な材料を購入して、学校の職員が自分たちで環境整備を行う例もあった（例：身長の高い子どものために蛇口の位置を下げる）。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

市教育委員会が、授業参観やことばの検査等をとおして、特別な支援が必要な子どもに関する情報の収集に努めている。

ことばの検査は、小学校1年生の6月に実施している検査で、通級による指導が必要な子ども等が対象となっている。県の教育専門監（指導力の高い特別支援学校や小・中学校の教員。所属校以外の学校の教科指導等を支援している。）や特別支援学校の地域支援部の教員、通級指導教室担当教員らによるチームで実施している。このチームでフォローアップも行っている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

校内委員会が機能していないと思われる学校には、市教育委員会の担当者が訪問し、指導している。また、複数の校内組織を設け、教職員間で共通理解を深めながら合理的配慮の充実を図っている大豊小学校の取組など、校内委員会をうまく活用したよい事例等については、市の校長会で積極的に紹介している。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

特別支援学級在籍の子どもと通級による指導を受けている子どもを対象に、実態調査を年度初めに毎年行っている。その中で、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成状況も調査して、状況把握に努めている。

小・中学校の要請に応じて、県の「専門家・支援チーム」が巡回相談を行うシステムがあり、その中で個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と評価に関する支援も行われている。この巡回相談に、市教育委員会の担当者が一緒についていくこともある。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

モデル事業の対象校である潟上市立大豊小学校では、合理的配慮協力員、学校生活支援員、看護師、学習支援員が配置されている。

潟上市全体（小・中学校全9校）では、学校生活支援員40名、学習支援員10名、看護師1名が市の予算で配置されている。なお、看護師は、必要な学校には8年前から配置してきた。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

潟上市立大豊小学校では、通級指導教室担当教員は1名で、利用している児童数は、自校通級が11名、他校通級が7名である。通級指導教室が少ないこともあり、他の市町村からも通級している児童もいる。また、通級指導教室担当教員は、要請があれば出張して他校の保護者の相談にも対応している。

(7) その他

小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、基本的には各校に1名配置されているが、中には教員の専門性に応じて複数で動いている学校もある。県主催の特別支援教育コーディネーター研修会に4回参加すると修了証を取得ができる。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

居住地交流を実施している市内の子どもは計12名である。年間計画のもと、子ども一人一人の実態に応じて実施している。実施の際には、保護者と在籍している特別支援学校の教員が付き添うことが多い。

(2) 学校間連携（域内の教育資源の組合せ）により教育の充実が図られている。

小・中学校の連携チームが市内に3つあり、各チーム内で子どもたちの情報共有が密に行われている。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

モデル事業の対象校である大豊小学校以外の学校でも関係機関との連携はできている。市内には、総合教育センターや特別支援学校など資源が充実している。また、各校の特別支援教育コーディネーターを中心にした連絡協議会を年3回ほど開催し、情報交換を行っている。

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

市内に特別支援学校があり、各小・中学校のニーズに応じて活用している。心理検査の実施等も行われている。また、保護者が特別支援学校の教育相談を利用するケースもある。

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

域内の県立特別支援学校のセンター的機能により、地区の各市町村の関係機関が連携協議する組織が確立されている。

7. 教育の専門性に関すること

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

基本的には、日頃からの実践と研修の積み重ねが重要であると考えている。また、市の校長会や研修会でインクルーシブ教育システムについて積極的に理解啓発を図っている。

(2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

特別支援教育に関する市独自の研修システムはないため、県主催の研修に参加している。なお、県の調査で、特別支援教育に関する研修を受けたことがない教員は0名になったことが明らかになった。また、年に数回実施している市主催の教員研修会（市内の全教員が参加）では、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を推進するため、必ず特別支援教育の内容を入れている。

(3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に運用されている。

県の人事では、どの学校にも核となる特別支援教育コーディネーターを配置している。一方、市では、学校生活支援員、学習支援員、看護師を採用・配置している。支援員を対象とした研修会も開催している（市で年2回）。

また、小・中学校と特別支援学校間で人事交流が行われている。

8. 社会基盤の形成に関すること

（1）地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

モデル事業の対象校である潟上市立大豊小学校の取組を市の広報誌で紹介するなど、インクルーシブ教育システム構築について地域市民への理解啓発を進めているところである。

また、平成 26 年度は、市主催の発達障害に関する教員研修会に市民が参加できるようにした。

（2）生涯にわたりいつでもサポートを受けられる体制が確立されている。

保護者の相談窓口としては、社会福祉課、教育委員会、各校（園）の大きく3つが挙げられる。それぞれがつながっているため、どこで相談を受けても柔軟な対応が可能となっている。

（3）自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

平成 25 年度から部局を越えたケース会議を実施しており、社会福祉課、健康推進課、教育委員会の担当者が情報を共有する仕組みができています。

9. 成果と課題

（1）成果

まず、モデル事業の取組をとおして、学校教育課と他の課との連携が深まってきた。例えば、課を越えて、実務担当の職員同士でケース毎の情報共有を行う機会が増えた。こうした「つながる」意識の向上は成果の一つである。

次に、成果を普及するための研修会講師の招へいやリーフレット（資料③）の作成に当たっては、担当職員と協議及び連絡調整を進め、域内にインクルーシブ教育システム構築の必要性や合理的配慮の進め方、校内体制の整備の在り方などについて情報発信することができた。それによって、徐々に大豊小学校（モデルスクール）以外の学校の意識も高まってきた。

（2）課題

障害のある子どもへの合理的配慮の提供を考えると、保育所や幼稚園、小学校、中学校の接続（引き継ぎ等）が課題である。ただし、就学が迫ってから基礎的環境整備や合理的配慮を考えるのではなく、障害のある子どもの実態やニーズを早期に把握し、教育委員会や学校が見通しをもって検討を進めていく必要がある。

また、今後も教員や保護者に対して、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮等について理解啓発を進めていく必要がある。

【潟上市立大豊小学校における取組】

1. 学校の概要

大豊小学校は、特別支援学級4学級と通級指導教室（LD等）が設置され、潟上市における特別支援教育の拠点校的な役割を果たしている。通級指導教室では自校通級の他、市内及び近隣市町村からの通級も受け入れている。

校内では、特別支援教育コーディネーターを複数配置するなどして校内体制を整備し、様々な実態の児童の支援に当たっている。

また、特別支援学級では、市内の特別支援学校（知的障害）との交流及び共同学習も行っている。

2. 組織・運営に関すること

（1）学校経営方針・計画への位置づけ

平成26年度の学校経営の重点として、「（1）豊かな心の育成」、「（2）確かな学力の定着」、「（3）特別支援教育の推進」、「（4）信頼される学校づくりの推進」という4つの柱が設けられている。「（3）特別支援教育の推進」の内容は、①児童理解に基づく全職員体制の組織的な指導、②インクルーシブ教育システム構築に向けた積極的な研修、③保護者や関係機関等との積極的な連携、の3点である。

（2）支援の必要な子どもの気づき、判断、支援内容の検討

市内には県総合教育センター及び特別支援学校（知的障害）があり、日常的に連携し、専門的見地からの助言を受けることができる。特別支援学校には年間計画に基づいた定期訪問を依頼し、継続的に助言を受け指導に生かしている。

（3）個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用

モデル事業における事例対象児童について定期的に「ケース会議」を行い、実態把握と具体的な配慮の検討・検証を行った。ケース会議では付箋を活用しながら観点別に合理的配慮を検討しその都度「合理的配慮一覧」を更新し、個別の指導計画に挟み込んでいった。

（4）校内支援体制に関すること

①専門職員、支援員等（合理的配慮協力員）の人材活用

特別支援教育を専門分野とし、学校心理士及び初級教育カウンセラーの資格をもつ退職教員が合理的配慮協力員として配置されている。合理的配慮協力員は、学校内の体制整備の推進、学校内外の関係機関との連絡調整、研修会の企画、特別支援教育コーディネーターへのアドバイス、ケース会議への参加、事例記録等を行った。また、校内職員向けに「インクルーシブ通信」（資料④）を発行し合理的配慮の実施状況や事例対象児童の様子、関連情報や書籍の紹介等の情報提供を行った。

②校内の特別支援学級、通級指導教室の活用

特別支援学級の教育課程を見直して、交流学級での学習の機会を保障するとともに、交流学級での座席位置や他の児童とのコミュニケーションの取り方などを検討した。これにより、モデル事業における事例対象児童が、積極的に自分の考えを发表或し、友達と関わったりする様子が見られるようになった。

③その他

合理的配慮の充実を図るために、校内では、「インクルーシブ推進チーム」、「インクルーシブ検討委員会」、「インクルーシブ全体協議会」の3つの組織を設置した（資料⑤）。

（5）地域の外部機関との連携や活用に関すること

①特別支援学校のセンター的機能の活用

指導が困難な児童の担当教員は、市内の特別支援学校の教育専門監による個別的な支援を受けることができている。また、児童の障害や教育的ニーズによっては、市外の特別支援学校（肢体不自由や病弱など）のセンター的機能を活用することもある。

②医療・福祉機関等との連携

病気の治療のため、定期的に通院している児童については、学級担任が主治医に電話連絡するなど、医療との連携を進めている。また、児童が利用しているリハビリテーション施設を参観し、補助具等について情報を収集するなど、関係機関との連携に努めている。

3. 成果と課題

（1）成果

前述の校内組織を機能させながら、複数の職員で定期的にケース会議を開催し、モデル事業における事例対象児童についての合理的配慮の検討を行ったことで、児童の実態の変容を確認しながら、多様な配慮を提供するとともに配慮の変更や調整も柔軟に行うことができた。また、特別支援学校や医療機関からの助言により教材教具や支援方法の改善を行った。保護者面談では、様々な情報を共有し、保護者の思いを知ることで、多様な場面での合理的配慮に反映させ、合意形成を図ることができた。

また、モデル事業における事例対象児童への合理的配慮として作成した教材は、他の児童にとっても効果的であった。このことは、授業のユニバーサルデザイン化を検討していく上でも大変貴重な成果となった。

（2）課題

モデル事業における事例対象児童への合理的配慮について検討及び提供するに当たって、ケース会議を通して多様な配慮を検討することができた反面、会議の時間調整が難しく、関係者の時間的な負担も大きかった。配慮について付箋を用いながらその場で検討していく方法で行ったが、より効率的、効果的、継続的に進められる実施方法を検討していく必要がある。

また、児童の実態に応じて変更や調整を加えながら合理的配慮の提供を継続することが

できるよう、特別支援教育に関する基礎的な知識や技能に関する研修を行い、全職員の専門性向上を図る必要がある。

(森山貴史、涌井 恵)

【資料①】平成26年度 潟上市の学校教育の方針



平成26年度 潟上市の学校教育の方針

今年度の重点事項 **1 確かな学力と豊かな人間性の育成** **2 ふるさと教育の充実**

こんな潟上っ子に **他者とつながりをもって学びを共有・深化する子ども**

ふるさとを知り目標をもって生きる 持ち味を自覚し意欲をもって学び続ける

●幼・保・小・中の連携 校種間を貫く教育の推進

- ・発達段階を踏まえた指導体制の整備
学年・年齢相応の課題、個人・集団の課題に応じた計画的・継続的な指導
- ・児童生徒の言葉でつなぐ授業の構築と継続
- ・自己の持ち味の自覚、学習意欲の向上と学習習慣の確立

●キャリア教育の視点を生かした ふるさと教育の充実

～心の居場所がここにある～

- ・道徳教育を核とした心の教育の指導体制の確立
- ・ふるさと潟上を知り郷土に学ぶ学習（先人、石川理紀之助や八郎湖の自然など）

●特別支援教育の視点を生かした魅力ある学校・学級づくりの推進

- ・全校指導体制の確立と個別の支援の充実
- ・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学級経営



よく見て 試して 考える

かたがみのほし

学校経営

- 重点目標
創造性に富む個性とたくましい行動力を育む学校経営
～地域に根ざした特色ある学校づくり～
- 努力事項
 - 1 家庭、地域の教育資源や教育力を活用する「地域の学校づくり」
 - 2 主体的に学ぶ力を育む学習指導を展開し、生涯学び続ける児童生徒の育成
 - 3 心を育むふるさと教育の充実
 - 4 特別支援教育の充実

◎学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成と学校教育の推進

- 市教育委員会；定例、学校訪問
- 市校長会；定例、臨時
- 市教頭会；定例
- 学校評議員会
- 市小・中学校進捗推進協議会；市全体、各中学校区
- 市幼保小連携推進協議会
- ふるさと学習推進事業
- 学校支援地域本部事業
- 市読書推進委員会
- 開かれた学校づくり；みんなの選抜日
- ・第三者評価、学校評価、人事評価システム、地域支援コーディネーター
- ・特別支援教育；生活サポート支援事業、進級指導教室
- ・防災教育、健康安全教育、食育の推進

子ども達のキーワード

「学力・体力」
「人とかがわる力」
「安定した前向きな感情」

学習指導

- 重点目標
主体的に学ぶ力を育てる学習指導の充実
- 努力事項
 - 1 基礎学力の定着を図る学習指導
 - 2 個を伸ばす学習指導
 - 3 主体的・創造的・協同的に生きる力を育てる総合的な学習の時間の充実
 - 4 指導に生かす評価の工夫
 - 5 教育連携を活用した指導力の向上

◎学習指導要領協議会

- 外国語活動推進事業
- 教科力向上、教育者専門性
- 教育の充実支援事業
- ・全県学力・学習状況調査
- ・県学習状況調査
- ・県小人数学習推進事業
- ・県単元評価協議会
- ・学校サポーター、圖書文員
- ・ALT
- ・家庭学習の充実
- ・1・2・3運動
- ・土曜塾
- ・情報教育の推進

潟上市 総合発展計画

生き生きかたがみの夢づくり

一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市

生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

潟上市 学校教育ビジョン

～創造性と人間性を育む教育の推進～

生徒指導

- 重点目標
互いのよさを認め合い思いやる心を育てる生徒指導の充実
- 努力事項
 - 1 温かい人間関係を育み、信頼で結ばれた学校生活の確立
 - 2 心が通い合う学級づくりや児童会・生徒会活動の充実
 - 3 いじめ問題への全校体制による指導と、教育委員会・関係機関との連携
 - 4 不登校への全校体制による指導・援助と、教育委員会・関係機関との連携
 - 5 家庭や地域社会、関係機関との連携の強化

○相談体制の整備

- 市地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- 市生徒指導連絡協議会
- ・スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、心の健康相談員
- ・地域安全マップ協議会
- ・緊急指示（F.A.I.等）
- ・親子安心メール
- ・中央さわかき教室
- ・スペース・イオ

道徳教育

- 重点目標
豊かな心の育成と道徳教育の充実
- 努力事項
 - 1 全体計画や年間指導計画の作成
 - 2 児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成
 - 3 道徳実践力を育てる道徳の時間の充実
 - 4 体験的な活動の積極的な推進

◎豊かな体験活動

- ・ボランティア活動推進
- ふるさと教育
- 道徳教育推進教師を核とした全校体制での取組

特別活動

- 重点目標
主体性と社会性を育て意欲的な活動を促す特別活動の充実
- 努力事項
 - 1 望ましい集団活動の展開を目指す指導計画の作成と活用
 - 2 集団の一員としての自覚を高め、意欲的な活動を促す実践の充実
 - 3 学校生活を豊かにし、夢や希望を育む指導の充実

○縦断教育

○ふるさと教育

キャリア教育（進路指導）

- 重点目標
自他よさに気付き、夢と希望のある生活や将来をつくり出す力の育成
かかわる みつめる むかう きめる すずむ
- 努力事項
 - 1 発達段階を踏まえたキャリア発達課題を指導計画等に示す。
 - 2 係活動や当番活動、自然体験や社会体験、体験的な学習を通じて、きめ細かな生き方指導の充実を図る。
 - 3 学ぶことと働くことの関わりから、生きることの尊さを実感させるために道徳教育との連携による指導の充実を図る。
 - 4 幼稚園、保育園・小学校・中学校の連携を軸とした校種間を貫く教育を推進する。

○市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会

○総合的な学習の時間等の充実

教職員研修

- 重点目標
教職員の力量を高める研修活動の充実
- 努力事項
 - 1 自己研修の充実
 - 2 自校の教育課題の解決を図る校内研修の充実
 - 3 教育に関する連携の推進

○県市教育連携

- ・県関係各機関教職員研修
- ・初任研 10年研
- 市教職員研修会
- ・市の重点課題に即した研修の推進
- 学校間連携の推進
- ・相互授業参観・研修

幼・保・小連携 小・中連携 家庭や地域との連携 (各課との連携)

【資料②-1】就学に関する保護者向けリーフレット（6月）

お子さまの楽しい学校生活のために

～来年度小学校入学のお子さまをおもちの保護者のみなさまへ～

小学校入学は、お子さまにとっても保護者の方にとっても、とても大きな出来事。『勉強についていけるかしら』『先生の話がちゃんと聞けるかしら』『集団行動ができるかしら』『給食が食べられるかしら』といった保護者の方の心配をよそに、子どもは日々、成長していきます。

入学を控えたこの時期に、お子さまのことで、たとえば次のように、気になることはありませんか。

- ☆ことばの発達気になる
- ☆情緒が不安定
- ☆性格や行動に心配がある
- ☆体が不自由
- ☆心や体の発達が気になる

潟上市教育委員会では、いつでも、教育相談、就学相談に応じています。

また必要に応じ、①教育機関の担当者の紹介

②医療機関の受診

③学校見学・・・などにつなげていきたいと考えています。

小学校入学を前に、「心配なことがあるけれど、どこに相談したらいいかわからない」という方、一人で悩まずに、いつでも教育委員会にご相談ください。

また、8月18日(月)には「就学や教育に関する相談会」を行います。

申込み方法は市広報8月号でご確認ください。

(申込みを希望する場合、用紙は園からももらえます。)

連絡、お問い合わせは下記担当までどうぞお気軽に

潟上市教育委員会教育部学校教育課

潟上市飯田川下蛇川字八ツロ70

潟上市役所飯田川庁舎内

TEL 877-7809

FAX 877-3800

(担当 金 美妃・山田敬輔)

平成26年6月



【資料②-2】就学に関する保護者向けリーフレット（2月）

お子さんの小学校入学を控えたおうちの皆さまへ

平成26年2月 潟上市教育委員会

めざせ！かたがみの「ほ」「し」



「受けとめる」

～おとなはキャッチャー 子どもがピッチャー～
 …まずよく
 「見る」「聴く・聞く」「触れる」「会話する」
 …「だろう（決めつける）」「うちの子は ころなんだ」から
 「かもしれない」「そうなんだね」へ…

「ほめる」（認める）

本気で 具体的に
 「しつける」「しかる」
 率先垂範・手本を示して
 今、正すべきことを一つだけ叱る
 叱ったら見届け、きちんと認める

子どもの個性を 受けとめ 支えるために

一人ひとり、好きな遊びや食べ物に違いがあるように、子どもには様々な個性、豊かな可能性があり、物ごとへの興味のもち方や友達とのかかわり方は様々です。それが、中には、小学校に入学する頃に、集団の中での過ごしにくさや苦しさを感じるようになる場合があります。

入学前後から「ちょっとした配慮」がされることで、お子さんの学校生活はずっと過ごしやすいものになりますし、低学年の時期にしっかり対応していくことで、その後の成長につながります。

こんなことが
気になるけれど…

そんなときに
早めに相談…

●…コミュニケーションの面では

- ・友だちとうまくかかわれず一人で遊ぶ。
- ・興味や関心の幅がせまく、特定のことに強いこだわりがある。
- ・含みのある言葉の意味が分からず、表面的な意味だけで理解する。

●…行動面では

- ・（不注意）集中して話を聞いたり考えたりすることが苦手である。
- ・（多動性）じっとしていることが難しく、過度な離席やおしゃべりがある。
- ・（衝動性）人の話をさげざって話したり、活動のじゃまをしたりする。

●…学習面では

- ・文章を読むとき、たどたどしかったり読み飛ばしがあったりする。
- ・計算はできるが、筆算では「けた」がずれてまちがう。
- ・いろいろな言葉や意味を知っているが、平仮名や漢字で正しく書けない。

これらはあくまでも「発達障がい」の特徴の一つです。また、たとえ「発達障がい」だと専門機関で診断されたとしても、基本的には知能発達の遅れではなく、落ち着ける環境が保障されれば、自分にあったペースで学べることが分かっています。

まず
学校へ

学級担任
校長・教頭
教務主任・学年主任
特別支援教育コーディネーター
養護教諭（保健室）
子どもと親の相談員（相談室）

※教育相談
 ※就学相談
 （就学支援シートの活用）



地域には

秋田県総合教育センター 支援班
 県立養護学校天王みどり学園
 地域支援部

（各中学校）
 スクールカウンセラー

●潟上市通級指導教室
 （大豊小学校内）
 ●教育委員会 総務学事課

一人一人のお子さんが 楽しく充実した学校生活を送ることができるように
 お子さんに必要と思われる配慮や支援についてみんなで一緒に考えていきましょう。

か（潟上の一人一人のお子さんが） た（楽しく生き生きと） が（学校生活を送れるよう） み（みんなでサポート!）

【資料③】インクルーシブ教育システム構築モデル事業リーフレット

未来に向かう子ども・一人ひとりが輝く学校
～インクルーシブ教育システム構築に向けて～



共生社会の形成

インクルーシブ教育とは？

障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指します。

＜本質的な視点＞

- ◎ 授業が分かる
- ◎ 学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすことができる
- ◎ 生き力を身に付けることができる

「基礎的環境整備」とは？

- ・法令に基づき又は財政措置により、国は全国高等学校、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備を行うこと。

「合理的配慮」とは？

- ・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有し、行使することを確保するために、学校の監督者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ・障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に必要とされるもの。

平成25年度 文部科学省 インクルーシブ教育システム構築モデル事業
秋田県湯上市教育委員会 湯上市立大豊小学校(モデルスクール)

平成26年3月

モデルスクールの1年

校内研修会



ケース会議



インクルーシブ教育研修会



インクルーシブ通信



8月には「インクルーシブ教育とは～今何が求められているか～」をテーマに大学講師による全校研修会を実施しました。基本的な事から理解し、グループに分かれて子どもへの合理的配慮を考える演習を行うことで共通理解に繋がりました。

事例対象の子どもについて、担任、交際学級担任、連絡指導教室担当、特別支援教育コーディネーター等の関係者で実態や合理的配慮の検証、実施体の検証、直直し等について定期的に話し合っています。

11月には国立特別支援教育総合研究所から講師を招いて「インクルーシブ教育を進めるために」をテーマに研修を行いました。校外からも多数の参加があり、子どもの学び方の違いと具体的な配慮について演習を行いながら研修を深めました。

校内では「インクルーシブ推進チーム」が核となって事業を進めています。合理的配慮の実施状況や事例対象の子どもへの姿、研修会を振り返ってのポイントや講師からのアドバイス、書籍やウェブサイトからの具体的な情報などを通信で提供し、校内での共通理解に努めています。

障害者の権利に関する条約第24条によれば「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 署名時仮訳:包摂する教育制度)とは、人間の多様性の尊重の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学び合ふことであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

※「障がい」の表記について※ 湯上市では障害の障記として「障者」を混在させないが通例ですが、学術名や法令の言葉として使用されている場合の引用の際に、「障がい」「障者」が混在することがあります。

参考：平成24年7月23日 文部科学省 中央教育審議会初等中等教育分科会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

参考ウェブサイト 文部科学省 [URL:http://www.mext.go.jp/](http://www.mext.go.jp/)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 [URL:http://www.nise.go.jp/](http://www.nise.go.jp/)

連絡・お問い合わせ先 秋田県湯上市教育委員会 [URL:http://www.city.kitagami.lg.jp/](http://www.city.kitagami.lg.jp/)
秋田県湯上市立大豊小学校 [URL:http://dhietsu.city.kitagami.akita.jp/school/otoyo-se/](http://dhietsu.city.kitagami.akita.jp/school/otoyo-se/)
Tel:018-877-2088

【資料④】インクルーシブ通信



◆◆ こんな「合理的配慮」を行っています！ ◆◆

■さん

階段を上ったり、急いで歩いたりするのが大変になり、転ぶことも多くなってきました。

10月に本人、保護者からの希望があり、体調に応じて階段昇降機（上り）や車いすを使って体への負担を少なくするようにしています。

また、自分の体に関心を持ち将来的には自己管理できるようになってほしいと考え、通級の時間を活用して養護教諭と体重、食生活、寝る時刻などについて学習する機会を作っています。



■さん

読みの苦手さや漢字を覚えにくい特徴があります。

学級担任と通級指導教室担当が相談しながら指導を工夫しています。例えば漢字テストの前に予め同じプリントを渡して練習しやすくしたり、国語の教科書を通級の時間に先生と一緒に読んで、読みにくい箇所をチェックしたりしています。

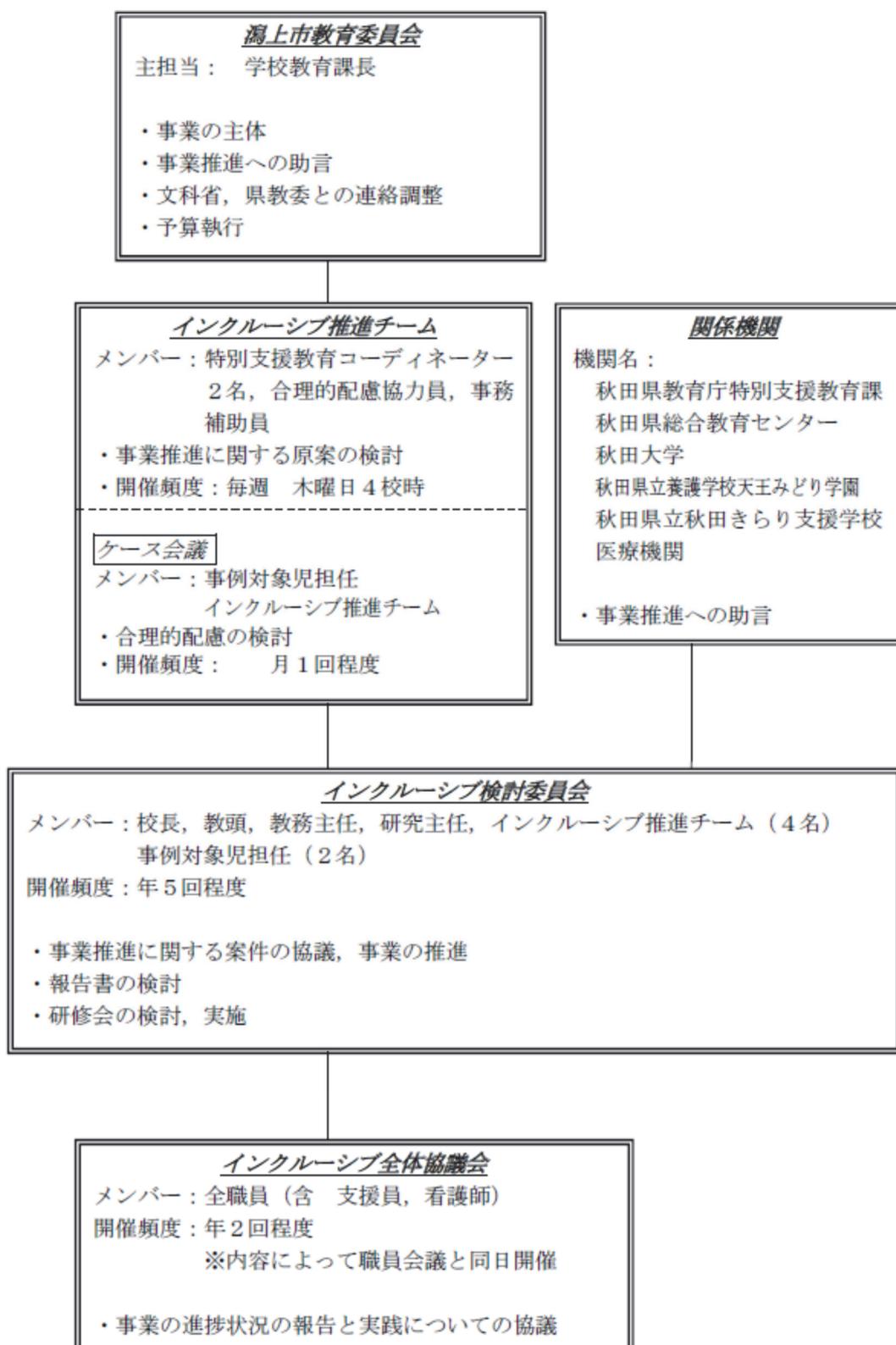
読むことに時間がかかると十分に読解することが難しくなります。読みの「流暢性」を高めるため、目の動きのトレーニング（たてに読む・横に読む・視点を素早く移す）やメトロノームを使ってリズムよく読む練習なども行っています。



「インクルーシブ教育」について紹介するパネルを作成しました。

140周年記念式典や学習発表会にいらした来賓や保護者の方に見ていただくことができました。

【資料⑤】大豊小学校 事業推進組織図（平成 26 年度）



関係部局間の連携による「途切れない子ども支援」の実践

三重県いなべ市

地域の概要

三重県いなべ市は、平成 15 年に藤原町、北勢町、員弁町、大安町の 4 町が合併して誕生した。三重県北端部に位置し、桑名市や四日市市と隣接している。かつては純農村地帯であったが、近年、市周辺に自動車関連等の工場が多くできて他地域からの人口流入が増え、その割合は地域によっては 5 割を超える。これに伴って働く保護者が増え、その保護者からの要望で幼稚園を保育所にする取組が進められた。平成 22 年度にはすべての幼稚園を保育所とした。合併後まもなく「途切れない子ども支援」の事業を始めた。この事業により、関係各部局間での連携が進み、平成 19 年には「チャイルドサポート事業」を立ち上げて、「途切れない子ども支援」の取組がスタートすることになった。「途切れない子ども支援」は、妊娠、出生から保育園入園までの保護者及び本人に対する支援と、保育園、小・中学校、高校や大学等における本人の教育的ニーズに対する支援、そして就労後の支援をつなぐ、総合的な計画になっている。

- ・人口：46,245 人（平成 27 年 1 月）
- ・出生数：346 人（平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月 30 日）
- ・幼稚園：なし
- ・保育所：14 園（公立 7 園、社会福祉協議会立 4 園、私立 3 園）
- ・小学校：15 校
 - 特別支援学級設置 14 校（知的 13 学級、自閉・情緒 8 学級）
 - 通級指導教室設置 2 校（ことばの教室 1、LD 等教室 1）
- ・中学校：4 校
 - 特別支援学級設置 4 校（知的 4 学級、自閉・情緒 3 学級）
- ・高等学校：高等学校数 1 校（県立）
- ・特別支援学校：なし

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

(1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

平成 19 年 11 月にチャイルドサポート計画が作成され、平成 20 年 3 月に「チャイルドサポート（子ども総合支援）事業実施要綱」が発効した。この事業実施要綱の目的に基づきシステム構築に向けて「市内に在住する発達に支援を必要とする児童の健全な育成を図るため、保健、福祉、教育、就労に関する業務を担当する部署の相互の緊密な連携のもとに、要支援児童の早期発見と健全な発達の支援に必要な事業を実施する」こととしている。

途切れなく、すべての子どもの成長・発達支援を、子どもの成長の過程で関係するすべての機関や人が実施していくことを目指している。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

「いなべ市発達支援システム『チャイルドサポート』」事業計画、「ハピネスファイル」個別の支援計画を作成し、保育所や小学校、中学校に通う子どもの発達支援に関する総合的な事業を進める。「ハピネスファイル」の活用により、市外の高等学校との連携、また、就労支援も視野に入れて進めている。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

「加配保育士の配置状況と経過」、「育児相談・教育相談数等の推移」、「不登校児童数の推移」を体制づくりの一つの評価の観点としている。また、CLM【チェック・リスト・イン三重（早期支援のための発育チェックリスト：三重県立小児心療センターあすなる学園作成）】やQ-U調査（学級満足度調査）、NRT学力調査等を用いて学校や幼児児童生徒の変化を客観的に捉えたり、個別の指導計画によって支援を必要とする一人ひとりの子どもの状況変化を把握したりして、併せて評価を行っている。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

平成23年度に「健康こども部 発達支援課」が発足し、就学前と学校教育、卒業後をつなぐ部局となった。「いなべ市チャイルドサポート（こども総合支援）事業実施要綱」に基づき、社会福祉課、こども家庭課、健康推進課、発達支援課、学校教育課の5課が連携し、特別支援に関する事業（別添資料「こどもたちが健やかに育ちますように」を参照）を分担して行っている。いなべ市では部局間での併任発令があり、福祉部局である発達支援課の発達アドバイザーは教育委員会の指導主事を併任している。また、校長経験者が発達支援課の指導（調整）監となり、特別支援教育の観点で各課との調整に当たっている。

(2) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

上述した担当5課の実務代表者が集まって情報交換を行うチャイルドサポート事業担当者会や、支援システムの現状を再検討し新たなシステム構築を考えるプロジェクト会議が設置されている。これらの会議では、それぞれの所有するデータが共有化される。一方、学校関係では、小・中の途切れない支援を考える特別委員会や、ハピネスファイルの利用と内容を考える特別会議等を設置している。

3. 早期支援体制に関すること

(1) 出生時から就学まで相談支援体制が確立している。

「ペリネイタルビジット」（別添資料「こどもたちが健やかに育ちますように」を参照）から始まり、生後2～3か月で保健師による乳児訪問「こんにちは赤ちゃん訪問」、「乳児健診」を経て、子育て支援センター保育士が全戸訪問する「1歳おめでとう訪問」、「2歳

児歯科教室]、「乳幼児健診」と続く。3歳児と4歳児ではCLM（チェック・リスト・イン三重）を使用して発達確認を行う。そして就学の前年には、移行期における引き継ぎを行うとともに、就学に関する教育相談が必要な子どもをピックアップする就学アセスメントを行う。一方、年3回程度、保育所の5歳児は小学校授業参観を行う。就学に関する教育相談が必要な5歳児に対して、春と秋にCLM（チェック・リスト・イン三重）を使用した発達確認を行い、成長の様子を保護者と共有して就学に関する教育相談の資料とする。

（2）子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

保健師は、妊婦教室をはじめとして、生後2か月の「こんにちは赤ちゃん訪問」等で母親や子ども自身と接し、子どもの育ちと関わりながら指導、支援を行う。その中で子ども状況の把握と保護者の信頼感も獲得している。

保健師は、保育所入園から卒園まで保護者の育児相談、発達相談を担当し、保護者の要請に基づいて保育所訪問を行って子どもの育ちの状況を保育所に伝え、子ども支援につながる保育内容を保育士とともに考えている。また、保護者の要請に基づいて発達検査を実施する。保護者、保健師、保育士、発達支援課アドバイザー等が発達検査の結果をもとに、子どもの成長に必要な支援を話し合う。その際の保護者支援は保健師が行っている。

（3）保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

保育所主催の未就園2歳児を対象にした「2歳児子育てランド」を実施している。保育士、保健師、栄養士、子育て支援センター保育士、そして発達支援課アドバイザーが参加し、子ども状況の把握と保護者相談に対応している。

保育所において保育士は、それぞれが担当する子どもについて「年案」「月案」「週案」を作成して目標を設定し、それに基づく保育実践を進めるとともにそれぞれの時期に評価をしている。また、週案については、毎日の日誌をつけており、個々のこども状況の実態を改めて見つめなおして保護者と共有し、次の実践へと進めていく。

（4）支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

保育所内で保育士研修会を実施し、心理士や言語聴覚士の巡回訪問等で指導を受けながら、子ども状況の把握とその保育内容の向上に向けての取組を行う。発達支援課アドバイザーの訪問や「ステップアップ教室（個別の療育）」、各園で行われる「はなまるタイム」などは、子ども自身の学びはもちろんであるが、子どもと共に参加する保育士の研修の場としても重要な機会と位置づけている。

（5）情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

いなべ市の事業として、子育て支援ファイル（ハピネスファイル）を作成した。ハピネスファイルは、就学前から就学期用と就学後用の2別冊になっている。内容は、個人のプロフィールや個別の支援計画、そして、個別の指導計画であり、就学前から学校入学後も活用できるようになっている。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

いなべ市では、市内のすべての保育所で、園職員、地区担当保健師、発達支援課アドバイザー、学校教育課指導主事、各中学校区の教育支援委員によって「就学アセスメント」が行われている。早い時期から園・学校・行政の担当者が保護者と話し合いを重ねているため、教育委員会が判定した就学先に100%に近い割合で児童が就学している。判定と異なる就学先を保護者が選択する場合についても、保護者の意向を尊重し、最終的に合意に至っている。その際には、就学前の保育・療育機関や発達支援課からの引き継ぎにより、児童にとって必要な支援が行われている。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

就学に関する教育相談は、発達支援課の小・中学校担当と健康推進課保健師で「就学アセスメント」を実施して、保育所園長や担任、発達支援課の職員も加わり、保護者の意見を尊重しながら進めている。また、教育委員会が設置する教育支援委員会では、就学支援専門員や学校教職員から選出された調査員が調査を行い、子どもの教育的ニーズに基づいた就学先について、保護者の希望や、保育所の意見を反映させながら行っている。

特別支援学校の職員の児童観察、アドバイス、支援等も実施されている。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立されている。

就学時健診の前までに、本人の教育的ニーズや保護者の希望と、地域や学校の状況をすり合わせて合意形成を行い、就学時健診の際に就学先はほぼ決まっている。就学先についての話し合いを必要としない健康診断になる場合が多い。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどを活用されている。

ハピネスファイルについては、保育所卒園児に対して、必要事項をすべて保育所で記して保護者に返却している。小学校入学時には、保護者が必要事項を記して小学校に提出し、小学校での支援につなげている。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

発達支援課では、就学支援委員会の判定までに、保護者の思いを大事にした教育相談を実施している。教育相談の際には、特別支援学校の情報を提供したり、保護者に帯同して学校訪問をしたりしている。また、小学校、中学校の特別支援学級の状況や内容について、保護者が見学するなどの方法で判断のための情報提供を行っている。

5. 学校組織の充実、校内支援体制への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

基礎的環境整備については、市の単独事業として、保育士の加配や支援員・スクールサポーター・介助員等の人的配置を行っている。スクールカウンセラーの配置も市の単独事

業として行っている。また、新しく学校建築をする際は、特別な教育的ニーズのある児童生徒の特性に配慮した施設を整えたり、備品を配置したりしている。さらに、臨床心理士を市で雇用し、子どもの状況を把握するために各種検査が実施されている。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

保育所、あるいは小学校・中学校の前年度の担任から新しい担任への申し送りを、年度末・年度始めの休業日に市全体の統一日を設けて行う。ハピネスファイルや個別の指導計画をもとに子どもの状況を把握している。状況把握の視点としては、「集団にうまく関わることができるか」「集中して取り組むことができるか」「学力的な困難さがあるか」「指示に対して動くことができるか」等で、教育支援員や介助員の意見も参考にする。それに加えて各学校では、Q-U学級満足度調査、NRT学力調査、全国一斉学力調査等を用いて客観的な状態の把握も行っている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

市内の各小学校・中学校では、いなべ市教育研究会を組織し、「授業づくり」「仲間づくり」「支援体制づくり」を核に教職員が協力して取り組んでいる。また、「学習規律」「一指示一動作」「リズムとテンポ」等を小・中学校共通のルールにして、学校種を跨いだ支援を行っている。更に、「T2による支援」、「取り出し個別支援」、「放課後の学力補充支援」、「通級指導教室での支援」、「特別支援学級での支援」、など段階を追った学習支援を提供している。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

保育所ではCLM（チェック・リスト・イン三重）による調査と個別の指導計画・ハピネスファイルによって必要な支援を提供する取組を行っている。小・中学校でも個別の指導計画及びハピネスファイルをもとにした支援を提供する取組を行っている。

平成26年度には、保育所では、CLMを用いた調査により個別の指導計画づくりにつながる取組を重点化して進めた。個別の指導計画をもとに2週間程度具体的な支援を提供して様子を観察した後評価を実施し、その結果に基づいて更に個別の指導計画を一人ひとりの子どもにより適したものに書き換えた。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

スクールカウンセラーや臨床心理士などの専門職員を市の事業として雇用し、特別な教育的ニーズのある子どもの支援を行っている。また、支援員・スクールサポーター・介助員等の人的配置も市の事業である。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

各学校においては、特別支援学級研修が全教職員参加の中で組まれている。さらに、中学校区単位、市単位、及び隣接の町を含めて郡市での特別支援学級交流会や担当者研修会が開催されている。

通級指導教室は、専門性を持った職員が配置され、子どもの持つ特性に対応している。更には、教室担当職員、学校教育課、発達支援課で連絡会を持ち、子どもと関わる現状把

握を行うとともに、活動内容の向上に努めている。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

市内在住の特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流を行っている。

(2) 学校間連携（域内の教育資源の組み合わせ）により教育の充実が図られている。

小学校間・中学校間、また、中学校区において、いなべ市教育研究会を核とした「学びのリレー」が展開され、授業スタイルや学級の授業ルールを揃えたり、授業における教師の視点の統一をしたりして、小・中一貫した連続する教育活動を推進している。（別添資料「教師の指導力アップに向けて」を参照）

いなべ市教育研究会は、中学校区ごとの現状と特別支援教育（インクルーシブ教育）を推進していく中から「育ちのリレー」の取組を大切にしている。

(3) 専門家チームや巡回相談等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

三重県立小児心療センターあすなろ学園に発達支援課の職員を半年間、または1年間派遣して、研修を受けた職員が、CLM（チェック・リスト・イン三重）を利用して「3歳児・4歳児発達確認」、「5歳児発達確認」を行い、保育所や小学校等へ子どもの情報を提供している。更に、学校心理士による巡回訪問や教育相談、言語聴覚士による言語相談等も学校教育課事業として実施されている。スクールカウンセラーの配置も非常勤であるがほぼ全校に拡大している。

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

支援学校への就学対象となる児童が在籍する園・学校に支援学校の担当者が出向き、子どもの観察や、教職員・保護者に対する教育相談を実施している。特別支援学校が主催する特別支援学級担当者研修会に小・中学校の教職員が参加している。教材教具の貸し出しでは、タブレット型端末等の貸し出し事業を利用した。

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

三重県立小児心療センターあすなろ学園と、みえ発達支援システムアドバイザー養成研修への参加、CLM（チェック・リスト・イン三重）の研修への参加、その他各種研修会への参加、いなべ市のアドバイザーへのスーパーバイズ、受診、指導主事会における交流などを実施し、連携体制を作っている。年5回、三重県総合教育センター主催の「教育相談」も市内で実施され、困難事例については、県のスクールソーシャルワーカーが支援に当たっている。

7. 教育の専門性について

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

教員の学びの保障については、市や県が主催する各種研修会への教職員の参加を推進し

たり、「あすなろ学園」の特別支援教育研修会に派遣したりして専門性のある教員の育成をしている。また、発達支援課の職員を「あすなろ学園」での長期研修に派遣し、市内の学校からの特別支援教育に関する相談に応じられる人材を育成している。

専門職としては、正規職員として臨床心理士を、臨時職員として言語聴覚士等の雇用を行い、学校の教職員が子どもの実態把握を行う上での援助をしている。

(2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

市主催の研修では、特別支援保育コーディネーターを対象とした保育所コーディネーター研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、保・小・中合同の特別支援保育・教育コーディネーター会、その他特別支援教育に関する各種講座がある。県教育委員会主催の研修には、シードプロジェクト・内地留学、その他の研修があり、いなべ市から教職員を派遣している。あすなろ学園主催で、教育・医療等に関する各種研修講座にも教職員を派遣している。

いなべ市では、園・学校の教職員や行政関係の職員の専門性の向上のために積極的に研修に参加する計画を立てている。平成26年度から、各園の保育士について各種学会への参加を促進している。

(3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に運用されている。

小・中学校では支援員等の配置を積極的に進めている。保育所では保育士の加配を行い、小学校に上がる前の段階で子どものニーズを捉え、スムーズな移行につなげている。

臨床心理士は正規の市職員として、学校心理士や言語聴覚士は市の委託職員として配置し保育所の支援に当たっている。また、三重県立小児心療センターあすなろ学園で1年間研修を受けた保育士を発達支援課の支援システムアドバイザーとして採用している。

小学校のこたばの教室やLD等教室、及び、いなべ子ども支援センターふれあい等担当者については、あすなろ学園研修受講者や県の内地留学（特別支援教育）経験者、シードプロジェクト受講者、及び自己研修でその知識を十分に持っている職員を充てている。また、学校心理士、言語聴覚士、スクールサポーターなどを教育委員会委託職員として配置している。各学校の特別支援教育支援員、スクールサポーター、介助職員等については、市の臨時職員として配置し、研修の機会も設けている。スクールサポーター、支援員については、教員免許状取得者、介助職員については、教員免許状の取得なしでもよいとしている。

8. 社会基盤の形成に関することについて

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

いなべ市情報誌「リンク」の「心のリボン」のコーナーで、発達障害を含む、生活する上で起こる様々な困り感について、その原因、状態、そして最適な対応について記事として掲載し、広く市民の理解を得る対応をしている。

また、いなべ市子どもセンターではネット等を利用して市民にも呼び掛け、障害の理解

や特別支援教育等に関する「講演会」を実施している。

(2) 生涯にわたりいつでもサポートを受けられる体制が確立されている。

妊娠から出生、保育所への就園、小・中学校への就学、そして高校・大学への進学、就労とつながる支援システムの構築を目指す取組が進められている（資料「こどもたちが健康やかに育ちますように」、「障がいをサポート」を参照）。

資料にあるように、いなべ市では小学校就学前のサポート体制をまず充実させた。これに引き続き、その後のサポート体制を整え、生涯を通して途切れない支援体制を構築していく。そのために、5課（社会福祉課、こども家庭課、健康推進課、発達支援課、学校教育課）が連携し、サポートする仕組みを整えてきている。就労とつなぐために、5課以外の商工観光課等との連携も視野に入れて取組を進めている。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の取組がある。

障害がある人たちに対して、いなべ市障がい者日常生活訓練事業実施要領等に基づく事業や、就労支援としてのアビレコ事業が展開されている。いなべ市の障害がある人たちが働く場としては、一般企業のほか、小規模授産所や障害者支援センターがあるが、学校から働く場につなげる支援体制については現在進めているところである。（資料「障がいをサポート」を参照）

9. 成果と課題

(1) 成果

子どもの支援、教育に関わる「健康推進課」「こども家庭課」「学校教育課（教育委員会）」「社会福祉課」「発達支援課」の5課が連携することで各課の業務内容が深化し、「共有」と「つなぎ」が支援システムとして形成された。それに伴い、乳児から保育園児、小学生、そして中学生までのすべての子どもについて支援の取組が進み、各園・校での実践がなされてきている。特に、ニーズのある子どもへの適切な支援が様々なステージで幅広く実践されるようになった。そしてそれらは、保護者に対する支援にもなっている。

就園前、保育園、学校で子どもたちと関わる保健師、栄養士、保育士、教職員が、それぞれ担当するステージだけでなく、その前後を意識する中で「つなぎ」の大切さを実感し、実践が進んできている。更には、外部機関の活用や、連携も進んできているところである。

(2) 課題

就園前、保育園、学校の各ステージの実践内容を点検し、常に「つなぎ」の部分の評価する中でより良い支援システム、子どものための支援システムを今後も追求していくことが重要である。そのために、いなべ市発行の「子ども支援ファイル（ハピネスファイル）」の利用拡大をさらに進めて行く必要があると考えられる。

加えて、就学前の特別な支援ニーズのある子どもへの支援をより充実させていくこと、及び、中学校卒業以後から就労に至るまでの「つなぎ」と支援体制をシステム化させていくことが必要であると考えられる。

【いなべ市立藤原中学校における取組】

1. 学校の概要

藤原中学校は、在籍生徒数 200 名（通常の学級 198 名、特別支援学級 2 名）で通常の学級 6 学級（1 学年 2 学級）、特別支援学級（知的障害）1 学級が設置されている。現在は中学校区内の 5 つの小学校から生徒が入学してくるが、地域の児童数減少に伴い、平成 29 年度には小学校 5 校を 1 校に統合することが予定されている。小・中一貫教育の在り方を視野に入れ準備を進めているところである。

2. 組織・運営に関すること

（1）学校経営方針・計画への位置づけ

藤原中学校の目指す学校像は「誰もが安心して過ごせ、自信が持てる学校」であり、平成 26 年度学校経営方針に位置づけられている。中期的な重点目標として、25 年度からの 3 年間「すべての生徒の能力伸長を目指す特別支援教育の確立～新たな『藤中スタイル』の確立・継承」を掲げている。これは、通常の学級において、特別支援教育の観点を入れた授業の取組であり、「特別支援を要する生徒を意識した授業はどの生徒も安心して参加できる授業である」という共通認識に基づいている。特別支援の視点から 10 の原則を提案し、また、「藤中スタイル」という授業の具体的進め方をチェックリストにして全教科全職員で統一する取組を行い、教職員の授業力アップを図っている（図参照）。

（2）支援の必要な子どもの気づき、判断、支援内容の検討

以下の 7 つの方法によって、支援の必要な生徒への気づきや実態把握、支援内容の検討を行っている。①Q-U（学校満足度調査）年 2 回、NRT（学力検査）年 1 回を実施。さらに、Q-U と NRT をクロス集計することによって、一人一人の生徒の生活面、学習面の支援レベル（2 次支援、3 次支援の必要性）の把握、②教職員等による生徒観察、生徒の自主ノート（連絡帳、日記等）、③学年会による協議、④特別支援委員会（毎週木曜日 4 限）における協議、⑤保護者との協議、⑥巡回相談、ケース会議、⑦市の発達支援課を通じた教育相談及び発達検査。支援の手だてについては、後述する特別支援委員会で検討・検証がなされている。

また、通常の学級において生活面、学習面支援が必要な生徒に関しては、「特別支援に関する申し送り」として、個々についての支援の必要な内容（チェック形式）と支援の仕方や特記事項（効果のあった手立てや家庭の背景など）を教員間で共有している。

（3）個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成、活用

個別の教育支援計画は特別支援学級在籍生徒の 2 名について作成・活用している。個別の指導計画は、平成 26 年度 6 月の時点で通常の学級在籍生徒を含む 5 名に作成・活用されており、さらに本年度 6 名について新規作成を行った。

(4) 校内支援体制に関すること

①校内委員会の設置と運営

支援の必要な生徒への支援の手立てを検討する特別支援委員会を設置し、運営している。構成は特別支援教育コーディネーター、スクールサポーター2名（後述）、養護教諭、教頭、（校長）、スクールカウンセラーである。特別支援委員会は原則週1回毎週木曜日4限に開催される。内容は、要支援生徒の状況の共有、支援手立ての立案・検証、保護者・他機関連携などである。

②専門職員、支援員等（合理的配慮協力員）の人材活用

スクールサポーターとして市が非常勤職員を2名配置している（週5日20時間1名、週5日29時間1名）。通常の学級の教諭等の指導の下で、発達障害等支援を要する生徒のサポート（学習支援、精神の安定等）に当たっている。市の制度としては、特別支援学級の特定児童生徒に対する介助員、及び、通常学級・特別支援学級両方において支援が可能な特別支援員が配置される仕組みがあるが、現在、藤原中学校には配置されていない。

③校内の特別支援学級、通級指導教室の活用

特別支援学級（知的）には、1年生男子1名、2年生男子1名の計2名が在籍している。特別支援学級における授業は、1年生男子については週8/29時間（国語、数学）であり、2年生男子については週12/29時間（国語、数学、英語）である。他の時間は通常の学級における指導が行われている。通級指導教室は市内に自閉症・情緒障害の2学級が整備されているが、藤原中学校からの通級はない。

④その他

校内研修会では、教職員の授業力、課題対応力を高めるための方法として、模擬授業を取り入れている。この研修会では、職員を生徒役に見立てて5分間の模擬授業を行い、模擬授業後に藤中スタイル、特別支援教育の視点を基に授業についてのコメントを行う。参加する教職員は教科の枠を超えて、共通の視点で授業についての指摘を行っている。

また、藤原中学校では中学校区の5つの小学校のすべての教職員が参加する中学校区授業研修会を実施している。平成26年度は「藤中スタイル」に基づいた数学の一授業を中学校区の全教職員で参観し、授業スタイルについての共通理解を図る研究協議会を行った。この研修会は、授業づくり及び集団づくりの基礎基本を教職員が共通理解し、小・中連携を進めるに当たっての、貴重な研修の機会と位置づけている。

(5) 地域の外部機関との連携や活用に関すること

①医療・福祉機関等の連携

要支援生徒の個別の具体的な対応や支援については、専門機関との連携がないと効果はなく、ひいては要支援生徒の二次障害や不登校及び保護者の学校不信に繋がる。そのため藤原中学校では、要支援生徒の掛っている医療機関と綿密な連携を図り、学校・保護者が統一した具体的な対応・支援を実施している。

また、要支援生徒の一部家庭では、保護者に対する経済的あるいは、生活上の支援が不可欠な現状があり、福祉機関等（市福祉部・民生委員）との連携にも重点を置いている。

3. 成果と課題

(1) 成果

授業スタイルの統一や特別支援教育の観点を入れた授業の成果として、生徒の基礎的・基本的な学力の向上が達成されており、藤原中学校の生徒の学力の平均は全国や県の平均を上回っている。また、通常の学級の生徒は優しい心で特別支援学級の仲間に接することができる生徒が多く、人権意識が高い。

また、「藤中スタイル」等の取組は、生徒の仲間意識や自主性を高めることにもつながっている。藤原中学校の生徒会では、生徒自らが自主的に授業をよりよくするために考えた「授業の取組」（教え合い、アイコンタクト、ベルでスタート）を提案している。この提案について、各クラスでの討議を踏まえ、3年生の授業を1・2年生が参観、中間発表会、まとめの全校集会を行う等、生徒会の自治の力を伸ばす取組へと展開している。

藤原中学校の目指す学校像である「誰もが安心して過ごせ、自信が持てる学校」への着実な取組の成果が伺われる。

(2) 課題

藤原中学校の要支援生徒は、卒業後は公・私立特別支援学校、公・私立高等学校へ進学している。特別支援学校及び一部の私立学校との間では、支援内容・支援方法・配慮事項等について綿密な引継ぎが行われているが、学校間格差があるのが現状である。保・幼・小・中間で実施している、いなべ市のような引継ぎシステムをすべての進路先との間で行える制度を構築することが大きな課題である。

藤原中学校区の中学校1校と小学校5校は、平成29年度にスタートする小・中一貫教育に向け取組を進めている。小学校5校が統合して1つの小学校となり、新校舎を中学校敷地内に建設し、教育内容と各種活動を小・中一貫にしていくという方向が出され、内容検討で動き出している。藤原中学校区における小・中連携についてのこれまでの取組を踏まえながら、小・中一貫教育の中で、一人一人の子どもを大切にする特別支援教育、インクルーシブ教育の取組をさらに推進することが、今後の課題となる。

(佐藤肇・齊藤由美子)

教師の授業力アップに向けて 「藤中スタイル」詳細版 チェックシート

三重県いなべ市立藤原中学校

できている項目に○	
(A) 本時の課題を提示する。	
① チャイムで授業を開始する。	
② 始業のあいさつをきちんとする。(6秒ルール)	
③ 本時の課題を板書する。	
(B) 時間管理を徹底する	
① ベルタイマーを活用する。(考える時間、活動する時間、書く時間、実験・観察・見学、発表時間 など)	
② 「個人追求」の時間(まず自分で考えさせる)を保障する。	
③ 磨き合い学習(質問し合う・教え合う、話し合う、発表し合う)の時間を保障する。	
④ 時間を延長しない。(ベルタイマー設定時間、授業終了の時間)	
⑤ 授業の始め方と終わり方を意識。(初めの5分で離陸、終わりの5～10分は着陸態勢に入っていること。)	
(C) 挙手と反応。	
① 「ハイ」は1回、肘ピンで。	
② 子どもの発言には必ず反応することを促す。(反応を褒める。)	
③ 相互指名や、ハンドサインをさせながら、その中でルールを指導する。	
(D) 教師の違う言葉を吟味する。	
① 教師の指示・発問は短く、簡潔明瞭であること。(1指示1動作) どんどん増やさない。	
② 「わかったことを発表して」と言わず → 「予想したことを言ってみよう」に (わかる子しか言えない) (予想なら間違っても誰でも言える)	
③ 「資料からわかること」 → 「資料ですごいなと思った所を見つけよう。」	
④ 「何でもいから言って」は禁句。(教師に意図がないのを生徒が見透かす) → 「一番言いたいことを言って」	
⑤ 子どもの発言をわざわざ解説しない。子どもに返す。「みんなはどう?」	
(E) 教師はしゃべりすぎない。	
① 子どもの発言を繰り返さない。→ 「そうか」、「なるほど」、「すごいね」、の一つのみ。	
② 「他に」と言わない。(発表者が意見を否定されたように感じるので) → 「続けてください」と言う。	
③ 言いたい言葉の活用を促す。「見つけよう」、「～すると面白いよ。」、「みんなどう?」、など	
(F) アイコンタクトを徹底する。	
① 目と目を観て「話す・聞く」。	
② 子どもの話をうなずいて聞く。	
③ ハンドサインを使う。	
④ 子どもの発表に、反応の声を出させる。	
(G) 板書を工夫する。	
① 1時間で1枚の板書にする。(欠席した子にも授業の流れが分かる板書)	
② 3色のチョークを使用する。チョークの色合いを工夫する。	
③ 授業前に、どこに、何を 書くかを 見通しておく。	
(H) 授業は単調であってはならない。	
① 1時間に、話す・聴く・読む・書く場面を入れる。	
② 話し合い、発表の前に30秒ほどで「言うこと(考え)を整理する」時間をとる。	
③ 机間巡視を位置づけて、子どもの様子を間近で感じとる。	
(I) 1時間の授業に書く場面を位置づける。	
① 「5分間で3つ見つけてください。」などの具体的な指示をする。	
② 展開過程の書く作業は、箇条書き・羅列書きを指示する。	
③ 期間巡視で、誰がどんなことを書いているかを把握。(机間巡視で、書けない子にささやきアドバイス。)	
(J) 話し言葉を教える。	
① 「つけたし発言」の仕方(「〇〇さんに似ている」などを教える。(違った子をほめる。)	
② 切り出し発言「例えばで言うんだけど～」、繰り返し発言「これについて、みんなはどうですか?」などの仕方を教える。(違った子をほめる。)	
(K) ノートや紙を見ないで発表する。	
① ノートや紙に書いてあることを読むのは「音読」。発表ではないことを教える。	
② 話し手と聴き手のアイコンタクトを指導・評価する。	
③ 教師は発言者の対角線に立ち、目線を低くする。	
④ 座席隊形で話し合いのスイッチを入れる。(班隊形、コの字型、中央向き円形)	
(L) 本時の一番の山場(ねらいの中心)を子どもに意識させる。	
① 「ここが一番のがんばりどころだよ。」と教師が意識的に働きかける。	
② 「書く時間」を位置づけて、立ち止まって考えるように追い込む。	
③ ハードルを越えることよりも、挑むことが大切であることを子どもに教える。	

12分野(チェック項目合計 41個)
→ より41(よい)授業に 近づくために○を増やしましょう。

あなたの合計は
現在いくつ?

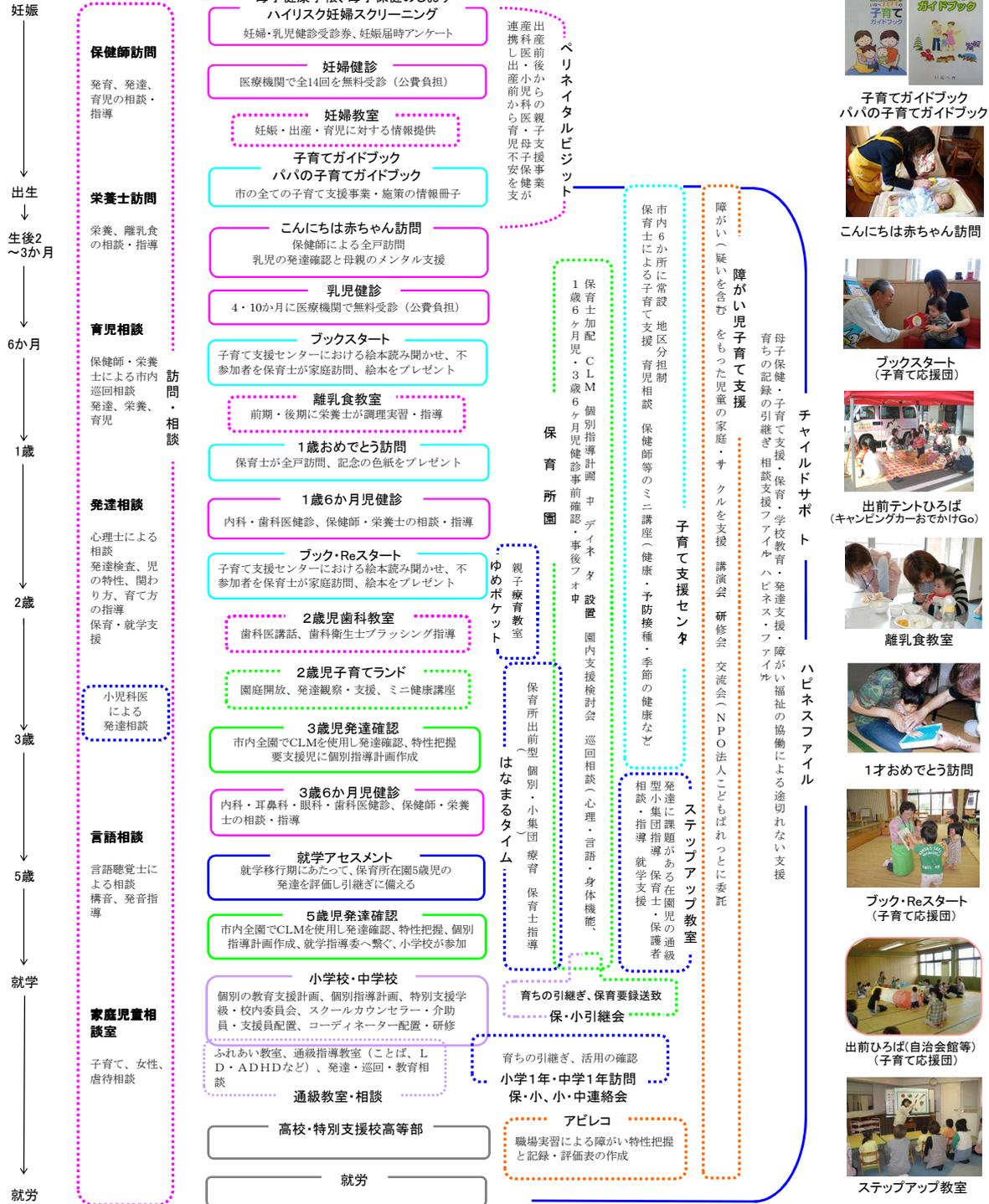
図 「藤中スタイル」チェックシート

こどもたちが健やかに育ちますように

三重県 いなべ市

(2014.4.1現在)

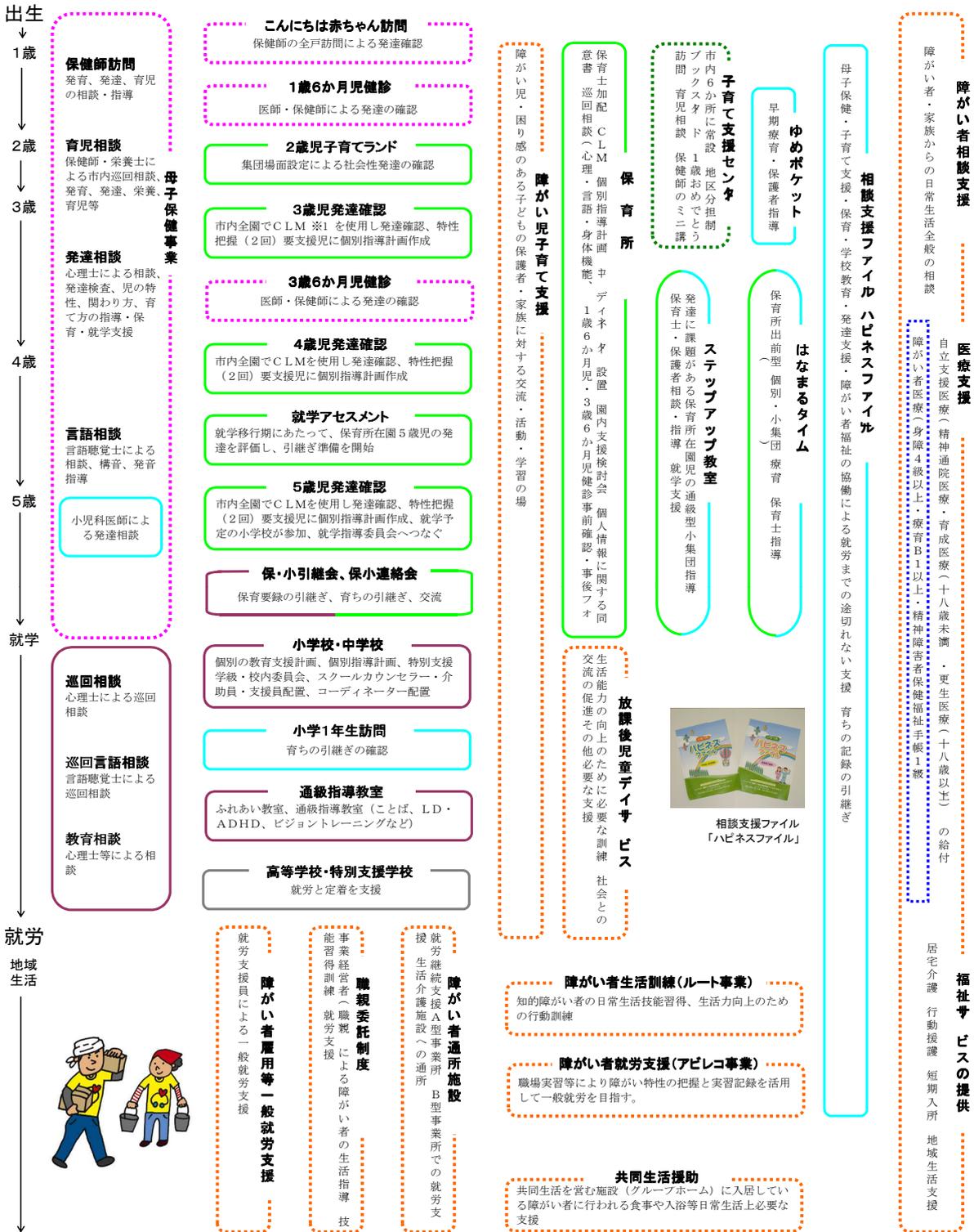
いなべ市次世代育成支援地域行動計画(後期計画 平成22~26年度)に基づいて、各事業を推進しています。



CLM : 三重県立小児心療センターあすなろ学園の開発による発達指標。2・3歳用と4・5歳用がある。市では、児の発達確認と特性把握、個別指導計画作成のために、市内の保育所の全児童に適用しています。「地域で子育てを見守る」という趣旨のもと、子育て支援センターとの協働により、地域に根ざした子育て支援を行なうボランティア。

- 全員対象事業
- 健康推進課
- 学校教育課
- 社会福祉課
- 発達支援課・関係課
- 参加型事業
- こども家庭課
- 子育て支援センター
- 保育所(園)

「障がい」をサポート



※1 CLM : 三重県立小児心療センターあすなろ学園の開発による発達指標。3歳児クラス用と4・5歳児クラス用があり、いなべ市では保育所のすべての子どもの発達確認と特性把握、個別指導計画作成のために使用しています。

- 健康推進課
- 学校教育課
- 保険年金課
- 社会福祉課
- こども家庭課
- 保育園
- 発達支援課

子ども総合相談センターを中心としたチームによる 子どもや保護者への支援

長野県岡谷市

地域の概要

岡谷市では、教育委員会内に組織された子ども総合相談センターを中心に、就学前から学齢期修了後までの幼児児童生徒と、その保護者を支える取組を行っている。従前までは、それぞれが点の状態支援していたところであるが、支援者同士が手を携えることで、より効果的な支え合いの輪を結んでいる。部門は分かれているものの、行政内では日常的に連携が取れており、また外部機関とも信頼関係を築いてきていることから、チーム支援が本市の取組の特徴であるといえる。特別支援教育の推進が重点施策となつてはいるが、子どもを巡る教育課題（不登校や生徒指導、学校運営、家庭支援等）についても総合的に扱っていることが、もう一つの特徴である。平成25年度からは、専門カウンセラー（兼合理的配慮協力員）の配置、LD等通級指導教室の開設等により、個々の児童生徒の実態や教育的ニーズに焦点を当てた支援が進んでいる。

- ・人口：51,127人（平成26年1月現在）
- ・出生数：370人（平成25年）
- ・幼稚園：4園（私立）
- ・保育所：16園（公立14、私立2）
- ・小学校：8校
特別支援学級設置8校（16学級）、通級3（言語2、LD等1）
- ・中学校：4校
特別支援学級設置8校（8学級）
- ・高等学校：県立3校
- ・特別支援学校：なし。諏訪圏域内に2校（県立、知的障害と肢体不自由）

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

（1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

地域の課題として、教職員の専門性の向上、保護者へのインクルーシブ教育に関する理解啓発の2点が挙げられる。

教職員の専門性の課題に対して、次のような取組を行った。①25年度は岡谷市に専門性の高い合理的配慮協力員を配置し、教師の特別支援教育に対する理解の促進や、児童生徒への丁寧な見立て、支援の具現化を図った。26年度は、そのような立場のスタッフを複数配置し、その効果を波及させた。②特別支援教育コーディネーター連絡会を2か月に1度

の割合で実施して、研修の機会を積極的に取り入れた。③さらにインターネットのサーバを通じて、教材教具を閲覧できるシステムを導入した。

保護者へのインクルーシブ教育システムに関する理解啓発の課題に対しては、講演会の実施、「特別支援教育」に関する市報、合理的配慮協力員による発達障害などの障害の理解に関する講義などを実施した。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

障害のある子ども一人一人に応じた教育的支援を行うため、特別支援教育推進事業を岡谷市の重点施策とし、「すべての子どもが輝き ともに学び ともに育つ」をキャッチフレーズに、積極的な事業展開を図ってきた。これまでの具体的な事業として、特別支援教育に関する理解及び周知のために、市の広報誌（資料1参照）へ特集記事を掲載したほか、市立図書館とタイアップして特設コーナーを企画した。また、特別支援学校の教頭を講師に迎え、「地域で支え合って暮らすために」をテーマにして、保護者向けの学習会を開催した。さらに、市民のプロジェクト企画に共催し、中学生による意見発表会や映画上映等のプログラムを通じて、広く市民に障害のある方や共生社会について理解を深める機会を持った。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

市は、行政事務事業評価制度を取り入れており、定められた項目に従って事業の評価を行っているほか、年2回の定例的に監査し、子ども総合相談センターの組織（資料2参照）としてのあり方や、特別支援教育推進事業の進捗状況についての点検や指導を行っている。また、「岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会」を立ち上げ、圏域内の専門的な立場の委員等から評価を受けるシステムとなっている。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

子どもや子育てに関する支援に関しては、健康福祉部（健康推進課、子ども課、社会福祉課）と教育部（教育委員会）が連携を図っている。行政内では部門は分かれているものの、日常的に情報共有や協働が図られており、定期的な連絡会や将来的な構想に関する検討会等も実施している。

(2) 行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。

子どもの育ち全般に関する相談（不登校やいじめ、生徒指導、就学や進学等）を総合的に受け付ける機関として、子ども総合相談センターが組織されている。この構成員は教育委員会の教育総務課であるが、一部は健康福祉部子ども課の所属と兼務している。

(3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

平成25年度からインクルーシブ教育システム構築モデル事業の受託を契機に、「岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会」を設置し、地域内の教育資源を活用した事業の推進や成果の検証を行った。この会議の構成員には、市内の校長会や教

頭会での特別支援教育の担当者が含まれており、組織を生かした取組が期待できる。また、圏域内の特別支援教育コーディネーター等連絡会のメンバーも本会議に出席しており、広域的な情報交換や協議が行われている。

(4) わかりやすい仕組みが整備されている。

組織体制は、市民にとって決してわかりやすいとはいえないものの、部門を越えた連携を丁寧に行うことで、補うよう努めている。

(例)・乳幼児健診後のフォローアップ教室は、母子保健担当（健康推進課）と発達支援を扱う子育て支援担当（子ども課）がともに担う

・就学相談は年中時に開始し、前述の子育て支援担当と子ども総合相談センター（教育総務課）が同席する

このように、いわゆる“のりしろ”の部分を厚くした、途切れのない仕組みが、整いつつある。信頼関係のできている職員のアフターフォローにより、新たな支援者に引き継ぎ、保護者の不安感を緩和したいと考えている。

なお、市庁舎は構造上もセクション間に壁がなく、ワンフロアで見渡せるようになっており、子ども課、社会福祉課、教育総務課は同じ階層に属している。利用者も職員も、声を掛け合い、利用しやすい環境である。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

母子保健担当により、フォローが必要と判断されたケースについては、子ども課に引き継がれ、ふさわしい療育や支援を受けつつ就園に至る。就学前の相談支援事業として、「まゆみ園（母子通園訓練施設）」や「就学前ことばの教室」といった場所も整備されている。この後、就学先決定のための教育相談は、年中時から就学を見据えて行われる。その際、子ども課と教育委員会がともに関わり、保護者に寄り添いながら早期からの相談支援に努めている。子ども課の育成支援コーディネーター（子ども総合相談センター職員を兼務、小学校教諭経験あり、特別支援教育士等の有資格者）は、就園前のフォロー段階から小学校への入学までを担当し、保護者の伴奏者としての重要な役割を担っている。現組織体制を工夫しながら、行政内におけるライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を構築してきている。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

平成25年度より、出生から健診まででフォローの必要な子どもには、子ども課が発達支援に係る対応や施策を総括的に行うように改められた。市民向けの発達支援講座、親支援プログラムや、保育所職員等を対象とした研修、先進地視察等、事業内容も充実が図られ、発達支援は市民のニーズの高まりとともに、子育て支援の大きな柱の一つとなっている。

(3) 保育所や幼稚園などにおいて子どもや保護者への支援が行われている。

市において多くを占める公立保育所では、子ども課や教育総務課と一体的に支援を実施

している。巡回訪問による指導助言、就学相談の実施、複数保育士の配置等、その後の就学にもつながるような発達に合わせた個への配慮、保護者支援に努めている。

私立の保育所や幼稚園については、行政との連携を少しずつ深めながら、それぞれの園における運営方針に基づき、子どもや保護者を支える取組を行っている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

育成支援コーディネーターや子ども課の保健師が、通常業務として各園を訪問しているほか、子ども課の所管で障害児保育検討委員会が組織されており、定期的に会議を開催して子どもの実態把握や指導・支援の検討を行っている。本会議には、子ども総合相談センターの職員も参加している。また、就学相談で園訪問をする際には、クラス運営や環境整備、支援のあり方等について、協議し助言を行うことも多い。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

情報共有の場として、幼・保・小園長校長懇談会が開催され、そこでは各校の特別支援教育コーディネーターを参集し、情報共有と連携の具現化を図っている。相談支援ファイルについては、母子保健～就学前～学齢期～成人期と必要な情報を引継ぐことができるように、行政内で検討会を設けて協議を行っている。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害のある状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立している。

就学相談は年間2クール制で実施しており、秋に行う第2クールでは年中児や小学5年生を対象に、翌年度の就学を見据えた早期からの相談支援、保護者との関係構築に努めている。就学先を迷う事例では、学校見学や体験に同行し話し合いを重ねるなど、保護者の気持ちに寄り添った対応を心がけている。就学先への情報提供については、市教育委員会から就学指導相談委員会（名称変更を検討中、以下「委員会」という。）後に書面により、結果を知らせているが、単に「〇〇学級への就学が適切」という一文ではなく、保護者の意向や総合的な支援の観点を踏まえた内容を、盛り込むよう改善を図ってきている。園・学校間では幼・保・小懇談会や小・中連絡会等を通じて、個別の事例に対する情報共有を図っているほか、教職員が参観訪問により状況把握を行っている。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が積極的に設けられている。

保護者との合意形成に当たっては、就学相談を重ねるとともに、教室見学、体験学習に付き添い、本人や保護者の願いを受け止めるよう心がけている。また、保護者を含めた形で関係者が参集して支援会議を行うことも多い。委員会の場でも短時間ではあるが、できる限り保護者本人から直接に気持ちを聴く機会を設けている。その際、負担感が少なくなるよう職員が隣席に座り、フォローをする等の配慮をしている。また、就学先やふさわしい支援のあり方について検討するに際し、専門家からの意見を反映させるために、保護者の同意を得て主治医との面談も多く実施しており、医療機関との連携には配慮している。

(3) 就学时健康診断の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

各校では小学校に入学する児童の理解を深め、心身ともに健全な状態で入学できるように配慮を行うことを目的として、毎年10月頃に就学时健康診断を実施している。諸事情により健康診断を受けられなかった児童の中には、未就園で養育上の課題を抱えた家庭も見受けられる。このような場合には、学校から市教育委員会に報告や相談が行われ、健康診断の結果等から特別な配慮の必要性が見えてくることもある。このように、就学时健康診断での実施結果を手がかりにすることで、学校での指導・支援につながる役割を果たしている。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

就学时に引継ぎの必要な児童についてはプレ支援シートを活用している（平成25年度末の送付件数は、幼稚園、保育所から小学校までが50ケース、小学校から中学校までが15ケースであった）。また、育成支援コーディネーターが、保護者の了解を得て診断内容や発達検査の結果等を就学先の小学校へ届けるようにしている（同じく保育所から小学校までが26ケース）。「情報を伝えたくない」というよりも「十分に理解してほしい」と望む保護者が増えており、就学先の学校がその思いをどう大事に受け止め、情報を生かした教育的支援を行うかが大きな鍵である。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

平成26年度から子ども課において子育てガイドブックを作成し、小学校2年生以下の子育て家庭に配布することとしたが、その中に就学に関するページも含まれており、およその流れがわかるように工夫している。今後は、市ホームページへの掲載等による情報発信も丁寧に行う予定である。詳細な情報は、個別に園や学校から伝えられているのが現状である。保護者への情報提供の取組の一つとして、年中児童の保護者を対象に特別支援学校（知的障害）の見学会を実施している。就学が差し迫る前に情報を得る機会を持つことで、保護者も気軽な気持ちで参加することができ、次年度以降の就学に向けたイメージ作りにもつながる、と好評である。

LD等通級指導教室では、毎回の指導記録を通常の学級担任、保護者と共有している。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

市として専門カウンセラーが配置されて支援体制が充実し、LD等通級指導教室が開設されたこと等により、個々の児童生徒の実態や教育的ニーズに焦点を当てた支援が進みつつある。また、視覚支援の工夫やわかりやすい話し方といった配慮が、子どもたち全体に対しても効果をもたらし、ユニバーサルデザインの有用性を実感している。事例を通じて学級担任や関わる職員が学ぶ機会を得ることができ、特別支援教育に対する意識の高まりに繋がっている。教材の確保や施設・設備の整備という観点においても、児童生徒の状況に合わせた選定を行い、市と協議しながら整えている。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

学校現場と市教育委員会は、子どもの状況把握や適切な支援のあり方について、連絡を密に取り、役割を補完し合いながら取り組んでいる。

行政側で気づきを得たときには、個人情報扱いに留意しつつ学校へ照会を行い、具体的な支援策が実行できるよう努めている。一方、学校での気づきという面では、市教育委員会の職員が特別支援教育の観点で、5月と2月にすべての学校へ巡回訪問を実施している。この際に、専門カウンセラー（兼 合理的配慮協力員）やLD等通級指導教室の教員が同行できるよう、できる限り調整を図っている。なお、個別事例にあつては随時、学校訪問を組み入れ、フットワーク良く、気づきへの対応に努めている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

人的な基礎的環境整備という点では、特別支援教育支援員を基準に応じて各校に配置している（平成25年度は全校に合計20名）。専門性を高める機会としては、市独自に行っている研修会のほか、圏域の特別支援教育コーディネーター連絡会や、県総合教育センター主催の講座等への積極的な参加を促している。子ども総合相談センターの職員が出席して、個別の支援会議を数多く開催し、このような機会に学校内の支援体制が十分に機能するよう、助言を行っている。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

市では、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校への繋ぎとしてプレ支援シートの作成と引渡しを行っている。各学校では、これらの資料と入学後の児童の実態を勘案しながら個別の指導計画を作成している。定期的に見直しを行って成長の様子を確認し、指導・支援の内容や方法を練り直すなど活用を図っている。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

通級による指導を決定するまでの過程として、子ども総合相談センターの就学担当職員や専門カウンセラー（兼 合理的配慮協力員）、LD等通級指導教室の教員、特別支援学校担当教員等がチーム体制で様子を参観している。発達検査やLD・ADHD等のチェックリストを活用して、客観的な教育的ニーズの把握に努めている。関係者による懇談、校内の就学指導相談委員会等を通じ、丁寧に個に応じた教育的支援のあり方を検討してきた。新たな試みとして、通級対象の児童に対して市就学指導相談委員会小委員会を設けて審議を行った。

特別支援教育支援員については各校の実状を把握し、一定の基準に当てはめて配置している。教育委員会として研修の機会を設け、各校を巡回しながら適切なサポートのあり方について助言を行っている。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

特別支援教室構想として意識的に実施していないが、特別支援学級担任がティーム・ティーチングによって、通常の学級での学びを支える取組を行うなど、日常的に交流及び共

同学習を行っている。校内中間教室においても、教科担任による指導を組み込み、生徒に即した個別指導や学習内容の習熟に応じた指導等の工夫を行っている。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習（学校内交流、居住地交流を含む学校間交流、副次的な籍等）のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置き、間接的あるいは直接的な交流活動を通じて、共に学ぶ機会の拡大を図る仕組みを導入している。学校行事や学習活動への参加など、これまでも居住地校との交流は行われてきたが、学校だよりを届けるといった間接的な交流及び共同学習も積極的に進め、諸帳簿上も在籍児童生徒に準じて取り扱う等、発展的な取組を目指している。平成25年度の対象児童生徒は、計22名であった。

(2) 学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。

市内中学校に在籍し、適応指導を必要とする不登校傾向のある生徒を対象に、フレンドリー教室・中学校中間教室が開設されている。これらの教室は、学校と家庭を結ぶ中間的な役割を果たし、専任の適応指導員により心理的または情緒的理由から登校できない状態にある児童生徒の自立心を養い、学校・学級復帰の援助を行っている。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった存在が近隣にある複数の小・中学校に関わっていることで、丁寧な情報の引き継ぎがなされ、進学不安が取り除かれ、家庭全体を捉えて（兄が中学生、弟が小学生など）支援ができるといったように学校間の連携が図られやすい。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

①「岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会」の設置

本運営協議会は、地域内の教育資源を活用した事業の推進や、成果の検証を行う役割を担う。構成員は、市内小・中学校の教職員代表、市関係者のほか、諏訪地区特別支援教育コーディネーター等連絡会のメンバー、長野県教育委員会や先駆的な近隣自治体の学校職員等である。年4回の全体会議のほか、実務者会議や打合せ会を持ち、学校教育法施行令の一部改正やインクルーシブ教育、基礎的環境整備や合理的配慮といった新しい特別支援教育の流れについて理解を深め合い、本市ひいては諏訪圏域としてのあり方を協議した。

②LD等通級指導教室の開設

多様な学びの場の一つとして、平成25年度に市立田中小学校にLD等通級指導教室を開設した。諏訪圏域で初めての取組であり、上記運営協議会でも中心的なテーマとして扱われた。その結果、全校で客観的なニーズ把握の実施と、必要な指導・支援の内容や方法が検討され、通常の学級を基盤に学ぶ児童生徒への視点が開かれた。

③子ども総合相談センター専門カウンセラーの配置

子ども総合相談センターを中心に、さまざまな支援者が手を携えて地域の子ども、家庭を支える体制を整えているが、その一員として臨床心理士で特別支援教育士の資格を有する専門カウンセラー1名を配置し、合理的配慮協力員の任務に当たった。

a. 専門カウンセリング業務の実施

子ども総合相談センター分室を会場に、原則として予約制にて月に2日、カウンセリング相談を行った。地域の児童生徒や保護者、教職員等と面接し、悩みや課題を聴き取って、必要なケアや助言に努めた。

b. 学校への巡回による合理的配慮のための指導・助言

学校訪問により、配慮の必要な学級や児童生徒にの障害の状態や教育的ニーズ等を把握のうえ、合理的配慮に関する指導・助言を行った。

c. 発達検査等の実施と、保護者や関係者への説明・助言

教師や保護者のニーズに応じて発達検査や心理テストを行い、児童生徒の発達、障害の状態及び特性を詳らかにするとともに、適切な教育的支援のあり方について保護者や関係者への丁寧な説明や助言を行った。

d. 心理療法や各種トレーニング、研修会等の実施

個に応じて心理療法やリラクゼーション等を施したほか、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、将来の自立と社会参加に向け、自己理解や自己肯定感の高揚を目指した事例もあった。また、教職員向けの研修を行い、特別支援教育に関する啓発や個別事例に対する理解を促した。

e. 会議への出席

「岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会」や「市就学指導相談委員会(小委員会)」等に参加し、市の特別支援教育に対する意見提言や、個別の事例に関する見解を的確に伝えた。

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

諏訪圏域の県立特別支援学校には、市教育委員会からの依頼に応じ、就学相談への協力、各種会議(委員会、岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会、市特別支援教育コーディネーター連絡会)への参画協力を得ているほか、高い専門性に学ぶため研修会の講師を依頼してきた。また、各校のニーズにより、個別事例に対する発達検査の実施、学びの場や支援内容の検討等で大いに力を発揮してもらっている。

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立している。

特に平成25年度は長野県教育委員会との協働により、LD等通級指導教室の効果的な運用のモデル的な取組を進めることができた。具体的には、岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会の共催、他の参考事例の紹介、スクリーニングに当たっての予算計上等で尽力してもらった。広域連携の点では、圏域の特別支援教育コーディネーター連絡会が平成22年度から組織化され、機能的に運営されているという基盤があり恵まれた環境である。教育委員会同士も部会が設置されており、情報交換や視察の機会を設けて

相互に相談し合っている。外部機関（医療機関、障害者総合支援センター、児童相談所等）との連携も比較的良好に保たれているが、その仲介役としての子ども総合相談センターの役割は大きい。

7. 教育の専門性に関すること

（1）教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

市では、子どもや地域とともに歩み、意欲的に自らの資質能力を磨く教職員であることを目指している。特に特別支援教育の分野にあっては、高い専門知識や指導技術はもとより、柔軟な思考力、対人的な調整力、学級経営能力といった点からも求められるものは大きい。特別支援教育推進事業を市の重点施策として掲げる中で、学校現場における特別支援教育の力量アップは重要な柱の一つと捉えており、積極的な取組を進めているところである。

教育の専門性の方策の一つとして、市特別支援教育コーディネーター連絡会の充実が掲げられる。平成26年度からはミニ講座（ビジョントレーニングや、教室環境の工夫等）をその都度取り入れ、授業のユニバーサルデザイン化について市域全体に拡大すべく、学び合うこと等、さらなる改善を目指している。

（2）専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

県教育委員会では教職員の資質及び指導力向上のための研修施設として、県総合教育センターを置き、さまざまな講座を開講して学びの機会を設けている。本市から近距離に位置するため、希望研修等を受講する場合も通いやすいという利点がある。

本市の研修講座としては、特別支援教育や児童生徒理解、カウンセリングマインド等に関する内容として、市特別支援教育コーディネーター連絡会等の機会を生かした研修を実施している（心の教室相談員研修会、中間教室適応指導員連絡会、特別支援教育支援員研修会、特別支援教育コーディネーター連絡会の研修会、特別支援学級担任等研修会）。学校単位での研修では、内容及び回数ともに充実が図られつつある。

また、圏域の6市町村で幼・保、学校、行政、地域が一体となり、諏訪地区特別支援教育コーディネーター等連絡協議会を組織しているが、特筆すべきこととして、年間を通じて養成研修講座を実施しており、初級・中級・上級と連続的なプログラムで学ぶことができ、身近にこのような機会が用意されている点が挙げられる。

さらに、幼・保育園長と年長担任を対象に5月頃、障害児保育検討委員会主催による研修会を行っており、子ども総合相談センター相談員から、特別支援教育、就学の流れや具体的な資料作成、医療機関との連携、保護者との関係づくり等の視点からの情報提供を行っている。

（3）専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に配置されている。

長野県の教職員人事は全域での異動が原則とされており、諏訪圏域は地元出身者が少なく、質の高い教員を育成しても転出するジレンマを抱え、県全体の課題として捉えなければ

ばならない一面がある。この点では、今後、特別支援学校のセンター的機能に期待し、大いに活用していきたい。一方で、市として専門職員の配置や支援体制の充実には、力を注いできた。子ども総合相談センターの開設以来、人的な資源を増やしながらチーム支援に努めてきたところである。

8. 社会基盤の形成に関することについて

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

本市では、発達障害に対する理解を深めたいという保護者のニーズの高まりが強く感じられる。そのような中、平成25年度に子ども課で「発達が気になる子への対応」のタイトルで市民向けに開催した講演会では、多くの聴衆者が来場した。この講演会は大変好評であったため、平成26年度に第2弾が企画された。JDD（日本発達障害）ネットワークなどの事務局と連携し、毎年一回、市庁舎一階ロビーにて発達障害に関する啓発展示も取り入れている。

また、市教育委員会（生涯学習課）は山梨学院大学と協働で例年『ともまなび講座』を実施しており、平成26年度は「現代社会のこどもたち～心と身体の健やかな発達のために～」をテーマにして、全5回シリーズの計画を立てている。この講座では、発達障害を含め、いじめや虐待等、幅広くこどもを取り巻く課題について、市民に学びを深めてもらう機会として前向きにPRしている。

子ども総合相談センターは、これらのイベントに多くの市民が参加できるように計画立案や周知の面で協力体制を取ってきた。また、年に一回程度、市報で特集記事を組み、教育に関する市民への理解啓発を促す企画を推進している（平成24年度は特別支援教育、平成25年度はいじめ根絶）。

さらに、専門カウンセラーが、学校や学年単位で学習会を開催する取組を推奨している。これは、発達特性や障害に対する保護者自身の受容感を育て、周囲の理解不足から当該家庭が悲しい思いをすることを防ぐため、ごく身近な参観日の保護者懇談などに織り込んで、さりげなく学びを深めてもらう意味合いを持つ。

専門カウンセラーが市PTA連合会母親委員会の取材を受け、母親新聞（半年に1回発行、小・中学生の全家庭に配布）で紹介された実践もあった。

(2) 生涯にわたりいつでもサポートが受けられる体制が確立されている。

①保護者との継続的な連携と支援体制

子ども総合相談センターでは、就学というキーワードから保護者と直接的な接点を持つ機会が生まれる。就学相談や学校見学、特別支援学校の保護者会、さまざまな学習会等を通じて、顔なじみとなり何か困ったときには気軽に来庁したり、電話をかけたりの関係が増えつつある。

子育てに不安を抱えた保護者や、育てにくさを覚えつつ懸命に子どもと向き合う保護者に数多く出会ってきた。本市には、出生から成人までを一つの担当課が支え続ける仕組み

ではないが、保護者の悩みを傾聴したり、代弁したりできるような役割をケースバイケースで行政内の誰かが担えるように、細心の配慮に努めている。

(例)

- ・乳幼児健診で担当した保健師に、入学後もときどき電話相談が入る。
- ・中学校で特別支援学級に在籍していた生徒が、高校で不登校になり当時から関わっていた子ども総合相談センターの相談員を訪ねてきた。
- ・義務教育修了後を見据えて、スクールソーシャルワーカーと家庭相談担当が中学3年生のうちからペアを組んで、母子面談を継続している。など

②早期から成人期までの一貫した支援の仕組みに関する工夫

本市においては、子ども総合相談センターで就学前から引き継ぎ、義務教育修了後に繋げるといった役割を主に担っている。

就学前にあっては、原則として年中の段階から複数の課が子どもの情報を収集するようにして、中学生では気になる生徒、支援の必要な家庭について3学年の3学期初めを目途に、子ども課や社会福祉課の関わりを意図的に組み入れている。中学校・高等学校間でも諏訪地区特別支援教育コーディネーター連絡会が機能し、3月に特別な配慮の必要な子どもの引き継ぎが行われている。

しかしながら、名前の挙がっていなかった生徒の中に、高校進学後に躓きが起き休学等に至る事例や、卒業後も関わりを継続している事例があり、子ども総合相談センターに求められる役割の拡がりを感じている。子ども総合相談センターの周知が進み、高校から紹介されることも多くなった。

(例)

- ・全日制高校に入学したものの不登校となり、通信制に転学することとなった事例。本人に振り返りと通信制への繋ぎを行うため、子ども総合相談センターの職員とスクールソーシャルワーカーが介入し、母子面談を丁寧に行った。
- ・発達特性から家庭に引きこもりがちで、母親だけでは対応困難な事例。
専門カウンセラーが母親の気持ちを聞き取り、子ども課、高校、保健所、医療機関、警察等が連携して、本人の入院治療に至った。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

青年期あるいは若者の自立までを支援する仕組みといった点では、いよいよ本腰を入れて組織体制を構築すべき時に来ている。現在、公立保育園の改築計画と絡み、子ども課を中心に発達支援センター構想が持ち上がっているが、この検討会(子ども課、健康推進課、社会福祉課、教育総務課)においても話題となっており、全庁的な課題として前向きに取り組んでいくことを考えている。

9. 成果と課題

(1) 成果

成果としては以下の5点が挙げられる。

- ・幼・保・小・中への巡回訪問や、丁寧な就学相談の実施など、早い時期から関係機関が連携を図り、支援に努めている。特別支援学校や医療機関とも連絡を密に取り合い、ネットワークを結ぶことができている。
- ・多様な学びの一つとして、平成25年度にLD等通級指導教室を開設したことを機に、すべての学校で客観的なニーズ把握の実施と、必要な支援策の検討がなされ、通常の学級を基盤に学ぶ児童生徒への視点が開かれた。
- ・市内小・中学校では特別支援教育コーディネーターを複数選任し、校内体制の充実を図るとともに、教職員の力量向上を目指した取組を続けている。
- ・専門カウンセラーは、個別事例の相談や発達検査なども実施しながら、関係者との連絡調整、教職員への研修や助言、保護者との話し合い、会議への出席等を行っており、専門性に裏づけされた指導・助言のできる専門カウンセラーの必要度は非常に高く、合理的配慮協力員の役割をよく果たしている。
- ・副学籍による交流及び共同学習について、本年度からすべての小・中学校で取り入れ、「共に学び 共に育つ」環境づくりに努め、実践事例を増やしている。

(2) 課題

課題としては以下の4点が挙げられる。

- ・学校教育法施行令の一部改正により、市は本人及び保護者に寄り添い、子どもの成長を確かめ合えるような伴走者の役割を果たしつつ、最も適切な教育の場を総合的に判断するという「教育的支援」へと転換が図られている。しかし、本市では未だ取組の途上にあり、十分な成果が挙げられているとはいえない。
- ・子ども総合相談センターは、平成26年度で発足4年目となるが、相談窓口の一本化を図り、医療や保険、福祉、教育、労働等の関係部局・機関が一体となった相談・支援体制の構築を全庁的に研究する時期に来ている。また、中・長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後を見通した個別の教育支援計画、あるいはこれに相当するツールを作成し、引き継いでいく必要がある。
- ・ユニバーサルデザイン化を全校で推し進め、通常の学級も含めた「すべての子どもにとってわかる授業」を目指していく。特に、中学校においては生徒の教育的ニーズの高さが感じられる。
- ・基礎的環境整備とともに、個に応じた合理的配慮の提供が丁寧に行われなければならない、教室等の環境整備、教材の確保、専門性の高い指導体制、人的配置、心理面での配慮などが求められ、モデル構築事業の一環として積極的な事業展開が望まれる。一方で、地方の財政状況は厳しく、適いにくいのが現状である。

【岡谷市立田中小学校における取組】

1. 学校の概要

本校は全校児童数が240名で、学級数は通常の学級が10学級、特別支援学級が2学級(知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級がそれぞれ1学級)、LD等通級指導教室が1教室ある(平成25年度より設置)。通級による指導の担当教員と特別支援学級担任の計2名が、特別支援教育コーディネーターを兼務し、通常の学級担任への特別な支援を要する児童への助言及び諸機関との連携調整を行っている。さらに、市教育委員会の専門カウンセラー(兼合理的配慮協力員)が市内小・中学校への巡回相談を行い、教員への指導・助言を行っている。

2. 組織・運営に関すること

(1) 学校経営方針・計画の位置づけ

本校の学校教育目標及び指導の重点を受け、キャリア教育(実物・本物・体験の重視、将来の夢や希望を育む生徒指導)、特別支援教育(ユニバーサルデザインの授業、困難さに応じた授業改善)を柱とした学校経営方針を立てている。特別支援教育を推進するために、ユニバーサルデザインに関するグループ研究会を実施している。また、教員は『田中小学校 授業のユニバーサルデザイン チェックリスト』(県教育委員会作成のものをアレンジして、各教員の実践項目を加えた40余りから構成された項目)を活用して、すべての児童がわかる授業を日頃より実践している。このチェックリストの活用例として、ある教員は通常の学級の児童全員を対象に、項目「授業の流れにめりはりをつけ、集中力が途切れないようにしている」や項目「活動の予告をし、見通しがもてるようにしている」など9項目に、交流及び共同学習を行っている特別支援学級の児童個人に対して項目「ノートに写す時間を確保するなど、子どもの動きを見ながら授業を進めている」にそれぞれ○をつけて、特に○をつけた項目を意識した授業展開を行っていた。

(2) 支援の必要な子どもの気づき、判断、支援内容の検討

最初に、各学級担任が担当する学級の児童全員を対象として5月に実施するスクリーニングや保護者から収集した情報から総合的に判断して、支援の必要な子どもを把握する。次に、校内委員会に各学級担任から挙げられた情報を伝え、その後の指導・支援を検討する仕組みになっている。校内委員会の構成員は、学校長を始めとして教頭、特別支援教育コーディネーターなどである。上記のスクリーニングは、「他児とのトラブル」「約束」「指示」など学習面・行動面・対人面の観点から構成される全9項目を段階評価(例:「他児とのトラブル」であれば、「とてもある」から「全くない」までに該当する段階を学級担任が評価)するものである。このスクリーニングは、以前から行っていたもので、当初、本市

には不登校の児童生徒が多かったために、不登校の児童を把握する欠席日数などの項目で設けられた市統一の様式からヒントを得て、学校独自に作り変えたものである。

校内委員会で挙げられた児童の通級による指導を受けることが妥当か否かの判断は、次の①～③の流れで決定される。①関係者（市教育委員会の就学担当職員、専門カウンセラー（兼 合理的配慮協力員）、本校の通級による指導の担当教員や特別支援学校の担当教員等）により、対象児童の様子を観察する。②対象児童の発達検査およびチェックリストを活用してスクリーニングを実施する。③校内および就学相談委員会を開催して協議を行い、通級指導教室での週当たりの指導時数や指導内容を検討する。

以下に、通級による指導を受ける児童の例を挙げる。以前は2～3分程度の着席しかできなかつたが、通級による指導で集中力を高める指導などによって10～15分程度は着席が可能になった事例がある。また、児童同士で協力して巨大カップタワーを作成する課題を通して、以前は自分勝手な行動が多かった児童が周囲に合わせて活動ができるようになったという事例もある。このように、学級担任のスクリーニングから通級による指導の実施に至るまで関係者により丁寧に検討され、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われている。

（3）個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用

特別支援学級に在籍する児童、および通級による指導を受ける児童に対して、個別の指導計画を作成し、通知票等の評価にも反映させている。通級指導教室で作成している個別の指導計画は、県が作成した様式を活用している。通常の学級に在籍する発達障害の傾向の見られる児童（通級による指導を利用）に対して、関係者（学級担任、通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター）が個別の指導計画の原案を作成した後に校内委員会で検討し、保護者を交えた支援会議を開いて個別の指導計画を活用している例もある。また、特別支援学級に在籍する児童には支援マップを作成し、児童がかかりつけの医師の名前やNPO法人で関わる担当者名などを記載している。教員は、この情報を見て必要な時に関係者に連絡がとれるようにしている。

（4）校内支援体制に関すること

①校内委員会の活用

学校の年間計画に位置づけられており、1～2か月に1回程度開催している。校内委員会は、ホワイトボードを活用して会議が進行される。会議での決定事項がホワイトボードに記入され、次回の会議までに各々が遂行すべき情報が共有される。

②専門職員、支援員等の人材活用

市教育委員会の専門カウンセラー（兼 合理的配慮協力員）が巡回相談を行い、支援の必要な児童を担当する教員への指導・助言を行ったり、児童の発達検査を実施したりしている。専門カウンセラーは、臨床心理士、特別支援教育士、教員免許の資格を所有しており専門性が高い。また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校の教育相

談の専任職員も支援者の一員としての役割を大いに果たしている。その他には、教員のニーズに応じて障害者総合支援センターの療育コーディネーターやサポートマネージャー（前 本校学校長）による助言が行われている。

③特別支援学級、通級による指導の活用に関すること

通級による指導の担当教員が、日常的に校内の教員へ支援の必要な子どもへの助言を積極的に行っている。通級による指導の担当教員は、県教育センターでの専門的な指導に関する研修を受講している。校内外を合わせて約 15 名の児童が、通級による指導を活用している。

3. 成果と課題

本校では、特別支援教育に理解のある学校長を迎えたところから、学校運営の中にこの観点を重視した取組を推進してきた。平成 25 年度に通級指導教室を開設したことによって、試行錯誤しながら以下のような成果につなげることができた。

- ・通級指導教室が、学校全体の児童の成長を支える機能を果たすようになった。通級指導教室での授業参観や研修を通して、具体的な子どもへの指導・支援のあり方や教材教具への助言、学級経営のノウハウ等について研修を深められる場として位置づいている。

- ・通級による指導の担当者の助言などにより、支援の必要な児童が在籍する学級担任のニーズに対して、ビジョントレーニングや感覚統合の考え方に基づいたトレーニング、児童の困難さに寄り添う支援のあり方や授業の進め方に関する研修を行うことができた。

- ・校内職員の意識改革と支援体制の構築が進み、特別支援教育や授業のユニバーサルデザイン化がしっかりと本校の柱に据えられ、地域においてもモデル校的な存在になりつつある。

- ・保護者や地域の方々への理解や啓発に、取り組むことができた。

一方で、次のような課題も残っている。

- ・通級指導教室は現在、一人体制で運営している。専門性のある教員を配置して複数体制で教室運営ができるようになると、巡回訪問や巡回相談が日常的に行いやすくなると思われる。またそれが、指導に当たる職員の育成や支援のノウハウに関するスムーズな引き継ぎにもつながると考える。

- ・合理的配慮について、すべての教職員が正しく理解し、一人一人の子どもに応じた合理的配慮ができるようにするために、さらなる研修が必要である。

(澤田真弓・岡本邦広)

「特別支援教育」ってなあに?

障害のある子どもの自立や社会参加に向け、個性を尊重し合う社会をつくるため、学校に「心のバリアフリー」を根づかせながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ能力を高めて、生活や学習上の困難を克服したり克服しついでいられるように、適切な指導、必要な支援を行うこと。あらゆる学校、あらゆる学級で、それをめざします。

最近では、身体的な障害や知的発達の違いだけでなく、集団のなかでうまく適応できないなど、発達特性のある子どもも増加し、またノーモラライゼーション[※]の進展なども背景として、いずれの学校においても、特別な支援を必要とする児童生徒に配慮していくよう、校内では、校長、担任、特別支援教育コーディネーターが中核となり、医療、保健、福祉などの機関と連携、協力して対応しています。

岡谷市では、平成24年度から3年間の計画で、特別支援教育に重点を置いて取り組んでいます。

※ノーモラライゼーション…障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通な生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそめざらなければならないという考え方です。



たからものだよ、みんな! 一人ひとりの輝きを大切に 「特別支援教育」充実強化へ

「まきわのトットちゃん[※]」は、落ち着きがないからと、小学校を追い出されてしまいました。以前の学校や社会では、型にはまらないものを、理解できにくいものを、区別してしまおうという風情があったように思います。現在はどうかでしょう。

学校は、一人ひとりといかに向き合い、考え方や個性を尊重し、それぞれの子ども可能性の芽を伸ばす方向に変わってきています。集団のなかで周囲とうまくなくない、関係を築くことが苦手なために、悲しい思いをしないように。互いの違いや個性を認め合い、いきいきとした生活を送れるように。こうした願いを大切に、子どもの気持ちに寄り添い、学習や生活のなかで生きる力を育むための教育が、重視されています。

今日は、「特別支援教育」について理解し、その取り組みを通して、支え合いの心を学びたいと思います。

※ 漫画電子書「1981年/講談社」



教えて!
秀野先生

田小の秀野先生は、特別支援教育に生かす機会を多く持つよう、特別支援教育コーディネーターとしての役割を担っています。特別支援教育の推進に努めています。

田小でも土まきをしながら、特別支援教育の推進に努めています。特別支援教育で、いろいろな子どもたちの笑顔が、秀野先生と市町の職員が笑顔です。

学校は、どう変わるの?

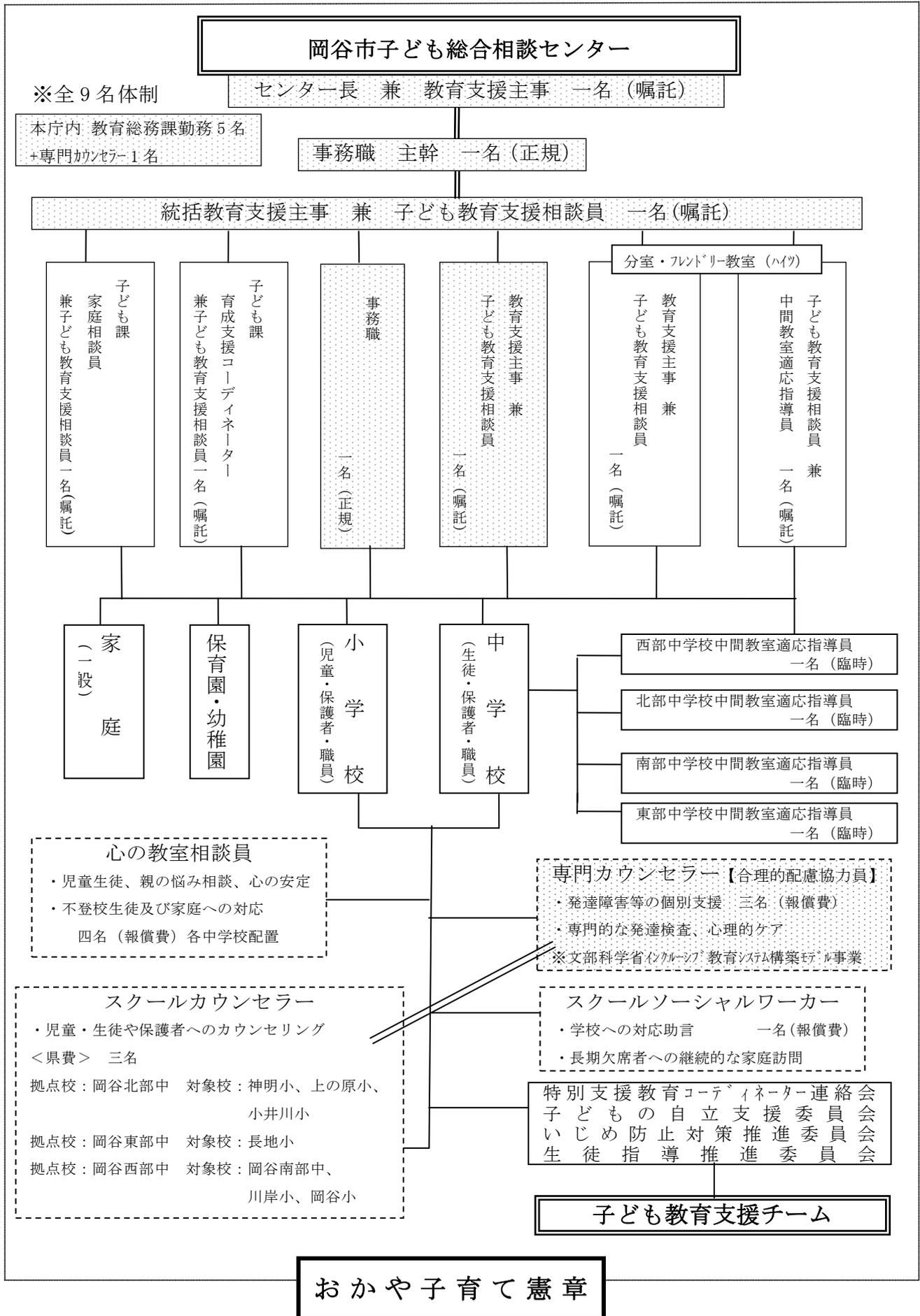
A まずは授業を、だれにとってもわかりやすく、学びやすいものにします。教員の「バリエーション」を高めれば、わかりやすくなります。子ども本来の好奇心や、学びたいという気持ちを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。また、子ども一人ひとりの個性や、学びたいことを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。また、子ども一人ひとりの個性や、学びたいことを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。

のびのびと学び、成長して、社会に貢献できるように育てていきます。特別支援教育を推進する中で、子ども一人ひとりの個性や、学びたいことを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。また、子ども一人ひとりの個性や、学びたいことを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。

市は、どう変わるの?

A 障害のある人が、社会に活躍できるように、市は様々な支援を行います。特別支援教育を推進する中で、子ども一人ひとりの個性や、学びたいことを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。また、子ども一人ひとりの個性や、学びたいことを、しっかりと受け止めて、学びを促すようにします。

資料 2 H26 子ども総合相談センター体制図



福祉圏域を単位に県と市町村が連携した地域の実情に応じた 支援体制づくり

兵庫県芦屋市

地域の概要

芦屋市の福祉圏域は、尼崎市・西宮市の3市となっている。福祉関係では、芦屋市に設置されている「芦屋市保健福祉センター」内に兵庫県の「障がい者就業・生活支援センター」が入っている。尼崎市、西宮市は中核市のため独自に福祉機関を設置していることから、県立の「障がい者就業・生活支援センター」は芦屋市民への支援がほとんどとなっている。こうした状況の中、芦屋市保健福祉センターが、芦屋市におけるセンター的機能を果たしており、障がいのある人等への支援窓口機能を果たしている。

芦屋市保健福祉センターには保健師が6名配置されており、子どもと対応する保健師は一対一となる体制を取っている。また、芦屋市単独で就業支援員1名を配置し、地域の実態に応じた支援を行っている。同じ建物の中には「芦屋市特別支援教育センター」も設置されており、療育相談・教育相談等が連携して行えるような仕組みを作っている。また、芦屋市内に社会福祉施設「三田谷治療教育院」があり、相談支援員等が学校への巡回相談等を行うなど、支援連携を行っている。

教育関係では、芦屋市内に兵庫県立芦屋特別支援学校があり、特別支援学校のセンター的機能を活用し、教員への専門性の向上や児童生徒への機能訓練等の実施を行っている。また、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校（西宮市）幼稚部出身の児童が芦屋市立の小学校に在籍していることから、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校から指導方法等について助言を得るなど連携を図っている。

- ・人口：97,180人
- ・出生数：770人（平成25年度）
- ・幼稚園：9園（公立）
- ・保育所：15園（公立6、私立9）
- ・小学校：8校
 特別支援学級設置8校（20学級） 通級指導教室2教室
- ・中学校：5校（公立3、私立2）
 特別支援学級設置3校（8学級） 通級指導教室1教室
- ・高等学校：4校（県立2、私立2）・中等教育学校：1校（県立）
- ・特別支援学校：1校（県立、知的）

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

(1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

芦屋市の各部署や各関係機関において、地域の現状を把握し、支援を行っており、関係機関との点での連携はできているように感じるが、線での連携・システム化された連携には至っておらず、今後の課題と考えている。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

芦屋市特別支援教育センター（以下、「センター」という。）がセンター的機能を果たし、各学校園、保護者等からの相談等による支援を行っている。また、福祉機関との情報共有もセンターで行い、相談支援に生かしている。しかし、各学校での推進母体の強化、教職員の連携体制づくりが課題となっている。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

福祉関係機関等と具体的にどのように体制づくりを行っていくかについては、現在総括をしている段階であり、平成28年度からの総合計画において、体制づくりに関する評価の観点を加えることを考えている。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

教育委員会と子ども・健康部健康課の連携で5歳児発達相談事業を実施している。

教育委員会と子ども・健康部子ども課が連携し、「すくすく学級」に入級している幼児の情報を共有し、就学指導を行っている。

※ 「すくすく学級」…乳幼児健診等で早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に通園の場を設けて、基本的な生活習慣と集団適応を身につけるための保育と訓練及び総合的な支援を行う施設。

教育委員会と福祉部障害福祉課等が連携して「療育相談」「療育支援相談」「地域自立支援協議会」「発達障害理解のための講演会開催」に取り組んでいる。療育相談では、保健師、医師、指導主事が入りすすめている。

(2) 行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。

幼稚園、小学校、中学校は教育委員会、保育所（園）は市長部局の管轄となっている。学校教育部の指導主事2名が子ども・健康部子ども政策課と併任している。

(3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

今後、プロジェクトチームを立ち上げ、「インクルーシブ教育システム構築プロジェクト会議」を行う予定である。

(4) わかりやすい仕組みが整備されている。

平成19年に芦屋市保健福祉センター内に総合相談窓口が設置された。総合相談窓口の担当者は、相談内容に応じて相談者と関係する部署や機関をつなげる役割を取っており、入り口が一本化されたわかりやすい仕組みが整備されている（図1参照）。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

「コアクラブ」において、1歳6カ月児健診後の要経過観察の必要な乳幼児を対象に短期観察を行い、個別相談等保護者の育児不安の軽減を図っている。

「すくすく学級」において、発達遅滞の恐れのある乳幼児で親子通園の可能な、概ね生後6カ月から就学までの子どもに対して療育及び訓練と指導を行っている。

芦屋市保健福祉センターの「こどもの相談」では、医師や臨床心理士の相談を行っている。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

芦屋市保健福祉センターで実施している「障がい児機能訓練事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、水浴トレーナーによる訓練を行うなど、発達支援を行っている。

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

保育所では、統合保育研究会が行われ、講師を招聘し、子どもや保護者への支援について話し合い、指導方法について研究協議している。

幼稚園では、特別支援教育研究会を開催し、講師を招聘し、子どもや保護者への支援について話し合い、指導方法について研究協議している。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

幼稚園や保育所からの報告を基に、芦屋市特別支援教育センター職員及び担当指導主事により、幼児の状況観察を行っている。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

平成26年度から生涯にわたって使える「芦屋市サポートファイル」を配布している。サポートファイルは、支援を必要とする者(児)及び本人で、使いたいと希望がある者を対象に配布している。サポートファイルの作成と管理は、いずれも保護者・本人である。現在の配付数は60部（平成26年7月現在）となっている。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

発達障害を除く障害のある幼児児童について、幼稚園、保育所（園）、小学校から書類を提出し、その書類に基づき、適正就学指導委員会専門部会のメンバーによる幼児児童の観察を行い、就学先について適正就学指導委員会本委員会（以下「本委員会」という）に報告する。本委員会により検討を行い、就学先を決定し、教育委員会へ答申する。

10月から11月に行われる就学時健診により把握している。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

障害のある子どもの相談は、芦屋市特別支援教育センターで継続的に実施しており、就学に関する相談も含まれている。センターで子どもの状態に関する書類を作成し、就学先決定の資料としている。また、就学時健診時においても教育相談を行い、保護者より就学について等の意見を聴いている。適正就学指導委員会において、専門家より意見を聴き、就学先の決定に反映させている。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

就学時健診は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の状況を把握し、健康上必要な助言を行うためのものである。

健康課において、乳幼児健診を行い、相談に応じている。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

幼・保・小連絡会を行い、就学に際しての幼児の状況の引継ぎ等について共通理解を行っている。

幼稚園では個別の教育支援計画、保育所では支援シートを作成し保護者に渡している。これらの資料が引き継ぎ資料として使用されている。保育園では特に決まった形式の書類はないが、小学校との引き継ぎは、個別に行っている。私立の保育園や幼稚園とも連携し、引継ぎ等を行っている。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

芦屋市特別支援教育センター(※芦屋市保健福祉センターの中に設置.センター長1名、担当指導主事1名、退職教員による専門指導員3名で構成)で就学相談を受けている。学校園から保護者に連絡し、芦屋市特別支援教育センターに繋いでいる。

兵庫県特別支援教育センターで行っている事業についてパンフレットを学校に配布し、学校から相談を希望している保護者へ情報提供している。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

児童生徒の学びを支援する手立てとして、書画カメラ、大画面テレビ、タブレット導入(研究校41台)等により指導を行っている。

児童生徒の学びを支援するために、個々の状況に応じた教材教具の作成などを行い、次年度に向けて、各学校で作成した教材教具を共有するための活用事例集(仮称)の作成を検討している。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

学校教育活動全体において、子どもの学習・生活の様子や子ども同士の関係から教職員や保護者が気づく場合が多いが、保護者が直接、芦屋市特別支援教育センター等に連絡し、相談を行うとともに、学校へ状況を連絡し、保護者と連携する体制をとっている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

通常学級担任、特別支援学級担任、学校生活支援教員、支援員、介助員が連携し、個に応じた教育的支援を行っている。また、個への対応についてのケース会議では、学校内だけでなく、芦屋市特別支援教育センター専門指導員や福祉関係の担当等が入り検討を行い、支援している。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

特別支援学級在籍の児童生徒は、個別の指導計画及び個別の教育支援計画ともに全員作成している。通常の学級では、必要な場合に作成している。

個別の教育支援計画は、保護者との相談により作成と活用をしている。

個別の指導計画も個別の教育支援計画も小・中学校で引き継ぎを行っている。また、小・中学校での引継書様式を作成し、各学校に広げている。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

芦屋市特別支援教育センターに専門指導員、幼稚園・小学校・中学校に支援員、小学校・中学校に介助員を配置している。学生ボランティアも活用している。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

兵庫県では、通級指導担当者を「学校生活支援教員」と呼び、巡回指導を行っている。児童生徒の状況に応じて個別指導を行っているが、すべてを個別指導とすることは難しい現状である。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

県立芦屋特別支援学校と、芦屋市内の小学校・中学校と交流及び共同学習に取り組んだ(平成25年度実績15回)。また、居住地交流の一環として、芦屋市立潮見小学校、芦屋市立打出浜小学校において、作品展で県立芦屋特別支援学校の児童作品を展示し、交流を図っている。

(2) 学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。

小・小連携、小・中連携は、合理的配慮協力員が中心となり、中学校校区の特別支援教育コーディネーター会を開催し、引き継ぎ資料等の検討を行い、児童生徒の状況を把握できるようにしている。また、指導方法の研究等の情報交流を行っている。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

芦屋市特別支援教育センターにおいて、いつでも保護者・学校からの相談に応じられる体制を確立している。巡回相談員が学校に訪問し、相談支援に当たっている。不登校の子どもへの対応について、芦屋市の適応指導教室と連携をしている。

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

県立芦屋特別支援学校は、県のスクールクラスター事業の事務局として、実践センター

として位置づけられ、巡回指導・巡回相談等教員の派遣を活用している。

同校に支援部が位置づけられており、教員 8 名を配置され、校内外の支援業務を担当している。支援部長は加配である。

市内小学校 8 校に巡回通級指導や肢体不自由学級巡回通級指導等 11 回の派遣を実施している。(平成 26 年 5 月末現在)

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

兵庫県立特別支援教育センターが実施する「インクルーシブ教育システムに関する研修」「発達障害に関する研修」「一般研修（新任特別支援学級担当教員等研修等）」の受講及び障害のある子どものための教育相談等を実施している。

兵庫県立特別支援学校とは、支援学校での研修、研修会講師派遣等による連携を行っている。

7. 教育の専門性に関すること

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

校内研修会、芦屋市打出教育文化センター（研修機関）による研修会等により、すべての教職員への専門性を高める研修を実施している。

特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、さらに平成 26 年度より交流学級の担任を対象とした研修会を年 10 回実施し、専門性を高めている。

また、通常の学級の担任も対象としたモデル授業の発表会の開催、兵庫県教育委員会において開催される研修会の内容についての伝達講習などにも取り組んでいる。

(2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

①教育委員会が開講する専門性向上のための研修講座

- ・特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任合同での研修を実施している。
- ・夏季研修では、芦屋市打出教育文化センターが特別支援教育関連講座を開催し、多くの教員が受講している。

②校内研修

- ・芦屋特別支援学校との合同研修会を校内研修に位置づけ、積極的な参加を呼び掛けており、多数参加している。

(3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に配置されている。

支援員は財政措置をしており、教員免許を有する者を募集し、面接による採用を行っている。

合理的配慮協力員を市に 1 名、県立芦屋特別支援学校に 1 名配置している。いずれも退職教員である。

8. 社会基盤の形成に関すること

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

三田谷治療教育院が主催する「発達障害者理解のための講演会」では、芦屋市教育委員会が後援となり、学校関係者、保護者、一般市民を対象に理解啓発活動に取り組んでいる。

また、芦屋市保健福祉センターにおいて、「あしや保健福祉フェア」を開催し、各関係機関等の取組などを紹介している。ふれあい市民運動会では、障害のある方だけでなく、多くの市民の参加を得ている。

(2) 生涯にわたりいつでもサポートの受けられる体制が確立されている。

平成26年度からサポートファイルを配付し、関係機関で受けている支援等について記載されるため、各関係機関が連携し、支援を行っている。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

芦屋市保健福祉センター内に「障がい者相談」「障がい者就業・生活支援センター（県）」があり、障がい者就業・生活支援センターには、芦屋市単独で1名の就業支援員を配置している。芦屋市保健福祉センターが就労支援等の拠点となっている。

9. 成果と課題

(1) 成果

支援体制を整え、関係機関との情報交換を行うことで、学校での支援等の手立てなどの情報提供を行うことができる。

子どもたちの学習や行動への支援を中心に、県立特別支援学校と芦屋市立学校の連携をこれまで以上に取るようになり、教員の「インクルーシブ教育システム」の意識が高まってきた。また、市内の「学校間連携」が密に取れるようになってきた。

(2) 課題

関係機関の支援体制は整っており、情報交換等を行えている。しかし、福祉機関から教育機関に対する要望の中には、教育の枠組みの中ではできないこともあり、お互いの領域の役割について理解をすることが1つめの課題となっている。また、教員が福祉領域の専門性に頼りすぎてしまうことが2つめの課題である。専門的なアドバイスを受けながら、教員自身が専門性を高め、支援に取り組むという姿勢づくりがより必要である。

芦屋市の支援体制図

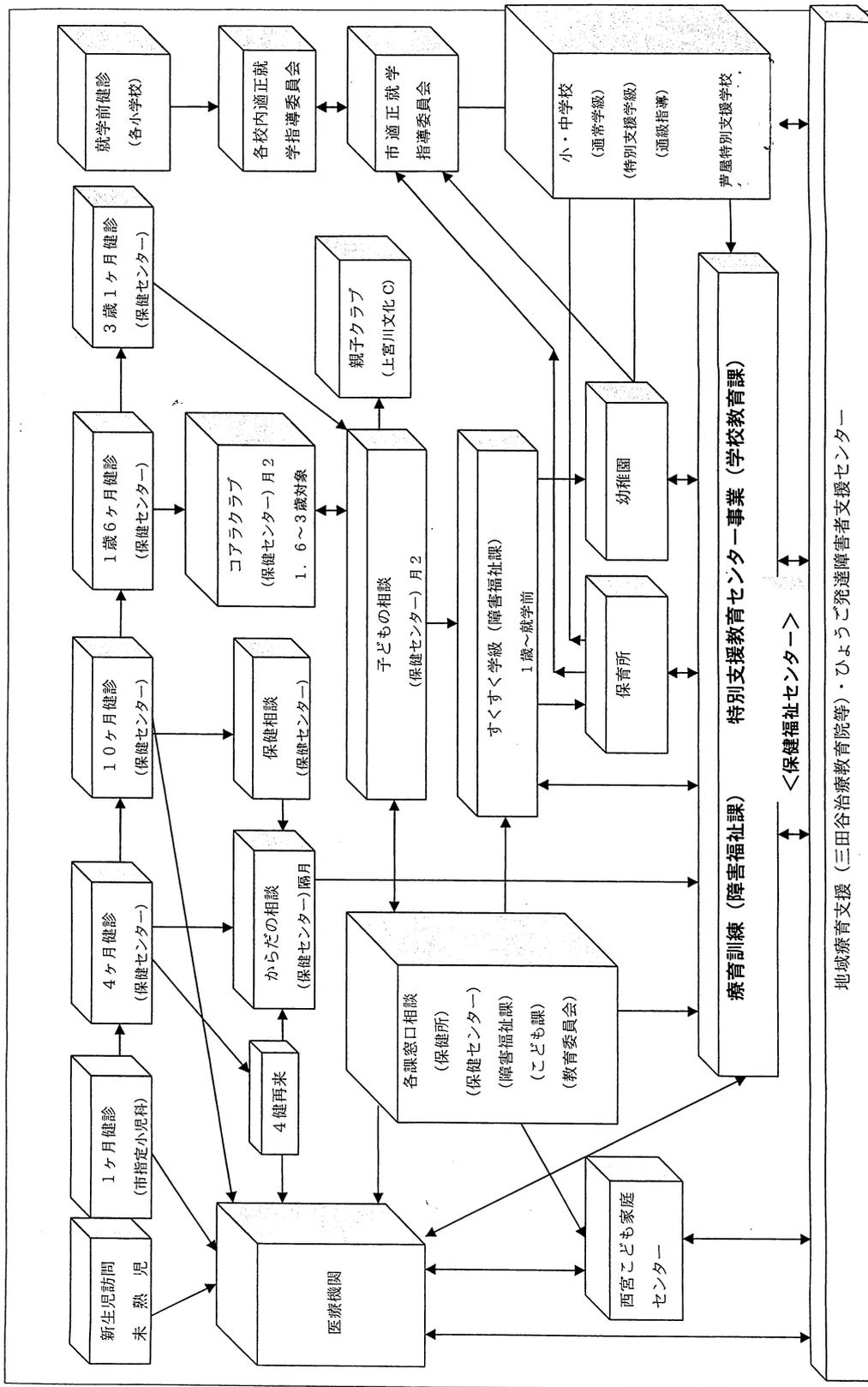


図1 芦屋市の支援体制図

【芦屋市立浜風小学校における取組】

1. 学校の概要

- ・児童数：全校児童 353 人（通常学級 347 人、特別支援学級 6 人）
- ・学級数：15 学級（通常学級 12 学級、特別支援学級 3 学級）
- ・特別支援学級：知的学級、自閉・情緒学級、肢体不自由学級
- ・芦屋市南東部に位置し、埋立地に昭和 57 年 4 月開校
- ・校区は、高層住宅、中層住宅、戸建て住宅が混在する地域であるが、学級数が学年 2 学級と市内では小規模の学校である。

2. 組織・運営に関すること

（1）学校経営方針・計画への位置づけ

- ・違いを認め、共に高まりあう(共に学ぶ)ことを目指している。
- ・人権教育の中で、特別支援教育に関することを重点取組と位置づけ、計画的に取組を進めている。
- ・10 月実施の人権週間で、全校集会（児童対象）において、特別支援教育に関して、芦屋市特別支援教育センター専門指導員に講演を依頼する。

（2）支援の必要な子どもの気づき、判断、支援内容の検討

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に学級担任が、子どもの前年度の様子や状況を確認するとともに、保護者からの願い等について聞き取り、協議する。
- ・校内委員会（学校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、交流学級担任、各学年 1 名）で具体的な支援内容等について協議する。
- ・保護者からの教育相談等において、子どもの様子等について確認するとともに、保護者の願いを聞き取る。芦屋市特別支援教育センターの所長・専門指導員、市教育委員会の担当指導主事が児童観察を行い、検討会議を行い、支援の方法 等について確認する。

（3）個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用

- ・個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成している。支援計画については、保護者と懇談し、支援について合意形成している。
- ・期末懇談会において、指導及び支援での合理的配慮の成果と課題について説明するとともに、見直し内容などを検討し、合意形成を図る。

（4）校内支援体制に関すること

- ①専門職員、支援員等（合理的配慮協力員）の人材活用
- ・児童への支援方法等について、芦屋市特別支援教育センター専門指導員への相談等により、指導助言を受けている。
- ・定期的に合理的配慮協力員が学校へ訪問し、児童への指導方法、具体的な手立てについて

て、指導助言を行っている。

②校内の特別支援学級、通級指導教室の活用

- ・機会のあるごとに、特別支援学級担任と交流学級担任が支援方法について協議し、具体的な手立てについて検討している。
- ・学校生活支援教員（通級指導教員）が週1回訪問し、通級指導を行っている。指導については、学級担任等と連携し、児童の状況に合わせて行っている。

③その他

- ・校内委員会を開催し、児童の状況を報告し、支援内容・支援方法について協議し、今後の支援について検討している。特別支援教育コーディネーターは、学級担任から様子を聴きながら手立てについてアドバイスを行っている。

(5) 地域の外部機関との連携や活用に関すること

①他校の特別支援学級、通級指導教室の活用

- ・学期に1回、中学校校区ごとに特別支援学級担任の連携会を開催し、情報交換・引き継ぎ資料の検討等を行っている。

②特別支援学校のセンター的機能の活用

- ・兵庫県立芦屋特別支援学校と連携し、学習では、特に国語において、リライト（アシスト）教材を活用し、学習に取り組んでいる。また、機能訓練など専門的な指導を行っている。

③医療・福祉機関等との連携

- ・子ども課と連携し、保護者の生活支援・指導を行っている。

3. 成果と課題

【成果】

- ・インクルーシブ教育システム構築モデル事業（スクールクラスター）の研究協力校として取組を進める中で、特別支援学級担任と交流学級担任との連携をはじめ、学校全体として、障がいのある児童が、通常学級で「共に学ぶ」ための支援体制が少しずつ整えられてきた。
- ・兵庫県立芦屋特別支援学校との連携により、特に学習において、教材の調整・変更について支援してもらうことで、児童にあった教材教具等の作成に生かすことができ、「共に学ぶ」手立てを具体的に行うことができた。

【課題】

- ・教材の調整・変更を行うことで、児童の学びを支援することはできるが、より児童の学びを高めるための教材教具等の作成及び活用の工夫を研究する必要がある。

(伊藤由美、海津亜希子)

スクールクラスターの体制整備を支援—地区の活動を支える—

宮城県石巻市

地域の概要

宮城県石巻市は、平成 17 年度に 1 市 6 町（石巻市、桃生町、河南町、河北町、北上町、雄勝町、牡鹿町）が合併して誕生した、全国有数の水産都市である。先の東日本大震災では、津波により甚大な被害を受け、現在も復興に向けた取組が行われている。

石巻市では、特別支援教育の推進として、「心身に障害のある子に対して、就学前及び就学後と継続した支援の体制を整備し、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことができる学校教育を推進する」と目標を掲げている。具体的な取組として、石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会、地区ごとの特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施し、発達段階や障害の状況に応じ継続した支援体制の整備を推進するための取組を行い、学校内での特別支援教育の研修や学校間連携の推進を図っている。

- ・人口：149,972 人（平成 26 年 12 月現在）
- ・出生数：1,068 人（平成 25 年度）
- ・幼稚園：15 園（公立 5、私立 10）
- ・保育所：39 園（公立 25（震災により 6 保育所が休止状態）、私立 14）
- ・小学校：38 校（1 校は休校中）
特別支援学級設置 32 校（70 学級）
- ・中学校：20 校
特別支援学級設置 15 校（25 学級）
- ・高等学校：市立 2 校（平成 27 年 4 月統合予定）、県立 6 校
- ・特別支援学校：1 校（県立、知的障害）

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

（1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

特別支援教育推進に向けた平成 26 年度の方針と重点は「心身に障害のある子に対して、就学前及び就学後と継続した支援の体制を整備し、障害のあること障害のない子が共に学ぶことができる学校教育を推進する」としている。

（2）学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

石巻市特別支援教育推進委員会、石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会を設

置し、運営をしている。

また、特別支援教育支援員の配置や、研修会の実施、就学相談と就学相談活動研修会の実施をそれぞれ行っている。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

年度末に各学校に教育施策アンケートを行い、評価する。

各事業の終わりにアンケートを取り、事業について評価する。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

それぞれの課の主催事業に関係課が参加することで連携を図っている。

石巻市教育ビジョン、石巻市幼児教育振興プログラム、子ども・子育て支援事業計画、石巻市第4期障害福祉計画等の作成や推進会議を通して、各課で連携しながら施策を進めている。

就学に関しては、学校教育課主体で健康部健康推進課・各総合支所の保健福祉課、幼稚園・保育所と連携している。

発達障害早期支援事業については、子育て支援課、健康推進課と連携している。

(2) 行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。

石巻市教育ビジョン後期実施計画（H24～H28）の進行管理について、毎年6月に教育総務課が主体となって進捗状況を把握し、計画の見直しを行っている。

（基本施策5：一人一人を大切にした特別支援教育の充実）

- ① 児童生徒の学習支援体制の強化（支援員配置）
- ② 特別支援教育共同実習所の充実（実習所の新設と共同学習の実施）
- ③ 就学相談の充実（就学児の就学相談と就学指導）

(3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

石巻市特別支援教育推進委員会、石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会を設置している。

(4) わかりやすい仕組みが整備されている。

幼稚園：学校教育課、保育所：子育て支援課、乳幼児全体：健康推進課・保健福祉課と担当が分かれていることが、利用者にはわかりにくいと思われる。

保健師がつなぎ役となっているのが現状である。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

就学前は、保健師が中心になって、相談支援につないでいる。また、健康推進課主催の発達相談や保健所による発達相談、児童相談所による乳幼児精密健康診査をそれぞれ行っている。

幼稚園、保育所からは、上記に加えて県の定期巡回教育相談、石巻支援学校の相談などにつながる。

学校教育課では、就学相談を行っている。

子どもや保護者の実態に合わせて、主に保健師が調整を行い相談につなげている。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

「子ども・子育て支援事業計画」の中に、以下を示して事業展開している。

1－4 発達支援・療育体制の充実

- (1) 障害に対する理解と専門的知識の習得支援
- (2) 障害等の早期発見、早期対応の促進
- (3) 障害児保育、特別支援教育の充実
- (4) 発達支援事業の推進と児童相談所をはじめ関係機関との連携強化

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

保育所：加配保育、幼稚園：補助教諭を配置している。

積極的に発達相談を勧めている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

以下のような研修会や訪問相談等を計画的に実施している。

- ・保育所・幼稚園の合同研修会の実施（子育て支援課担当）
- ・就学相談活動研修会{今年度は保護者対応がテーマ}（学校教育課担当）
- ・保育所・幼稚園からの相談に応じる訪問指導（学校教育課担当）
- ・保健師による、保育所・幼稚園訪問（健康推進課担当）

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

宮城県で作成した「すこやかファイル」を活用している保育所はあるが、全市で活用してはいない。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

以下のような経過から、総合的に就学先を決定している。

- ・就学指導委員会を年5回開催し、審議する。
- ・保健師→保育所・幼稚園→教育委員会の流れで就学指導票を作成する。
- ・就学相談の際、就学希望の学校の見学を勧めている。（保護者、本人、保健師、保育者）

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

就学指導委員会に医師等の参加が条例で決められている。28名で構成している。

保護者との就学相談で意見聴取、就学指導票には保護者の意向を記入してもらっている。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

学校保健安全法、学校保健安全法施行規則に則り、実施している。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

現在は、各学校の様式に任せている。平成 27 年 2 月の特別支援教育推進委員会で協議を予定している。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

就学相談の場で、学校に関する情報を提供し、学校見学を勧めている。教育委員会で学校見学の日程を調整する。

就学相談から就学先決定までの流れを、図を用いて説明している。

**5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること(1)
合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。**

特別支援学級の 신설に当たり、各学校の施設改修の希望をとり、入学までに施設改修を行う。(教育委員会、学校管理課) 12 月～1 月に各学校に調査をし、その結果を受けて、改修する。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

就学前の児童については、保健師が中心となって把握し、関係機関につないでいる。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

コーディネーター連絡協議会、研修会で情報交換の場を設けている。

地区の特別支援教育コーディネーター連絡協議会を立ち上げ、事例検討等を通して、合理的配慮を検討している。

学校からの相談に随時対応している。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

特別支援学級では、全員作成されているが、通常の学級における配慮が必要な児童生徒の個別の指導計画等の作成は、十分に行われていない。

昨年度のスクールクラスター教育システム構築モデル事業で作成した個別の指導計画、個別の教育支援計画の様式を、全学校に配付した。地区ごとに統一して活用する動きがある。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

平成 26 年度は、小・中学校 31 校に 55 名の特別支援教育支援員を配置している。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

小学校は、37 校中 32 校に、中学校は 20 校中 15 校に特別支援学級が設置されている。学級数は、小学校が 70 学級、中学校が 25 学級である。

通級指導教室は、LD等の通級指導教室：小学校 3 校、中学校 1 校にある。加配による教室は 2 校のみである。また、通級指導教室を開設していない学校でも、取り出しによる

個別指導や小集団指導、特別支援学級の弾力的運用等に取り組んでいる。

ことばの教室（言語通級）は、4校に開設されている。4校とも他校通級を実施している。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

（1）交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

居住地校交流を行っている児童生徒は25名で、受け入れ学校数は16校である。

1年間に1～2回の居住地校交流を行っている。副学籍は行っていない。

各学校においては、校内で交流及び共同学習を実態に合わせて行っている。

学校経営方針に居住地校交流の推進をあげる学校が増えている。事前打ち合わせで授業計画を示しているが、すべての学校が十分に行っていない。

石巻支援学校の参加児童生徒数、交流実施述べ回数は、県内の支援学校でも第1位である。

（2）学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。

小学校では特別支援学級の合同学習会（年3回程度）の担当を変えて授業を行う。中学校では特別支援教育共同実習所で週2回、市内の特別支援学級の生徒が合同で作業学習を行っている（縫製、ブロック製作、情報技術、紙工、陶芸、菜園等）。

地区の特別支援教育コーディネーター連絡協議会を立ち上げ、事例検討等を通して、合理的配慮を検討している。

（3）専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

宮城県立石巻特別支援学校が相談支援を行っている。また、宮城県総合教育センターの定期巡回教育相談を2か月に1回実施している。

（4）特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

以下のような活用を行っている。

- ・各学校及びコーディネーター連絡協議会の研修の講師として派遣している。
- ・石巻特別支援学校主催の研修会に小・中学校の教員が参加している。
- ・各学校及びコーディネーター連絡協議会のケース会議への参加と助言を行っている。
- ・教育相談や依頼により専門家の派遣として対応している。

（5）市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

以下のような連携を行っている。

- ・研修会の度に、石巻特別支援学校の資源の情報を周知する機会をつくっている。
- ・各障害種の特別支援学校と特別支援学級の障害に応じた連携を行っている。
- ・県の事業への協力（特別支援教育総合推進事業、早期発達支援事業、特別支援教育担当教員等実践研修充実事業）をしている。

7. 教育の専門性に関すること

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

石巻市教育ビジョン後期実施計画（H24～H28）では、以下のように方針を示している。

《教職員の資質の向上》

教職員としての使命と責任を自覚し、現職教育等の校内研修、研究活動等の推進を促しながら、資質及び実践的指導力の向上に努めます。

- 校内研修の充実
- 初任者研修の推進と充実
- 経験者研修の推進と充実
- 各種研修会の充実と参加の促進
- 研究活動の推進

具体的には、各種研修会の受講を奨励し、研修の場を保障することや、合同学習会、共同実習所での合同作業学習等を通して、教員相互の実践を学び合うこと、教科等指導員の養成を行うこと、特別支援教育コーディネーターの養成を行うこと、などを通して、教職員の資質の向上を図っている。

(2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

石巻市で実施している研修は以下の通りである。

- ・「特別支援教育コーディネーター研修会」（コーディネーター悉皆）
- ・「就学相談活動研修会」（幼稚園教諭、保育士、保健師）
- ・「ことばの教室担当者研修会」（ことばの教室担当）
- ・「特別支援教育支援員研修会」（支援員悉皆）
- ・「幼稚園・保育所合同研修会」

その他、異校種間交流を実施し、地区内の学校相互の授業参観で、教員相互の実践を学び合っている。また、石巻地区教育研究会特別支援教育研究会では、授業研究会、発達検査研修会、事例研究会を開催している。

(3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に運用されている。

支援員については、実情を踏まえ、計画的に増員を行っている。採用に当たっては、複数の指導主事が面接を行い、適切かどうかを判断して採用を決定している。

特別支援学校と小・中学校の人事交流は、毎年行われている。

8. 社会基盤の形成に関すること

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

就学相談については、市報にて周知を図っている。また、各学校、地区内で学校便り・広報誌等で取組を紹介している。

(2) 生涯にわたりいつでもサポートを受けられる体制が確立されている。

すこやかファイルの活用について検討している。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

石巻市として、生徒に対する就労支援の仕組みはない。石巻市女川町自立支援協議会及び就労自立支援センター（事業所）で、再就職等の支援を行っている。

9. 成果と課題

(1) 成果

成果としては、以下の4点が挙げられる。

- ・石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会の年2回実施、地区の特別支援教育コーディネーター連絡協議会の立ち上げによって、学校間連携が進んでいる。
- ・石巻支援学校のセンター的機能が充実し、大きな教育的資源として各学校（園）や地区の特別支援教育連絡協議会につながっている。
- ・地区の特別支援教育コーディネーター連絡協議会の会長を担当校長に位置づけたことで、学校長の特別支援教育に対する意識が高まっている。
- ・保健師を子どもや保護者と園・学校のつなぎ役とした早期支援の体制が充実している。

(2) 課題

課題としては以下の3点が挙げられる。

- ・子どもや保護者の立場から考えると、各校種や担当課が変わることによって引き継ぎがうまくいかないこともあり、各校種・担当課をつなぐツールの活用が必要である。
- ・早期支援から、就労支援までを見据えた支援が必要である。
- ・各学校では、個別の教育支援計画の整備に地区ごとで取り組み始めているが、学校を超えた保育所・幼稚園・保健師、高等学校、福祉施設との連携については、教育委員会が、つながるための方策を進めていく必要がある。

(石坂 務・牧野泰美)

関係部局の連携構築を踏まえたインクルーシブ教育システム構築の取組
—上越市における既存の事業を整理・発展させたスクールクラスターの取組—

新潟県上越市

地域の概要

上越市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接している。歴史的には1971年4月に高田市と直江津市の合併、さらに2005年1月に周辺の13町村と合併し、現在の上越市に至っている。学校間の連携を考えるとときには、地形的な背景と歴史的背景を踏まえる必要がある。

教育では、平成18年度に、10年間を見通した「上越市総合教育プラン」を策定し、「人づくり、地域づくり、未来づくり」という視点に立った教育を推進している。「地域の教育力」向上に重点を置き、平成24年には各小・中学校をコミュニティースクールに指定し、地域と共にある学校づくりに力を入れている。市民の教育への関心は高く、平成26年には「上越市教育の日」が制定され、更に教育への期待が高まっている。

特別支援教育においても、市内の県立特別支援学校や上越教育大学と連携した取組が推進され、特別支援教育に関する体制づくりや教員の意識向上が図られている。近年では、すべての学校で授業のユニバーサルデザイン化の推進や市独自の通級指導教室の設置など先進的な取組をしている。

- ・人口：197,708人（平成26年10月）
- ・出生数：1,568人（平成25年度）
- ・幼稚園：11園（公立2、私立9）
- ・保育所：67園（公立50、私立17）
- ・小学校：52校
 - 特別支援学級設置51校（知的障害43、自閉症・情緒障害41、難聴1、
肢体不自由12、病弱3）
 - 通級指導教室設置10校（言語5校7教室4巡回校、難聴1校2教室3巡回校、
発達3校5教室3巡回校、LD2校2教室4巡回校）
- ・中学校：22校
 - 特別支援学級設置20校（知的障害20、自閉症・情緒障害12、弱視1、病弱1）
 - 通級指導教室設置なし（巡回発達3校、難聴2校）
- ・高等学校：12校（県立）
- ・特別支援学校：4校（県立）

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

(1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

- ① 早期からの相談により、本人や保護者の自己理解や障害認識を促し、本人が自分の持っている力を十分発揮、発展させるために必要な支援を受け入れること。
- ② ①のために、本人のその時、その時の状態に応じた柔軟な指導ができるような体制をつくること。
- ③ 柔軟な体制の中で、適切な指導を受けることで、本人の自立と社会参加を促すこと。
また、社会の温かい土壌をつくること。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

平成 25 年度から文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業を受けている。

上越教育大学、特別支援学校、児童相談所、福祉施設が市内にあり、特別支援教育の推進、連携には恵まれた環境にある。また、早期から特別支援教育に関係する研修（管理職、コーディネーター、担任向け）が盛んに行われ、全体的な理解は進んでいる。

- ① 研修の充実（管理職、コーディネーター、相談員、教諭）
- ② 就学相談、巡回相談等の相談支援の充実
- ③ 多様な学びの場の、指導の質の向上のための研修や巡回訪問指導
- ④ 医療、福祉など関係機関との連携体制づくり（協議会、ワーキングチーム等）

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点明確にされている。

- ① 研修参加者からの評価
- ② 各学校からの事業評価、教育上重点への取組評価
- ③ 教育委員会の相談業務については、相談員と学校双方からの評価

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

(図1、図2)

・ワーキングチームや協議会により、各課題解決を図っている。

- ① すこやかなこどもの育ちワーキング（福祉部、教育委員会）

「支援ファイル」をツールとし、0～15歳までの健やかな育ち支援を目指し、検討を行う。

- ② 自立支援協議会

福祉課と学校教育課、福祉施設、事業所、保護者で構成され、放課後の過ごし支援、おや支援等、自立のための課題と課題解決の方策を協議する。

- ③ 就学支援委員会、巡回相談専門家チーム等

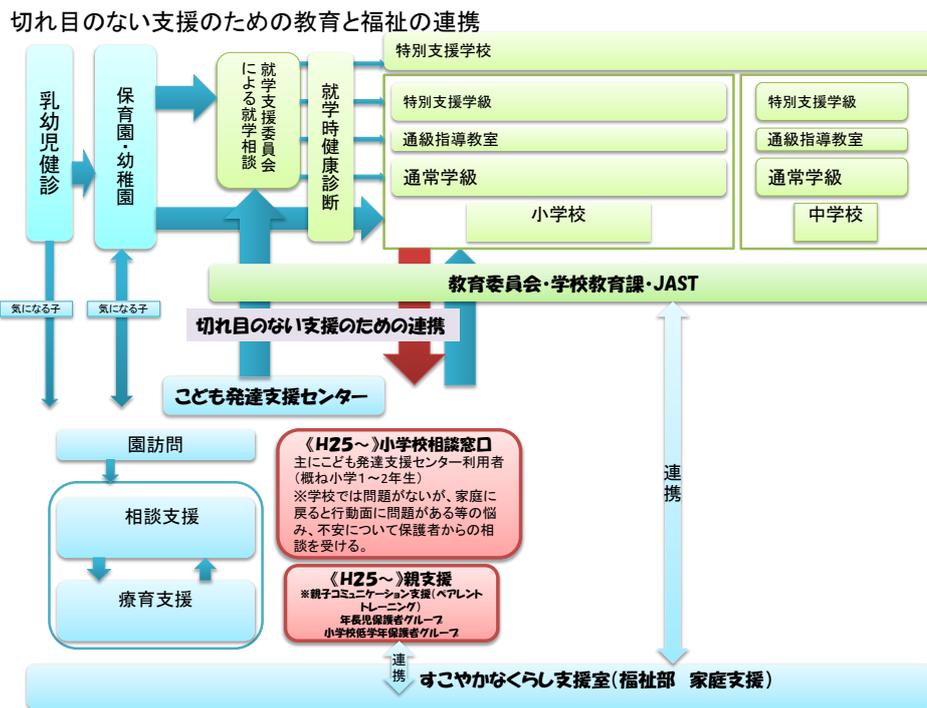


図1 切れ目のない支援のための教育と福祉の連携

(2) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

「上越市総合教育プラン」(平成19年度～28年度)の第3期(平成26年度～28年度)60の基本施策において、インクルーシブ教育システム構築やユニバーサルデザイン教育の具体的な施策を以下のように入れた。

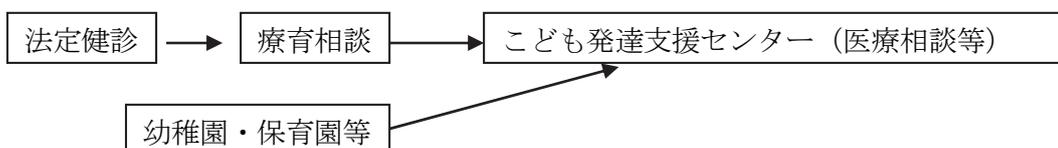
- ① インクルーシブ教育システムに関する検討会議はない。
- ② 就学支援や巡回相談の在り方に関する検討会議はある。
- ③ 特別支援教育に関する検討会議

- ア 「自立活動の指導」推進
- イ 発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実
- ウ 授業のユニバーサルデザイン化

今後、平成26年度～28年度で各施策を達成するために事業を展開する予定である。

3. 乳幼児期から早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学までの相談支援体制が確立している。



(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

- ①幼稚園・保育園等に対して、こども発達支援センターが提供する「気になる子」の実態把握シートを活用してもらう。
- ②幼稚園・保育園等に対して、こども発達支援センターが巡回訪問（心理士、保育士、社会福祉士、学校教育課指導主事でチームを構成）を行う。
- ③年長児は、就学相談申し込みにおける、実態把握シート、知能検査（WISCや田中ビネー）、S-M社会生活能力検査を実施している。スクリーニングも実施する。

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

- ①公立の保育園にて「親子コミュニケーション支援」（3歳児の親向けに子どもに対するかかわりについて寸劇を通してわかりやすく伝える。）
- ②就園の子ども達の保護者を対象に、親子の遊びを通して子育てを学ぶ「子育て講座」を開催したり、個々の子どもたちの子育て相談を実施したりしている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

- ①幼稚園・保育園等に対して、こども発達支援センターが巡回訪問を行う。
- ②幼稚園・保育園等で個別の療育計画の作成とケース会議を実施している。
- ③4～5月の幼・保・小連絡会に、こども発達支援センター職員も参加し、適応状態を確認する。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）を活用されている。

- ①現在、上越市独自の相談支援ファイルはないが、今後作成する予定である。（現在は、新潟県が作成したファイルを活用している。）各校・園には、独自の保育計画、療育計画、就学相談調査票、個別の指導計画があるが、それらが一つにつながっていないことが課題でもある。
- ②個別の療育支援計画、個別の指導計画がある。（園、こども発達支援センター、学校）
- ③引き継ぎ書式がある。
- ④就学相談を申し込むと、判断通知や調査票により引き継ぐ。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

- ①「就学相談マニュアル」を作成して対応している。「就学相談マニュアル」には、各業務内容や判断基準についても記載している。
- ②総合的な観点については、主治医からの医療的観点からの助言、心理士からの発達に関する助言、保育士（幼稚園教諭）からの行動面・認知面についての助言をいただいている。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

- ①就学前年の6月～8月に就学相談や教育相談を実施している。
- ②就学先の決定にかかわる判断においては、必要に応じて医師、大学教授、福祉関係者等にも参加してもらっている。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立されている。

- ①健康面、発達面の検査を実施し、保護者に情報を提供している。
- ②意思疎通、集団参加、対人関係等で就学後の適応が心配な子どもについては、保護者との相談の時間を設けている。
- ③就学時健診前に心配な子どもについては、幼稚園や保育園等と小学校で情報交換を実施している。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。
学校が作成している「情報引き継ぎシート」を用いて、幼稚園や保育園等から気になる子どもについては、聞き取りで情報を収集している。(他の子どもは、保育要録等)

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

- ①就学時健診や特別支援教育に関するパンフレット(資料①)を作成、配布している。
- ②こども発達支援センターで、センター兼務指導主事が「特別支援教育って何?」「就学相談って何?」等を説明。
- ③特別支援学校や特別支援学級在籍児童の保護者が、「就学相談の間や就学後の気持ちを話す会」を開催している。

また、就学先への情報提供は、就学相談員が、就学先の学校長や1年生の担任教員に行う。情報については、保護者の応諾を得て、必要な情報を調査票に整理し、学校内で引き継ぐ。保護者の応諾がない場合は、教育委員会が保管する。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組(市町村が学校を支援する体制づくり)に関すること。

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

- ①「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、平成22年度から、学校のユニバーサルデザイン化をすすめている。現在、市内74校中25校で整備が完了している。
- ②人的配置として、市内の学校に、教員免許を所有する教育補助員72名、介助員72名、支援員(県費負担)7名を配置している。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し、支援をつなぐ体制が確立している。 (図2、図3)

- ①小・中学校では、年間2回、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握調査」を実施し、結果を市教育委員会へ提出している。
- ②就学に関する相談や校内体制づくり等について、エリア(発達障害通級指導教室設置校区域毎)、ブロック(中学校区域毎)制を導入し、その中でスクールクラスター等を活用する等、地域の中で支援をつなぐ体制を確立している。

③各エリアの巡回相談員が支援をつなぐための支援を行っている。

特別支援教育関連事業 エリア・ブロック組織図

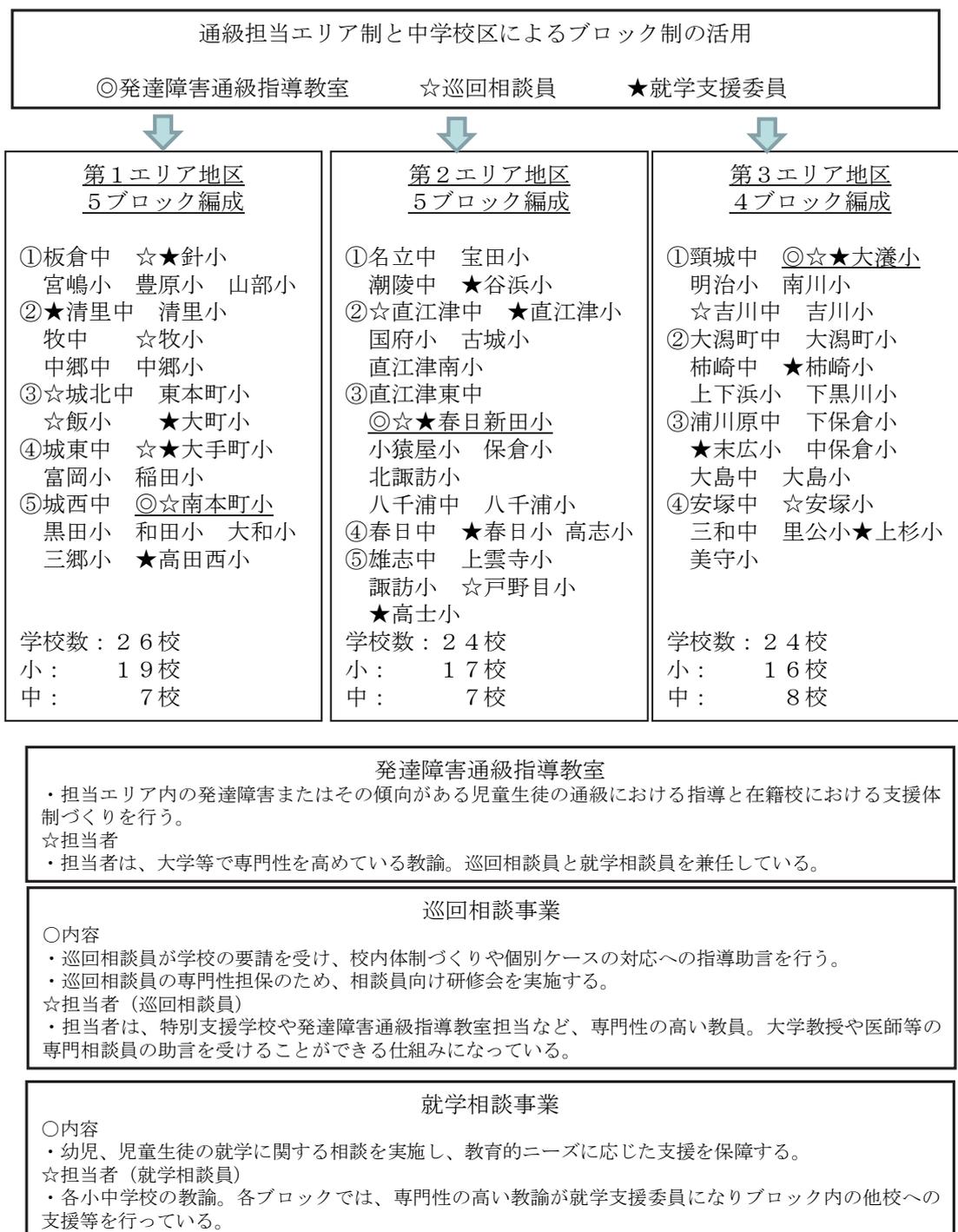


図2 特別支援教育関連事業 エリア・ブロック組織図

エリア内の担当者の動き（例）

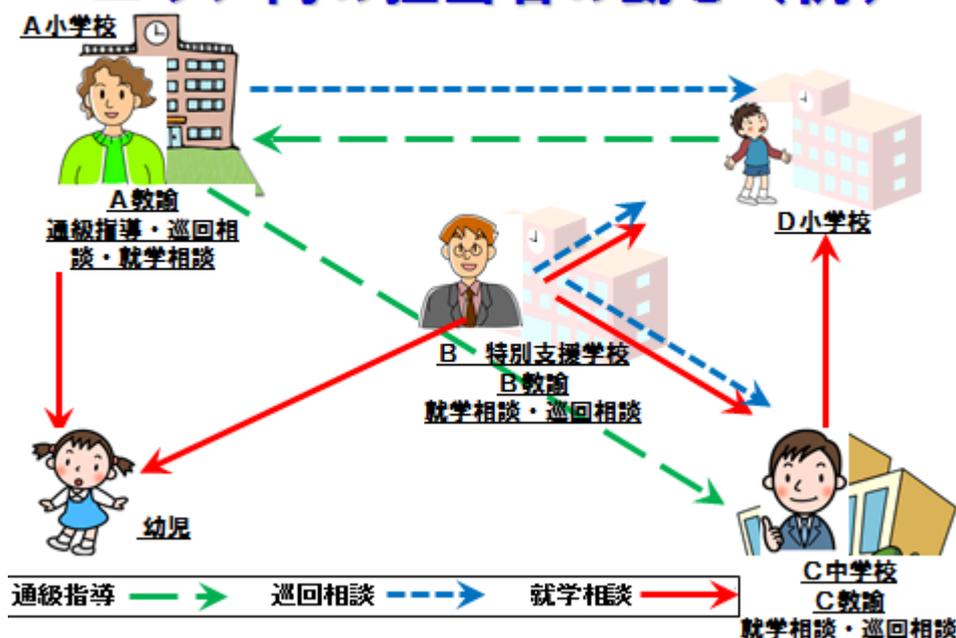


図3 エリア内担当者の動き

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

① 巡回相談により、各エリアの巡回相談員が校内支援体制への指導助言を行う。

(内容：学校の支援体制づくりの指導助言、個々の子どもについての相談)

② 発達障害通級指導教室担当者が、毎学期のケース会議で校内支援体制の具体的な方策について指導助言を行う。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

必要な児童生徒には、個別の指導計画が作成され、学期毎に評価と改善が行われる。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

・市雇用の特別支援教育にかかわる学校職員は、教育補助員 72 名、介護員 72 名、支援員 7 名（県費負担）、看護師 1 名、LD 指導員 3 名、教科指導講師 3 名である。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

① 特別支援学級の運用については、県のガイドラインを参考に、学級編制、教育課程を編成している。指導内容や方法については、指導主事が訪問指導を行っている。

② 通級による指導は、特に発達障害通級指導教室の需要が多いが、教室が足りない。指導は、特性や課題に応じて集団指導と個別指導の形態をとっている。

③ 個別の指導計画により個に応じた指導が行われている。

(7) その他

通級による指導担当者が、必要に応じて、特別支援学級在籍の児童生徒の教育相談を行っている。例として、知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒に対して言語障害通級指導教室の担当者が教育相談を実施し、言語面での相談支援を行っている。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画に明記され、積極的に実施されている。

- ① 県立高田特別支援学校（知的）と小・中学校の居住地交流
- ② 県立上越特別支援学校（肢体不自由）と小・中学校の居住地交流
- ③ 校内交流（特別支援学級と通常の学級）

(2) 学校間連携（域内の教育資源の組合せ）により教育の充実が図られている。

- ① ブロック（中学校区域）を基本として、中学校と小学校が連携を行っている。
- ② エリア（発達障害通級指導教室）を基本として、専門性のある教員が連携を行っている。また、教育委員会と学校長が調整を行っている。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

巡回相談員、発達障害通級指導教室の教育相談、障害者相談支援センター、こども発達支援センター、すこやかなくらし支援室、上越教育大学、以上の関係機関が支援体制を担っている。

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

- ① 研修会（コーディネーター研修、心理検査研修、特別支援教育研修 等）
- ② 教育相談会（保護者相談、体験入学）
- ③ 特別支援学校のオープンスクールによる学校公開
- ④ 就学相談員が巡回相談をしている。
- ⑤ 就学支援委員会は、学校長が委員となり、指導助言を行っている。

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

域内の県立特別支援学校のセンター的機能と教育委員会の連携体制がある。

(6) その他

- ① 放課後児童クラブ：昼間に保護者が不在となる家庭の小学生に対し、遊びを主とする活動を通じて児童の育成と保護者の就労を支援するサービスである。
(個別で対応が必要な子どもについては、利用形態にかかわらず学校教育課へ相談)
- ② 放課後等デイサービス：障害のある子どもへ日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。主に特別支援学校へ通う子ども向けのサービスである。
- ③ ファミリーサポート：上越市に住所を有する育児を応援してほしい、おおむね12歳以下の子どもがいる人（依頼会員）と、育児を応援したい人（提供会員）が助け合う組織である。

7. 教育の専門性に関すること

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

- ① 教育補助員、介助員、支援員の専門性の確保、人材の育成は重要課題である。

② 市で研修会を実施している。

(2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

特別支援教育にかかわる市主催研修会は、21 講座ある。

管理職（1）、教育補助員（2）、介護員（2）、支援員（2）：悉皆研修

就学相談員（2）、巡回相談員（3）：悉皆研修

授業のユニバーサルデザイン化（2）：希望参加（各回 60 名以上の参加）

特別支援学級教員向け研修（3）：希望参加（各回 40 人以上の参加）

特別支援教育研修（4）：希望参加（各回 60 名程度）

(3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に運用されている。

①通級による指導担当者は、大学で専門的な指導を受けた教諭を配置している。

②指導主事は、上越市の支援システムを現場で実際に経験したものが担っている。

③巡回相談員は毎年新規で数名指名し、専門性が引き継がれるように研修を行っている。

8. 社会基盤の形成に関することについて

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

①地域住民に特別な支援が必要な子どもの教育に関する理解啓発パンフレットを作成、配布している。

②毎年 11 月 1 日を上越市の教育の日として制定し、教育フォーラムを開催している。

(2) 生涯にわたりいつでもサポートを受けられる体制が確立している。

すこやかにくらし支援室（福祉）を中心に、障害のある子どもが中学校を卒業後も支援を受けられるように障害者支援センターが機能している。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

① 学校が中心となり、個別の指導計画に基づいて、保護者、福祉、通級による指導とのケース会議を実施している。

② 社会福祉士が中心となり、福祉サービス計画に基づいて、学校、保護者、福祉施設、医療等の関係機関のケース会議を実施している。

③「若者サポートステーション」が学校卒業後（離職者、中退者等）の就労支援を行っている。

9. 成果と課題

(1) 成果

インクルーシブ教育システム構築モデル事業（スクールクラスター）—多様な学びの場の充実と連携のためのエリアごとの研修支援体制—として、①巡回教育相談事業（相談員研修会、養成研修会等）、②就学相談事業（心理検査研修、教育相談研修）、③授業のユニバーサルデザイン化推進モデル事業をベースとして、支援が必要な児童生徒に支援体制を構築してきた。

また、モデル事業に取り組んだ小学校では、基礎的環境整備の充実等を図りながら、合理的配慮の実施を行い、個々の児童の教育的ニーズに対応することに取り組んで成果をあげてきた。

(2) 課題

上越市が実施している実態調査では、通常の学級において特別な教育的ニーズのある児童が 6.7%程度在籍している状況がある。近年の発達障害の状態に応じた指導を必要とする児童生徒が年々増える中、必要な指導の場を増やしていくことが必要である。また、発達障害以外の障害のある児童生徒の支援については、県立の特別支援学校との連携を蜜にすることが重要であると考ええる。

また、学齢以降については、教育委員会を中心としてさまざまな支援の施策が展開できているが、乳幼児期から就学までの一貫した支援体制構築については、今後のインクルーシブ教育システム構築と関連が深いところであり、懸案事項となっている。

【上越市立直江津小学校における取組】

1 学校の概要

学区は、上越市北部の市街地にある。旧直江津市の中心街に位置し、近くには直江津港、船見公園、上越水族館等海とのつながりを感じさせる施設が多くある。また、昔ながらの港町であり多くの史跡や建造物が残っている。

7月末に行われる祇園祭は直江津最大のイベントであり、地域が一丸となる祭である。祭に向けてお囃子の練習等で地域の大人たちが子どもたちへの指導に熱心に取り組み、それが伝統となって脈々と受け継がれている。

近年、ドーナツ化現象などにより、児童数が年々減少してきている。しかし、地域住民や保護者の教育活動に対する関心は高く、地域全体で子どもを育てていこうとする気風が強い。そのため、PTAや子ども会、後援会などの活動は活発である。

2 組織・運営に関すること

(1) 学校経営方針・計画への位置づけ（資料2）

学校の教育目標は「進んで学習する子ども、思いやりのある子ども、心身を鍛える子ども」であり、重点目標は「自他のよさや可能性に気付き、ともに高め合う子どもの育成」である。

「汐鳴り教育」をベースとして、みんなを包み込む教育を根底に据えて、学校経営方針では、障害のあるなしにかかわらず、在籍する一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うことや、一人一人の子どもを大切にしたい、共生社会を目指した教育を行う。学級の中で、障害のある子がいたとしても、周囲の子どもにとって「空気」（共に学ぶのが当たり前である）のような存在になることを目指している。また、学校自体もコミュニティースクールとして地域の教育を中心的に担っている。

(2) 支援の必要な子どもの気づき、判断、支援内容の検討

特別支援を必要とする子ども一人一人に応じて、できるだけみんなと同じ活動に参加させたいという思いのもと、一人一人に応じた合理的配慮を考え、対応している。例えば、宿泊学習、マーチングバンド等のできることは何でもいっしょにするための方策を、本人・保護者と話し合いをして考えていくようにしている。また、引き継ぎ資料等から状態像を把握し、学校でも再度、実態把握を行い対応している。

どの子どもにもわかるように学校全体で取り組んでいるユニバーサルデザインの教育を推進している。

(3) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用

個別の指導計画については、個々の子どもの指導目標を立てて、学期ごとに指導の評価を行っている。就学に際して支援の必要な子どもについては、園等と必要な情報を引

き継ぎ対応している。合理的配慮については、個別の指導計画に反映することを検討中である。

(4) 校内支援体制に関すること

①専門職員、支援員（合理的配慮協力員）の人材活用

- ・校内委員会のメンバーは、管理職、担任、特別支援教育コーディネーターである。
- ・介護員 3名（特別支援学級付で支援）
- ・教育補助員 1名（通常の学級で支援の必要な子どもを支援、教員免許取得者）

（※前年度2月に各学校から必要な人数を教育委員会に連絡する。）

②校内の特別支援学級、通級指導教室の活用

平成26年度は、自校に特別支援学級が4学級ある。内訳は、難聴、肢体、知的、自閉症・情緒の各学級である。また、その他にも、言語通級指導教室がある。発達障害については、他校の発達障害の通級指導を活用している。また、知的障害特別支援学級の児童が、教育相談（通級指導教室の担当者）を受けている。

機器について、FM補聴器を上越市から2台を借用している。

③その他

定期的にケース会議を実施している。そこには、保護者、市教育委員会、民生委員、臨床心理士などが入ることもある。

上越教育大学の教官・大学院生数名が日常的に学校の支援に入っている。

(5) 地域の外部機関との連携や活用に関すること

①特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学級の施設設備について、特別支援学校から助言を受けた。平成25年度には、特別支援学校への転出があったため、連絡を密に行った。この他にも就学に関する相談を依頼することがある。

②医療・福祉機関との連携

教育委員会より、5～7月のPRT訪問：Partnership Research Teachers training（指導主事が各担当校を月1回訪問：ぷらっと訪問とも呼ばれている。）に、発達支援センター、すこやかなくらし支援室、こども課等の福祉関係者が同行訪問し、気になる子どもの様子を確認する。適応に課題がある場合は、学校が主体となって、保護者を含めたケース会議などを実施し、対応している。

③上越教育大学との連携

本人・保護者の中には、必要に応じて教育実践センターで相談を受ける場合がある。

④地域医療センターとの連携

身体面での医療的対応が必要な児童については、体を動かすトレーニング(ストレッチ)や補装具の活用方法獲得の指導を受ける場合がある。ここでは、VTR等を活用している。

3 成果と課題

学校長は、共生社会の実現を目指して教育の充実に取り組んでいる。障害のあるなしにかかわらず、さまざまな子ども達の教育的ニーズを踏まえて教育活動を展開している。不登校児も皆無の状況である。地域の大学や関係機関とも従来からの連携があり、これが活かされている。

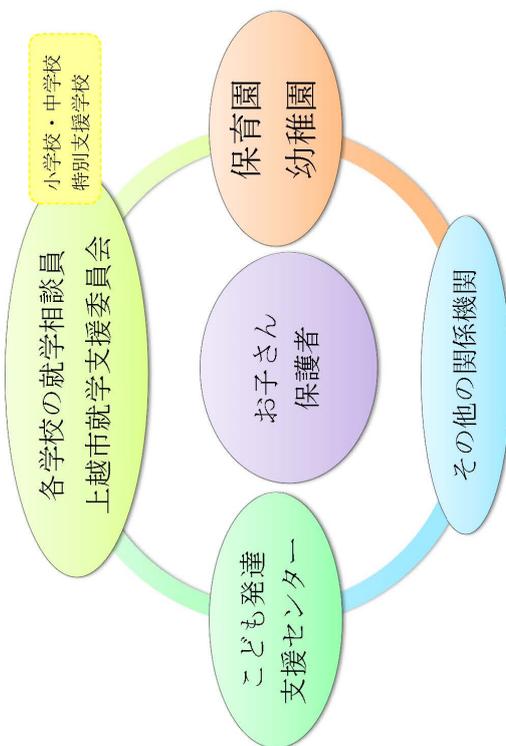
今後の共生社会に向けた教員のかまえとして、本人・保護者の気持ちにどれだけ寄り添えるかが大切であり、また、どの教職員も子どものことをよく理解し包み込み（汐鳴り教育の具現化）、地域のコミュニティースクールとして、教育の専門性をさらに向上させる必要があると考えられる。

(大崎博史、藤本裕人)

安心して就学を迎えるために

～就学相談について～

- 上越市では、就学前のお子さんの保護者を対象に、就学相談を行っています。「こんな様子は見られませんか？」をご覧になられて就学相談を希望される方は、園長又は担任にご連絡ください（4月に年長児の保護者全員に就学相談のご案内を差し上げます）。
- 上越市就学支援委員会の相談員が、保護者との面談及びお子さんの園での様子の参観や得意・不得意を知ることのできる検査等を行います。
- 園やこども発達支援センター等、お子さんに接している関係機関と相談員とで情報交換をしたり、必要な支援について話し合ったりします。
- 就学を予定されている小学校とお子さんの実態にあった学びの場や具体的な支援の在り方を相談し、安心して就学が迎えられるようになります。
- 「就学相談」は、入学後も実施しています。

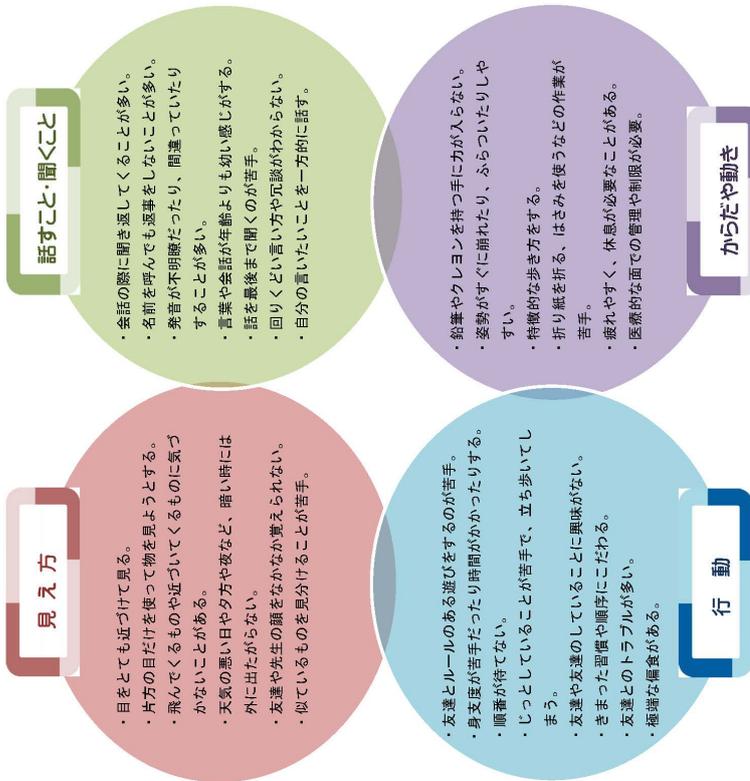


上越市教育委員会 学校教育課
上越市就学支援委員会 事務局

〒942-8563 新潟県上越市下門前1770 ☎025-545-9244 FAX：025-545-9272

こんな様子は見られませんか？

• 様々な困り感があるお子さんは、たくさんいます。小学校入学にあたって、「知になるな」知っておきたいな」ということはありませんか？



見え方

- 目をもとでも近づけて見る。
- 片方の目だけを使ったり物を見ようとしたりする。
- 飛んでくるものや近づいてくるものに気がかかないことがある。
- 天気の悪い日や夕方や夜など、暗い時には外に出たがらない。
- 友達や先生の顔をなかなか覚えられない。
- 似ているものを見分けることが苦手。

話すこと・聞くこと

- 会話の際に聞き返してることが多い。
- 名前を呼んでも返事をしないことが多い。
- 発音が不明瞭だったり、間違っていたりすることが多い。
- 言葉や会話が年齢よりも幼い感じがする。
- 話を最後まで聞くのが苦手。
- 回りにくい言い方や冗談がわからない。
- 自分の言いたいことを一方的に話す。

行動

- 友達とルールのある遊びをすることが苦手。
- 身支度が苦手だったり時間がかかったりする。
- 順番が待てない。
- じっとしていることが苦手で、立ち歩いたりまわらう。
- 友達や友達をしていることに興味がない。
- きまった順番や順序にこだわる。
- 友達とのトラブルが多い。
- 極端な偏食がある。

からだや動き

- 鉛筆やクレヨンを持つ手に力が入らない。
- 姿勢がすぐに崩れたり、ふらついたりしやすい。
- 特徴的な歩き方をする。
- 折り紙を折る、はさみを使うなどの作業が苦手。
- 疲れやすく、休息が必要なことがある。
- 医療的な面での管理や制限が必要。

特別支援教育とは…

「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立った教育です。

上越市教育委員会・上越市就学支援委員会

特別支援教育では…

- 学習上や生活上の困難を改善・克服するため、一人一人の目標を設定して指導を進めます。
 - 「特別支援教育」は通常の学級でも、特別支援学級でも、行われる教育です。
- ～上越市では、「一人一人が分かる授業づくり」「安心して学べる集団づくり」を進めています。～



～「多様な学びの場」～

上越市立の小・中学校

通常の学級

- ・子どもの特性に配慮して指導内容・方法を工夫しています。
- ・少人数指導・習熟度別指導※・I.T.授業※などを行っている学校もあります。

※習熟度別指導：学びの早さに応じた指導
 ※I.T.授業：先生とその他の職員のリームによる授業

通級指導教室

- ・通常の学級に在籍している子どもが、普段は自分の学校で勉強しながら、週又は月に1～8時間くらい通級指導教室のある学校に通い、特別な指導を受けます。
- ・言語障害、聴覚、発達障害（自閉症・情緒障害・LD・ADHD）の種別があります。

必要な学習や活動を通して通常の学級でも行います

特別支援学級

- ・主たる障害の種別に応じて設置されています。
- ・通常の学級における指導では、十分に効果を上げることが困難なお子さんのための少人数の学級です。
- ・国語、算数といった教科等の他に、本来もっている力を精一杯発揮できるように、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための学習を行います。



- ※種別：弱智特別支援学級
 難聴特別支援学級
 知的障害特別支援学級
 肢体不自由特別支援学級
 病弱・身体虚弱特別支援学級
 自閉症・情緒障害特別支援学級

- ・校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、その他（保護者など）のメンバーで構成されます。
- ・子どもの学習面や生活面の実態を把握し、学級担任等が具体的にどのような指導・支援を行うかが計画し、実行できるように進める組織です。継続的に指導・支援を行います。

※特別支援教育コーディネーター：特別支援教育の学校窓口の役割を担います。

校内委員会

関係機関とのつながり

- こども発達支援センター 障害者相談支援センター 上越教育大学
- 市役所こやかなくらし支援室 上越教育大学
- 市役所こども課 各医療機関 等

特別支援学校

- ・主たる障害の種別に応じて設置されています。
- ・個々の障害の状態に応じた専門性の高い教育を行います。
- ・小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行うとともに、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための学習を行います。

<上越市内にある特別支援学校>

- 県立高田特別支援学校
- 県立上越特別支援学校
- 県立長岡並輪学校高田分校
- 県立吉川高等特別支援学校



園・学校における個に応じた保育・指導の実践を支える仕組み - 『5歳児相談会』と『巡回訪問』の推進を通して-

山口県下関市

地域の概要

下関市は、平成17年2月に下関市、豊田町、豊北町、豊浦町、菊川町の1市4町が合併し、同年10月に中核市に移行した。合併により広域となった市全体の園・学校における教育を充実させるため、下関教育委員会は、「下関市教育振興基本計画2011-2014」を策定し、「^{いのち}生命きらめき ^{あす}未来を拓く 下関の教育」という基本理念のもと各課の施策を展開している。

特別支援教育については、基本方針の中に「子どもたちの状況に応じたきめ細やかな教育の推進」を位置づけ、園・学校への理解啓発、園・学校の体制づくり、指導力向上に向けた事業を展開してきた。また、山口県教育委員会では、県内特別支援学校におけるセンター的機能を充実させるべく県内7地域に特別支援教育地域支援コーディネーター(以下、「地域コーディネーター」と記す)を配置し、県内の園・学校への計画的な巡回訪問を推進している。下関市においても巡回訪問を積極的に活用してきた。この結果、市内幼稚園・保育所、小・中学校における特別支援教育に対する理解と体制づくりが進み、今後は、各園・学校における個に応じた指導実践を積み上げるための施策、早期からの一貫した支援体制を構築するための施策の推進を目指している。

このため、下関市では、「5歳児相談会(年中児対象)」の充実と、地域コーディネーターによる「巡回訪問」の積極的な活用に取り組んでいる。

- ・人口：276,002人(平成26年7月現在)
- ・出生数：2,002人(平成24年度)
- ・幼稚園：37園(公立22、私立15)
- ・保育所：57園(公立24、私立33)
- ・小学校：54校(うち2校は休校)
特別支援学級設置全52校(87学級) 通級指導教室4教室
- ・中学校：22校
特別支援学級設置全22校(38学級) 通級指導教室1教室
- ・高等学校：15校(県立10、市立1、私立4) 中等教育学校：1校(県立)
- ・特別支援学校：3校(県立、5障害すべてに対応)

1 インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

- (1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある

・現状把握の方法

巡回訪問の実績（回数、依頼内容、学校からの報告内容等）、訪問担当者である地域コーディネーター連絡会での情報交換、特別支援教育関係の連携会議や校長会での話題、幼稚園・保育所の園長会議、保育参観や事例検討での話題、市教委学校訪問等に基づき、園・学校の現状とニーズ（どのような支援を求めているのか）を市教育委員会として把握している。

・インクルーシブ教育システム構築に向け目指すもの

「下関市教育振興基本計画 2011-2014」の中に特別支援教育の推進に向けた基本的な施策の重点や方針を示し、これに基づき各課の事業を展開している。

《基本理念：生命きらめき 未来を拓く 下関の教育》

基本目標Ⅰ 子ども達一人ひとりの生きる力を育てます

基本方針 ① 確かな学力の育成

② 豊かな心の育成

③ 健やかな体の育成

④ 子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

→ 特別支援教育の推進

・現状把握から、園・学校においては、「特別支援教育の理解啓発」から、「個に応じた指導に関する実践の積み上げ」の段階へと進むことが今後の課題である。

このため、市教育委員会では、以下の施策を推進する必要があると捉えている。

A 早期からの一貫した支援体制の構築に向けた施策

B 各園・学校が計画的・組織的に特別支援教育に取り組むための施策

C 1市4町の合併により広域となった市全体の園・学校を支援する施策

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている

上記(1)で挙げた推進施策AからCについて、年中児対象の「5歳児相談会」の実施、県教育委員会事業（巡回訪問）の積極的な活用を推進している。

「5歳児相談会」は、県のモデル事業として始めた後、平成19年度から市こども未来部こども保健課と市教育委員会の共催事業として対象園を拡充してきた。平成27年度までに市内全園で実施される予定である。

県教育委員会事業（特別支援学校機能強化モデル事業—特別支援学校のセンター的機能充実事業—）の一環である地域コーディネーターによる巡回訪問は、市教育委員会独自に作成した「特別支援教育に関する状況調査」を全小・中学校に実施し、年間2回の巡回訪問を各学校が計画的に活用することができるよう、市教育委員会が調整、指導・助言等を行っている。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている

まず、特別支援教育に係る連携会議（有識者や親の会、学校代表などからの意見聴取）では、各委員の立場から捉えている下関市の特別支援教育の現状、市教育委員会が行っている施策に対する意見等を聴取し、施策に対する評価の参考としている。

また、特別支援教育に係る関係者（巡回相談員、校長会、研修会等）からの情報を得て施策に対する評価の参考としている。巡回相談員からは実際に支援した内容、把握している問題点、校長会では特別支援教育に関して問題や課題になっている話題、研修会では参加者の反応等を把握している。

さらに、巡回訪問の実績数や支援内容、市教育委員会による学校訪問や「特別支援教育に関する状況調査」の結果等からも施策に対する評価を行っている。例えば、巡回訪問及び要請訪問の実績数の推移、支援内容、活用後の変化や反応、学校訪問で教育委員会が重点的に指導したこと、悉皆調査の結果（調査項目への回答数や内容の推移）などから評価することができる。

市こども未来部こども保健課との共催事業である5歳児相談会については、相談会を活用する園からの反応、相談担当者の打ち合わせ等で得られた情報等を評価の参考としている。

2 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている

・行政施策の組織運営

【教育委員会組織】

ア 教育政策課：教育委員会運営、重要施策の調査・立案等

「下関市教育振興基本計画 2011-2014」の策定

→ H26 年度見直し → 新たな計画作成に向けた取組

イ 学校教育課：人事、学級編成・就学・指導・研修等

ウ 学校支援課：予算管理・施設管理等

エ 学校安全課：学校安全、保健、給食、生徒指導等

他、生涯学習課、文化財保護課、図書館政策課

※ 平成 27 年度 教育センターを建設中。

・関係部局間の連携

ア 市内関係部局間及び関係機関との連携

・下関総合支援学校において「関係機関連携協議会」を年 2 回程度開催し、教育、保健、福祉、医療等の各代表者による情報交換を行っている。

・「5歳児相談会」を市こども未来部こども保健課と共催事業として実施している。

実施に当たっては、担当保健師、幼稚園・保育所担当者、相談担当者、臨床心理士、園医等との連携、その後の支援先である市こども発達センター、通級指導教室等との連携を図っている。

- ・「専門家チーム」の設置に当たっては、小児科医師、臨床心理士、地域コーディネーター等が構成員となり、巡回訪問を経ても改善が見られない困難事例への対応を検討している（最近は減少）。

イ 県教育委員会事業の活用

- ・特別支援教育校内コーディネーター等研修会（年1回）は、全小・中学校で校内伝達の研修を義務付けている。
- ・巡回訪問（下関市に地域コーディネーター5名配置、資料参照）は、全小・中学校で年間2回の実施を義務付けている。その他要請があれば応じるようにしている。

（2）インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている

「下関市特別支援教育推進委員会」を設置し、医師、臨床心理士、教育関係者、保健・福祉等の職員、保護者（通級による指導を受けている児童生徒の親の会等から推薦された者3名）12名で構成している。

推進委員会では、各委員の立場から教育施策や学校での指導について協議を行っている。

通級指導教室の設置、個別の教育支援計画の活用の推進など、委員の意見が反映された施策もある。

3 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

（1）出生後から就学まで相談支援体制が確立している

市こども未来部こども保健課では、母子保健事業として、1ヶ月児、3ヶ月児、7ヶ月児（30カ所の医療機関）、1歳6ヶ月児（5カ所の保健センター）、3歳児健康診査（23医療機関）を実施している。

平成17～18年度から県のモデル事業として「5歳児相談会」（資料参照）を開始し、19年度からは、下関市幼児発達相談推進事業（5歳児相談会）としてこども保健課と市教育委員会の共催となった。事業開始当初は、数園を対象とし、段階的に対象園を増やしてきた。平成27年度までに市内全園で実施できるよう事業を進めている。

（2）子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の程度が重い場合、言語障害については、これまで医療機関から療育・教育機関へ紹介され、早期からの支援がなされてきた。

一方、知的障害の程度が軽い場合や発達障害のある子どもについては、早期発見が容易ではない場合もある。「5歳児相談会」では、子どもの日常生活アンケートや園担当者による観察等を通して、子どもの発達を視野におき、支援が必要な子どもへの気づきと適切な対応を実現するようにしている。

このほかに、こども保健課が窓口となる相談会として「子どもの心とからだの相談室」、「療育相談会」、「乳幼児発達クリニック」、「心理相談、児童巡回相談」を実施し、障害のある或は疑いのある子ども、発達面で気になる子どもの相談支援に応じている。

（3）保育所や幼稚園等において子どもや保護者の支援が行われている

各園において、5歳児相談会に係る取組（保護者向け「日常生活アンケート」の実施、保護者への説明、専門家のアドバイスに基づく保育の展開等）を通して、子どもや保護者の支援が行われている。保護者の理解が十分に得られない場合の対応や留意事項も5歳児相談会実施マニュアルに示されており、時間をかけて保護者の理解を得るような働きかけもなされるようになってきている。

（４）支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている

5歳児相談会に参加した保育担当者には、相談担当者から保育に関する助言を行っている。また、県立下関総合支援学校では、地域の園担当者を対象とした研修会を開催している。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成をテーマとした研修を数年継続して行っており、園での作成が定着するよう意図して行われている。

（５）情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている

保健師から支援先につなぐ際は、保健師の記録から必要に応じて情報を提供している。保健師と幼稚園・保育所とのやりとりは、5歳児相談会を通して定期的に行われており、その他の相談や情報提供の依頼も日常的に行われるようになった。

幼稚園・保育所には、個別の支援計画を作成するよう働きかけている。個別の支援計画を用いて引き継ぎが行われることを目指している。

4 就学相談・就学先決定に関すること

（１）障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている

市内の支援機関（通級指導教室、県立特別支援学校、療育施設等）において、就学に関する情報提供や子どもの教育的ニーズと必要な指導・支援に関する相談を重ねているケースもある。

就学指導委員会（平成27年度から「下関市教育支援委員会」に名称変更）は、新小学1年生となる就学児の審議をするため年3回、通級指導教室（難聴言語）該当者と在学児の審議をするため年2回の開催を計画に位置づけている。

就学指導委員会の結果を踏まえ、市教育委員会担当者と保護者との個別の面談を重ねながら、教育的ニーズと合理的配慮を含む必要な指導・支援について合意形成を図っている。

（２）保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている

市教育委員会が設定する就学相談会、就学相談担当者との個別面談等を通して保護者の意向を把握している。また、既に利用している通級指導教室や市こども発達センター等の支援機関との連携により情報を共有している。

専門家からの意見聴取の機会として、就学相談以前の5歳児相談会におけるカンファレンスを活用している。また、就学指導委員会の構成メンバーに医療関係者や臨床心理士等関係する専門家を含め、意見聴取の機会としている。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している

就学時健診は、市内小学校を会場として実施している。就学時健診の趣旨や流れ等を各校に周知し、検討が必要な幼児は市教育委員会に報告される。

幼稚園・保育所において年中児対象の5歳児相談会を実施するようになり、就学前の相談支援体制が整ってきたことから、就学相談が円滑に進められるようになってきている。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている

市教育委員会では、幼稚園・保育所における個別の支援計画の作成を推進し、小学校との引き継ぎでも活用するよう働きかけている。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している

市教育委員会では、常時就学に関する保護者からの相談に応じているほか、次年度の就学に向けた相談会を年3回(9～11月)設定している。これ以前の情報提供の場としては、5歳児相談会は、市こども未来部こども保健課と市教育委員会教育部学校教育課との共催事業であるため、保護者の要望がある場合、5歳児相談会において就学に関する情報提供を行うことができる。

市内の支援機関(通級指導教室、県立特別支援学校、市こども発達センター等)とは、相談事業等で市教育委員会と連携しており、各支援機関においても就学に関する情報を提供してもらうこともある。

(6) その他

すでに療育関係機関での支援を受けているケースでは、療育関係機関との連携により情報の共有を行いながら子どもの教育的ニーズの把握と必要な指導・支援の検討を行っている。

5 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている

5歳児相談会の実施により、発達障害を含む障害のある子ども、支援が必要な子どもに対する支援体制がより充実し、園・学校が利用できる相談支援機関、巡回訪問等の事業など、ネットワークができてきている。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している

就学前段階では、5歳児相談会において、就学後は年度始めの「特別支援教育に関する状況調査」と巡回訪問によって支援が必要な子どもの把握と支援を把握する体制が整ってきている。市教育委員会が全小・中学校に実施する「特別支援教育に関する状況調査」は、支援の必要な児童生徒の有無、診断の有無、通級や療育の利用の有無、各児童生徒の学習や行動面の概要、巡回訪問で希望する相談支援等を把握する内容となっている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している

市教育委員会は、年度始めに全小・中学校を対象とした「特別支援教育に関する状況調査」を実施し、校内委員会の組織と構成員、検討内容、開催予定回数を把握した上で巡回

訪問の調整を行っている。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている

市教育委員会は、年度始めに全小・中学校を対象とした「特別支援教育に関する状況調査」を実施し、個別の教育支援計画等を作成した人数、幼・保からの引き継ぎの有無と担当者及び引き継ぎ内容、中学校への引き継ぎの有無と引き継ぎの仕方等を把握している。小・中学校では、通級による指導を受けている児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒の場合は、個別の教育支援計画と個別の指導計画の双方を作成している。通常の学級に在籍する児童生徒の場合は、必要に応じて個別の指導計画を作成している。現在、幼稚園・保育所における作成と活用を推進しているところである。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている

特別支援教育支援員を雇用し、学校のニーズに基づき配置している。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている

通級による指導の担当者のうち2名は、地域コーディネーターとして園・学校関係者の相談支援も担っている。特別支援学級については、設置学級数の増加に伴い、担当者の専門性向上が課題となっている。

(7) その他

特別支援学校のセンター的機能を活用し、対象児の合理的配慮をはじめとする必要な対応に関する情報収集や検討を行っている。例えば、肢体不自由のある児童生徒に対して、特別支援教育支援員の配置、施設のバリアフリー化、洋式トイレ設置を行ったり、聴覚障害のある児童生徒に対して要約筆記や手話通訳者を配置したりしている。

6 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び協同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている

小・中学校における特別支援学級と通常の学級との交流及び協同学習を推進している。例えば、特別支援学級間の合同学習会を実施したり、特別支援学級のあるブロックで学期に宿泊学習などを複数回実施したりしている。

(2) 学校間連携（域内の教育資源の組合せ）により教育の充実が図られている

県教育委員会が示した特別支援学校等の地域資源と対応エリアに基づき、活用している。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している

各学校における地域資源の活用状況は以下の通りである。

県レベル：県立特別支援学校、県教育センター、療育機関等

市レベル：連携会議委員や専門家チーム委員となっている医師、臨床心理士等、市内小・中学校の通級指導教室、専門家チーム、市こども発達相談センター等

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている

市内の小・中学校では、地域コーディネーターによる巡回訪問を活用している。年2回

は必須であり、その他要請に応じて訪問することもある。また、特別支援学校の教育相談窓口を活用したり、特別支援学校が開催する研修会に参加したりしている。

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている

県教育委員会が推進する特別支援学校センター的機能推進事業により、地域の特別支援学校のセンター的機能（巡回訪問、教育相談窓口等）を活用する体制が整っている。

7 教育の専門性に関すること

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている

管理職、通常の学級担当、特別支援学級、通級による指導担当、特別支援教育支援員のそれぞれに必要な専門性の向上を図ることを目指し、県教育委員会が主催する研修会と市教育委員会が主催する研修会の対象と内容の棲み分けをさせている。今後は、特別支援学級数の増加に伴う専門性の向上が課題と捉えている。

(2) 専門性向上のための教職員の研修の実施・受講状況

県教育委員会が実施する研修と併せて、市独自の研修を検討している。

(例) 県教育委員会主催研修会：特別支援教育コーディネーター研修会

(例) 市教育委員会主催研修会：通常の学級担当者向け研修会の開催 等

なお、平成27年度に市教育センターが建設されるため、研修内容を検討している段階である。

(3) 教職員人事のシステム（専門職員、支援員等の採用も含む）

特別支援教育支援員の採用と年1回の研修を実施している。基本は1年契約ではあるが、学校の実情に応じ、児童の小学校から中学校の進学に合わせて同一の支援員を中学校に配置した事例もある。

また、県立総合支援学校と市立小・中学校との間で研修交流も行われている（1年もしくは3年間の研修後、原則として現在所属する学校に復帰する）。

8 社会基盤の形成に関することについて

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている

5歳児相談会を通して、子どもの発達に関して保護者が意識を向けたり、気づきを促したりしたことは、保護者に対する理解啓発につながっている。

(2) 生涯にわたり、いつでもサポートを受けられる体制が確立されている

母子保健に関する支援、義務教育段階での支援、就労・福祉に関する支援が市のそれぞれの担当部署で行われている。市の「関係機関連携協議会」が年2回開催されており、子どもの成長に応じて支援先が円滑につながるよう関係機関間での情報交換を行っている。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある

下関市自立支援協議会議には、教育関係者も構成委員として加わっている。さらに、同会議の中には子ども部会も設置されており、必要に応じてケース会議等を行っている。

9 成果と課題

(1) 成果

早期からの一貫した支援体制の中に「5歳児相談会」を位置づけ、拡充してきたことは、幼稚園・保育所担当者の理解啓発と保育の質の向上につながった。また、幼稚園・保育所担当者と保健師間の連携(情報のやりとりや日常的な相談等)を実現することにもなった。さらに、子どもの発達に対する保護者や保育者の気づきや理解が促されてきた結果、より早期からの適切な保育、個に応じた支援機関での相談や療育、就学先も視野に入れた早期からの教育相談が実現されるようになってきた。

県が配置した地域コーディネーターによる「巡回訪問」を活用する際、市が独自に作成した小・中学校向けの悉皆調査を行ってきたことは、各学校が特別な支援が必要な児童生徒に対し、個に応じた指導を計画的組織的に進めることにつながった。悉皆調査の内容に、各校が巡回訪問で求める支援内容、校内体制、研修計画、学校が把握している児童生徒の状況、幼・保・小や小・中の引き継ぎの状況などが含まれており、学校の実情を把握したり、市教育委員会が推進する施策を評価したりする参考となっている。

(2) 課題

各園・学校における個に応じた保育・指導を支える仕組みとして、「5歳児相談会」と「巡回訪問」を推進してきたことで、保護者、保育者、教員等の理解が進んできたことから、今後は個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた指導・支援と引き継ぎを充実させていくことが求められる。

このためには、幼稚園・保育所における個別の支援計画の作成を推進すること、巡回訪問を担当する地域コーディネーターの養成や専門性向上がさらに求められる。

(庄司美千代、新平鎮博)

【5歳児相談会の実際】 平成26年度は85園で実施

1 趣旨

保育所及び幼稚園に在籍する5歳児（年中児）の保護者を対象としたアンケート調査、園担当者による観察や報告、相談関係者の園訪問、5歳児相談会等を実施し、発達上、気になる子どもの育児支援・生活支援・就学支援を行う。

本事業は、発達障害のスクリーニングや診断を行うものではなく、保護者の気づきを促したり、気づきを深めたりするもの。専門相談機関や療育機関につなげるきっかけとなるものではあるが、気になる子どもへの適切な保育や療育を行うことを重視するものである。

2 5歳児相談会の流れ（資料1）

(1) 「5歳児相談会」の趣旨・実施方法等の確認

本事業担当の保健師等が、園担当者に本事業の趣旨・実施方法等を説明する（初めて実施する園には、説明会を行う）。

園担当者は、年度当初、保護者に対し、本事業を実施することを周知する（資料2）。

(2) 「日常生活アンケート」（資料3）の実施

①対象：年度内に5歳になる園児（年中児）の保護者。ただし、すでに療育や相談支援を受けている園児は対象としない。

②アンケート内容：生育歴、既往症、生活リズム、見え方、聞こえ、運動面、物事や言葉の理解、行動面などから構成

③手続き

ア こども保健課より、各園に日常生活アンケートの実施及び5歳児相談会の案内を送付する。

イ 園担当者は、年度内に5歳になる園児の保護者に対し、日常生活アンケートを実施する。

ウ 園担当者は、保護者の気づき、日ごろの保護者からの相談、対象児の園での生活状況により判断をする。

エ 園で気になる子どもがいる場合

a 園担当者は、対象児の「子どもの情報」（資料4）を記入する。

b 園担当者は、対象児の「日常生活アンケート」と「子どもの情報」の写しを園訪問担当相談員と保健師等に渡す。

c 園担当者から園医へ連絡し、園訪問や園医健診などを利用して、子どもの状況を報告したり、相談をしたりする。

《実績》 平成25年度 76園で実施し、気になる子どもとして180名が報告（市内総園児数の約1割に相当）。平成26年度 85園で実施し、253名が報告。

※ 年度により報告される幼児数にばらつきがあるが、年々増加している。園の保育者の気づきが促されており、子どもを見る目が敏感になっているものと思われる。

(3) 園訪問

①園訪問担当者：保健師、担当相談員（地域コーディネーター）等、園医等

②内容：設定保育における対象児の観察を行う。終了後、処遇を協議する。

(4) 総合カンファレンス（必要時）

事業開始当初は、園訪問後に開催していたが、現在は、その日のうちに園担当者を含め処遇を協議している。

《主な処遇》 経過を園で観察する。

5歳児相談会を保護者に勧める。

その他の相談会を保護者に勧める。

療育機関や医療機関を紹介する。

保健師等による育児支援を行う。

(5) 5歳児相談会への案内

①園担当者から保護者へ5歳児相談会を案内する。

②対象：訪問の結果、5歳児相談会への参加を希望した保護者と対象児、園担当者

③内容：小児科医・臨床心理士・園訪問担当相談員（地域コーディネーター）等により、対象児の発育、発達等の状況を確認し、相談を行う。

④カンファレンス（関係者により対象児の今後の支援を検討）

⑤保健師等から保護者へ結果（観察の所見、必要と思われる相談会や支援先など）を説明する。

《主な支援先》 通級指導教室（発達を含む様々な子どもに対応）

特別支援学校の教育相談窓口

市子ども発達センター、小児科病院 等

県の療育機関もあるが、遠方であること、相談者数が多く、日常的に支援を受けるのは困難な状況のため、身近なところで支援が受けられるようにしている。

3 実施上、留意してきたこと

・初めて実施する幼稚園及び保育所へは説明会を開催し、趣旨や進め方等を丁寧に説明してきた。園担当医にも初年度は保健師が直接説明を行ってきた。

・こども保健課が「5歳児相談会実施マニュアル」を作成し、関係者間の共通理解を図ったり、随時進め方を改善したりしてきた。マニュアルは、手続きや様式だけでなく、保護者への説明上留意すること、理解を得られない場合の対応の仕方、観察の視点なども記載した。

・5歳児相談会の趣旨として、子どもに適切な支援を行うことを重視した。そのため

には、保育の質の向上を図るため専門的な視点から園担当者への助言を行うこと。また、時間をかけて保護者の気づきを促し、理解を深めていくことを重視した。

4 事業の成果と課題

(1) 子どもにとって

従来、視覚・聴覚・肢体・病弱・重度の知的障害については、医療機関での診断後、各療育又は教育機関等で相談支援を受けてきた。また、言語障害についても保護者の気づきから相談支援が開始されることが多かった。したがって、これらの障害ですでに療育機関等で支援を受けている子どもは本事業の対象とはしていない。本事業を実施することで、発達障害を中心とした子ども達に対する早期からの適切な支援を実現することが可能になってきた。

(2) 保護者にとって

保護者全員にアンケート調査を実施することで、発達に対する気づきを促したり、担当者との相談を行うことで、子どもの発達に対する理解を深めたりすることができるようになってきた。就学までまだ1年あることから、就学前に関係機関で支援を受けること、就学先を早めに検討することなどのための時間的な余裕が生じる。

また、就学に向けた相談がスムーズになってきた。相談支援機関に引き継がれた子どもの場合、より早い段階から保護者の心構えができてきている。

(3) 幼稚園・保育所の保育担当者にとって

従来、保育者として気になる子どもはいたものの、具体的な対応の仕方がわからない、自信がもてない場合もあり、専門性のある相談担当者や専門家から保育への助言を得られることの意義は大きい。また、市の事業として行っているため、保護者に対しアンケートや相談会の案内がしやすい。さらに、保健師と園担当者とは顔を合わせる機会が増えるため、双方の関係が良くなっている。入園した子どもに関する情報の共有や引き継ぎが円滑になってきた。

(4) 今後の課題

事業開始当初は、5歳児相談会に対する幼稚園・保育所の理解を得ることが困難であったが、計画的に対象園を増やしてきたことで、園の理解が進み、現在では積極的に5歳児相談会を活用しようとする園が増えている。人的体制に限られているものの、平成27年度までにはすべての幼稚園・保育所で実施することができるよう計画を進めている。今後も相談を担当する医師、相談員、臨床心理士等との連携が欠かせない。

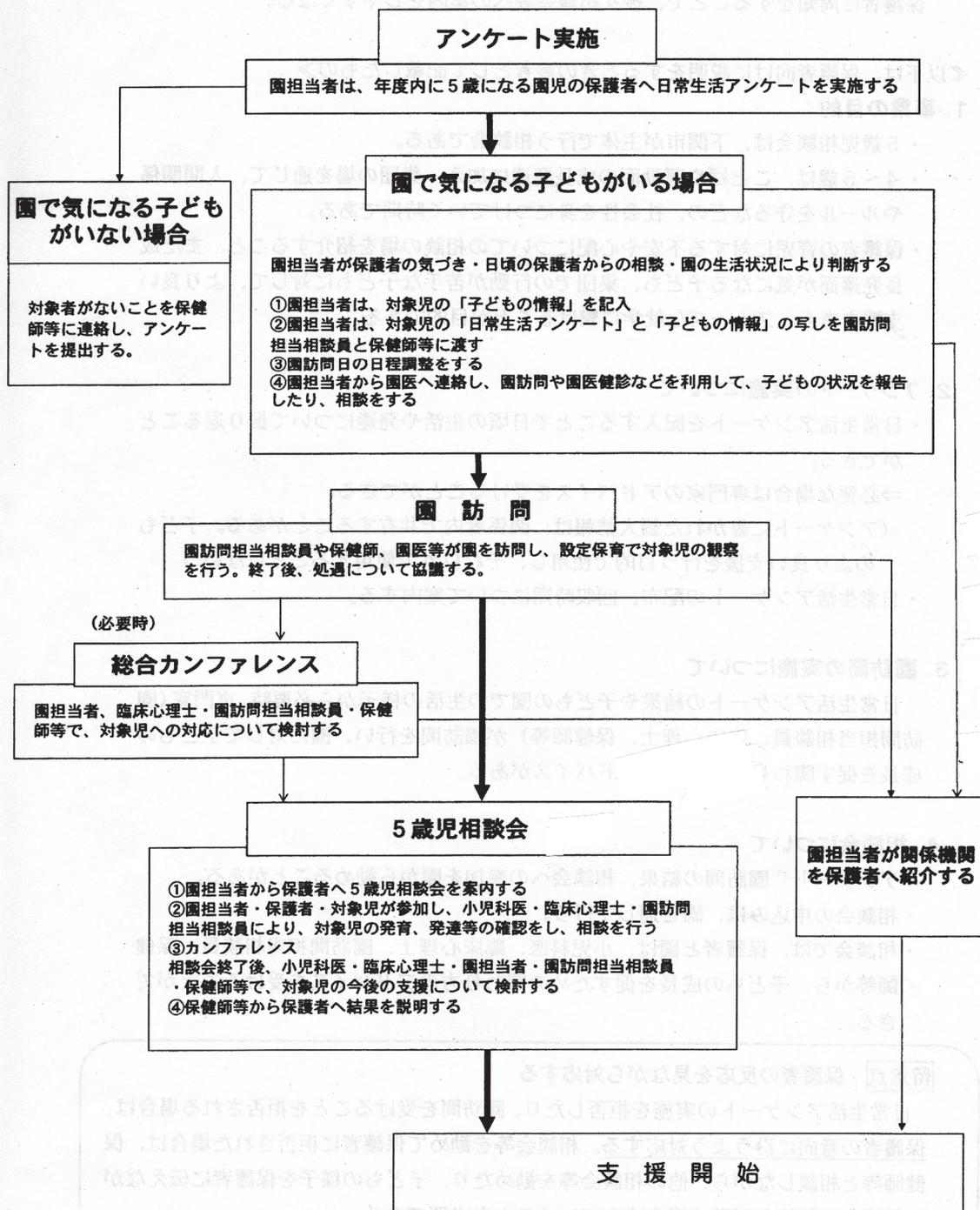
資料 1 5歳児相談会の流れ（下関市「5歳児相談会実施マニュアル」より）

下関市幼児発達相談推進事業（5歳児相談会）フローチャート

別紙 1

* 園担当者とは、園における本事業担当者のこと

- 園担当者は、保健師等から本事業の説明を聞き実施方法等を確認する。（初めて実施する園には説明会を行う）
- 園担当者は、年度始めに、本事業を実施することを保護者に周知する。
- 保健師等は、初めて携わる園医に本事業の説明をする。



○園担当者から園医に報告を行う

5歳児相談会について

4歳や5歳という年齢は、ことばや運動の発達に加えて、友達との遊びや園の生活を通じてルールや人との関わり方を身につけていく成長が著しい時期です。

そこで、下関市では年度内に5歳になる園児さんとその保護者に対して相談会を実施しています。この相談会は、就学までもう一年あるこの時期に、育児環境を整え、お子さんの成長・発達を支援するためのものです。

この機会にお子さんについて気になることや、困っていることに対して一緒に考えてみませんか？



- 対象 年度内に5歳になる園児
- 日時 在籍する園より案内します
- 場所 市内の保健センターや公民館など
- 内容 医師、心理士、園訪問担当相談員等による個別相談

園より配布されるアンケートに記入してもらい、相談担当者が集団でのお子さんの様子を園にうかがいます。必要に応じて、園より相談会のお誘いをさせていただきます。

※参加には申し込みが必要ですが、*お子さんのことで気になることがあれば随時、ご相談に応じています。

詳細は下記、問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ先■

下関市こども未来部こども保健課 母子保健係	083-231-1447
唐戸保健センター	083-231-1233
新下関保健センター	083-263-6222
山陽保健センター	083-246-3885
彦島保健センター	083-266-0111
菊川保健センター	083-287-2171
豊田保健福祉センター	083-766-2041
豊浦保健センター	083-772-4022
豊北保健福祉センター	083-782-1962

別紙2

保護者の皆様へ
下関市こども未来部こども保健課
下関市教育委員会教育部学校教育課

日常生活アンケートの実施及び5歳児相談会のご案内について

下関市では、幼稚園や保育園で今年度5歳になるお子さんに対し、5歳児相談会を実施しています。この年齢は、ことばや運動の発達に加えて、お友達との遊びや園の生活を通じてルールや人との関わり方を身につけていく、成長著しい時期です。

この相談会は、育児について困っている保護者の方や集団生活の中で困っているお子さん、園の先生に対し、小児科医や臨床心理士、園訪問担当相談員、保健師などの専門家が相談を行ない、より良い支援を考えていくものです。

【5歳児相談会の流れ】

- ①日常生活アンケートにご記入後、園の先生にご提出ください。
- ②専門家が幼稚園や保育園を訪問し、アンケートを基にお子さんの園での様子を見させていただきます。
- ③アンケートの結果や園訪問の様子から、必要な方に5歳児相談会等をご紹介します。

まず、配布しましたアンケートにご記入いただき、お子さんの日頃の行動や日常生活を振り返ってみてください。日頃の様子や園での生活が気になる場合は、園の先生に相談しましょう。

記入できましたら、下記の日にかまでに担任の先生に提出してください。

アンケート提出日： 月 日（ ）

※アンケートに含まれる個人情報、お子さんへのより良い支援を検討する目的以外には使用いたしません。（必要時、関係者内で共有させていただきます）

【問い合わせ先】

こども保健課母子保健係	TEL (083) 231-1447
唐戸保健センター	TEL (083) 231-1233
山陽保健センター	TEL (083) 246-3885
菊川保健センター	TEL (083) 287-2171
豊浦保健センター	TEL (083) 772-4022
新下関保健センター	TEL (083) 263-6222
彦島保健センター	TEL (083) 266-0111
豊田保健福祉センター	TEL (083) 766-2041
豊北保健福祉センター	TEL (083) 782-1962

資料3-2 「日常生活アンケート」(下関市「5歳児相談会実施マニュアル」より)

別紙3

18. 現在の行動の特徴について

- 0: ない、もしくはほとんどない 1: ときどきある 2: しばしばある 3: 非常にしばしばある
 でお答えください
- ①じっとしていることができない (0 1 2 3)
 - ②ちよちよ動いている (0 1 2 3)
 - ③走り回っている (0 1 2 3)
 - ④一定のところまで遊べない (0 1 2 3)
 - ⑤どこかについていなくなる (0 1 2 3)
 - ⑥買物につれていくとじっとできない (0 1 2 3)
 - ⑦立ち止まることができない (0 1 2 3)
 - ⑧興味のあるものに突進する (0 1 2 3)
 - ⑨何でも物をさわる (0 1 2 3)
 - ⑩ひとつの遊びに集中しない (0 1 2 3)
 - ⑪誰にでも声をかける (0 1 2 3)
 - ⑫誰にでもついていく (0 1 2 3)
 - ⑬縮がなくても平気 (0 1 2 3)
 - ⑭人のいやがることをする (0 1 2 3)
 - ⑮誰にでもよっかいを出す (0 1 2 3)
 - ⑯人をたたく (0 1 2 3)
 - ⑰人をける (0 1 2 3)
 - ⑱名前を呼んでも戻ってこない (0 1 2 3)
 - ⑲返事がない (0 1 2 3)
 - ⑳視線が合わない (0 1 2 3)
 - ㉑頭を床や壁に打ちつける (0 1 2 3)
 - ㉒ちよつとしたことかかんしゃくを起す (0 1 2 3)
 - ㉓反り返る (0 1 2 3)
 - ㉔爪かみ (0 1 2 3)
 - ㉕転んでケガばかりする (0 1 2 3)
 - ㉖言うことを聞かない (0 1 2 3)
 - ㉗指示が入りにくい (0 1 2 3)
 - ㉘こだわりが強い (0 1 2 3)
 - ㉙一人遊びが多く、友達と遊べない (0 1 2 3)
 - ㉚不安が強く、場馴れが悪い (0 1 2 3)
 - ㉛親から離れられない (0 1 2 3)
 - ㉜幼稚園・保育園であまりしゃべらない (0 1 2 3)

19. 相談したい事をご記入ください

日常生活アンケート

氏名 _____ 性別 男 女 生年月日 年 月 日
 在胎週数 週 出生時体重 _____g
 アンケート記入者 父 母 祖父 祖母 その他 ()

1. 治療中・経過観察中の病気がありますか ない ある ()
 2. 出生時何か変わったことはありませんか ない ある ()
 3. 発達について 首のすわり _____ か月 おすわり _____ か月 歩き始め _____ か月
 4. 今まで健診を受けたか 乳児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診
 5. 健診で何か指摘を受けたことがありますか ない ある ()
 6. きょうだいに発達の遅れがありましたか ない ある ()
 7. 起床・就寝時間は 起床は _____ 時頃 就寝は _____ 時頃
 8. 食事やおやつ時間は決まっていますか 決まっています 決まっていない
 9. 起床、少食、偏食、食べすぎなどで困っていますか 困っていない 困っている ()
 (具体的に)

10. テレビやビデオを1日どのくらい見ますか _____ 時間 _____ 分ぐらい
 11. 目が悪いという心配はありますか ない ある ()
 12. 耳の聞こえが悪いと言ふ心配はありますか ない ある ()
 13. 言葉の問題(どもる、言葉の遅れ、言葉が不明瞭、会話になりにくい、しゃべりすぎる。) はない あります (具体的に) _____
 14. 利き手はどちらですか 右 左 両手 はっきりしない
 15. しつけについて不安がありますか ない ある (いつも 時々)
 16. 子育ては楽しいですか 楽しい どちらかといえば楽しい 楽しくない
 17. 今の状態について、はい、いいえ、不明に○印を付けてください
 ①スキップができる (はい・いいえ・不明)
 ②ブランコがこげる (はい・いいえ・不明)
 ③片足けんけんができる (はい・いいえ・不明)
 ④お手本を見て四角が書ける (はい・いいえ・不明)
 ⑤うんちが一人でできる (はい・いいえ・不明)
 ⑥ボタンのかけはずしができる (はい・いいえ・不明)
 ⑦集団で遊べる (はい・いいえ・不明)
 ⑧ジャンケンの勝敗がわかる (はい・いいえ・不明)
 ⑨自分の名前が読める (はい・いいえ・不明)
 ⑩発音がはっきりしている (はい・いいえ・不明)
 ⑪自分の左右がわかる (はい・いいえ・不明)
 ⑫はさみを使える (はい・いいえ・不明)

【巡回訪問の実際】

小・中学校への巡回訪問：年2回は必須。その他要請があれば行う。

1 教育委員会による事前調査と日程調整

(1) 小・中学校は、巡回訪問に係る調査票（資料5）に記入し、教育委員会に提出。

- ・学校名及び記載者氏名
- ・今年度の校内委員会の設置及び実施予定
- ・通常の学級で特別な支援や配慮が必要と思われる児童生徒について
- ・巡回訪問希望日時、相談したい内容（事例検討、気になる児童生徒の観察、心理検査、研修講師等）

(2) 調査票に基づき、市教委担当指導主事が、巡回訪問日時の調整を行う（併せて、担当地域コーディネーターへの連絡を行う）。

2 巡回訪問当日（下関市立豊田中小学校の場合）

(1) 当日の流れに関する打ち合わせ

- ・日程確認
- ・気になる児童の概要説明（学校での学習・行動面で気になること、見てほしいこと、相談したいこと等）

(2) 授業参観

- ・特別支援学級、各学年の授業、中間休み

(3) 地域コーディネーターとの面談（校長、教頭、特別支援教育コーディネーター）

- ・地域コーディネーターからの助言（各学級毎）。地域コーディネーターが児童の学習の様子（姿勢、手の動作、音読、教師の指示に対する反応、文字や図形等の書き方、作文や絵等の作品、発言の仕方等）に基づき、児童の学習上の困難さと対応（学習上必要な指導や配慮、環境整備、他専門家の活用等）を助言していた。
- ・昨年度の巡回訪問で話題になった児童の成長や教師の指導の成果に関する情報共有。

3 下関市立豊田中小学校の取組

(1) 学校長のリーダーシップ

- ・特別支援教育全体計画の作成（資料6）
- ・授業のユニバーサルデザインに関する共通理解と具体的な取組の共有

(2) 学力向上の取組

- ・学習ナビ（5～6年前に基礎学力向上を意図して、学習態度や学習習慣の育成のために作成。各児童が1冊ずつ所持するとともに、発言の仕方や話の聞き方、家庭学習の仕方、物語の読み方など関係部分を教室に掲示している。）

(3) 言語活動の充実に関する取組

- ・ 掲示物の整備（ルールやマナーの絵と文）

4 成果と課題

(1) 学校にとって～巡回訪問の意義～

巡回訪問を活用することで、気になる児童の把握が適切かどうかの確認をすることができる。また、学級担任が気にしていない程度であっても、校内の予防的な対応をするため相談をすることができる。また、教師の指導や配慮が適切かどうかの確認ができる。これらのことから、学校における気付きの視点や指導及び配慮の視点を拓けるといった意義がある。

さらに、学校としての体制や環境整備などの課題を発見することができる。

(2) 今後の課題

巡回訪問を担当する地域コーディネーターの専門性に大きく支えられているため、地域コーディネーターの養成や専門性向上については、さらに充実していくことが期待される。併せて、市独自で行うべき教員研修の内容や方法をさらに充実させ、各学校における指導力向上を図っていく必要がある。

資料5 巡回訪問に係る調査票の様式

巡回訪問一様式2 巡回訪問時提出用(小・中学校)

巡回訪問一様式2

1 学校名及び記載者

学校名	記載者	職名	氏名
-----	-----	----	----

2 今年度の校内委員会の設置及び実施予定について

校内委員会の設置 独立した委員会として設置 他の委員会と併用(委員会名 校内支援委員会)

開催時期及び回数 定期的に実施(年 具体的な時期 (回)) 不定期に実施

校内委員会の協議内容 _____ 簡潔に記入のこと

3 「個別の教育支援計画」による引き継ぎの状況について

① 今年度新入生について

受け取った 誰から 保護者から (件) 学校(園)から (件)

誰が 校長 教頭 教務主任

校内コーディネーター その他 ()

いつ(時期) _____

受け取ったケースはない

② 昨年度卒業生について

個別の教育支援計画の進学先への提出 及び 通常の学級 支援学級

学校の情報の引き継ぎについて

保護者が進学先に提出し、学校間で情報の引き継ぎも行った	件	件
保護者が進学先に提出し、学校間で情報の引き継ぎはとくに行っていない	件	件
学校から進学先に提出し、学校間で情報の引き継ぎも行った	件	件
学校から進学先に提出したが、学校間で情報の引き継ぎはとくに行っていない	件	件
保護者の理解が得られず、進学先に提出できなかったが、学校間の情報の引き継ぎは行った	件	件
保護者の理解が得られず、進学先に提出できなかった。学校間の情報の引き継ぎも行っていない	件	件

巡回訪問一様式2 巡回訪問時提出用(小・中学校)

4 通常の学級について(現在、学校が把握している範囲で記入のこと。)

① 特別な支援や配慮が必要と思われる児童生徒について

* 「支援計画」、「指導計画」欄は、それぞれの項目の児童生徒の項目の児童生徒数を記入

学年	特別な支援や配慮が必要と思われる児童生徒数(人)	支援計画あり児童生徒数(人)	支援計画あり児童生徒数(人)	支援計画あり児童生徒数(人)	支援計画あり児童生徒数(人)	支援計画あり児童生徒数(人)	支援計画あり児童生徒数(人)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
計							

巡回訪問一様式2 巡回訪問時提出用(小・中学校)

② ①の「特別な支援や配慮が必要であると思われる児童生徒」についての概要(別紙添付可)

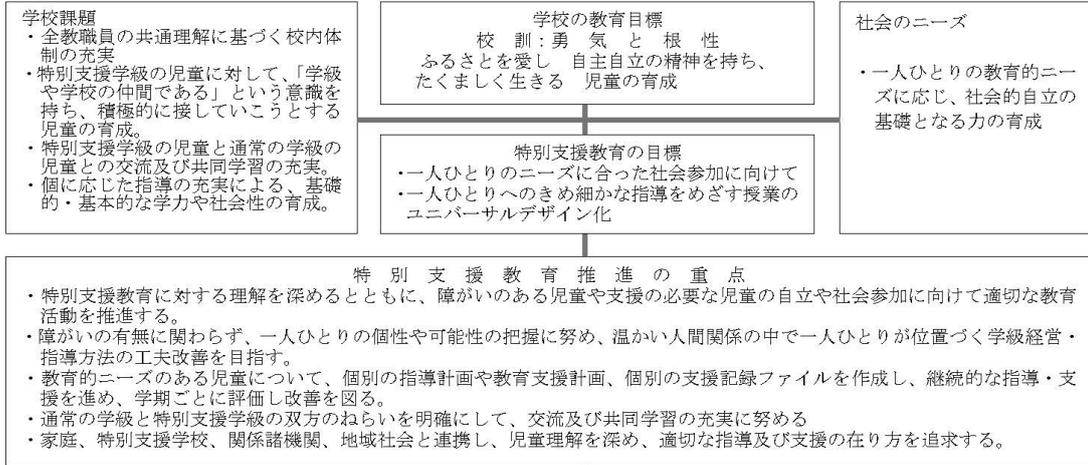
学年	性別	概要(簡潔に記入のこと)

重点目標等を設定する 年度末に前担任と行った後、新任と年度初めの家庭訪問等で実施のための担任・保護者を校内で決めている 年度初めに実施(家庭訪問や参観日の機会等で) 1学期末の懇談時に実施 その他()月頃(具体的な時期)

校内で共通の実施時期は決めていない

継続的に作成しているケースがない

平成26年度 特別支援教育全体計画 下関市立豊田中小学校



	重点目標	具現の場と方法	校内委員会
通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> ・温かい人間関係の中で一人ひとりが位置づく学級経営をめざす。 ・対象児童の実態を把握し、個に応じた指導・支援を行う。 ・一人ひとりへのきめ細かな指導をめざす授業のユニバーサルデザイン化を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童が学習しやすいように授業、環境のユニバーサルデザイン化を進める。 ・温かい人間関係のある学級づくりをめざす。 ・周囲の児童が対象児童の理解と配慮ができるようにする。 ・個々の児童の特性に応じた指導内容・方法を工夫する。 	<p>特別支援教育委員会 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、各学級担任、養護教諭</p> <p>適正就学指導委員会 校長、教頭、教務、特別支援教育コーディネーター、該当学級担任、養護教諭</p>
ひまわり学級(知的障がい学級)	<p>学級経営目標</p> <p>じっくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の中でしっかり考えることができる子。 ・ぐんぐん ・あきらめず、最後まで取り組む、頑張ることができる子。 ・苦手なことやいやなことでも、がんばることができる子。 <p>チャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何にでも興味、関心を持ち、やってみようとする子。 <p>学級経営の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態をふまえ、課題を明確にして学習の充実を図る。 ・具体物の操作、体験活動を多く取り入れ、くり返し学習することで基礎的・基本的な生活力、学力の定着を図る。 ・意思を伝えたり会話をしたりする力を育て、コミュニケーションの喜びを味わえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実生活に結び付いた具体的内容を指導することで、基礎的・基本的な生活力、学力の定着を図る。 ○興味関心を大切に、繰り返し学習できるよう指導法を工夫する。 ・学習時の課題を明確にする。 ・具体物の操作、体験活動を多く取り入れる等学習方法を工夫し、興味や意欲をもって学習することができるようにする。 ・友達とのコミュニケーションをとる学習を大切に、相手を意識した話し方や人の話を最後まで聴く指導を大切にする。 ○体験的学習や活動を重視し、生活領域に必要な言語能力・数量的能力・運動能力を総合的に伸ばす。 ・学習したこと、活動したことについて振り返る時間を設け、話したり書いたりする機会を多く設ける。 ・人の役に立つ喜びを味わわせるために栽培活動やお手伝いの活動を行う。 ○集団活動や交流及び共同学習を通して、協力する気持ちや態度を養い活動できるようにする。 	<p>1 相談支援及び校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の悩みの早期把握と教育相談の実施 ・専門機関との連携を生かした、外部講師による研修(研修会・ケース会議の実施) <p>2 個に応じた指導及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育的ニーズのある児童の実態把握を生かした個別的教育支援計画・指導計画・個別の支援記録ファイルの作成 ・個別的教育支援計画・指導計画・個別の支援記録ファイルを活用した、日常での適切な指導及び支援の在り方 ・通常および特別支援学級における個別指導の交流 ・個別的教育支援計画・指導計画・個別の支援記録ファイルを活用した校内外の情報共有と連続した引継ぎ <p>3 就学指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園との連携を生かした就学前の児童の実態や支援に関する情報共有(交流活動、引き継ぎ時) ・外部関係機関との連携、情報共有 ・就学前の家庭訪問、懇談等での就学指導 <p>4 交流及び共同学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中休みや昼休みの遊び、ランチルームでの給食等、日常生活における交流の位置づけ ・学校行事や児童会行事等における、双方のねらいを明確にした計画的な交流の実施 ・児童の実態をふまえ、音楽や体育、生活、図工等の教科の共同学習の充実
交流及び共同学習	<p>特別支援学級のねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級の児童と生活や学習の場を共にすることで、生活経験を深め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる。 <p>通常の学級のねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの違いを認め、他者への思いやりをもち、学び合える学級集団づくり、支え合える人間関係づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中休みの遊びや一輪車の練習、昼休みの遊び、給食等、日常生活で交流する。 ・学校行事や児童会行事で全校児童とともに活動する中で、互いの理解を深め、充実感を味わう。 ・給食の準備、掃除、遊び等を異年齢の仲間と活動することで互いの理解を深め、思いやりを持って活動する。 ・児童の実態をふまえ、音楽や体育、生活、図工等の教科で共同学習を行う。 ・町内の支援学級と交流学習をする。 	<p>家庭・特別支援学校・関係諸機関・地域社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターが窓口となり、通常の学級を含めた保護者との相談活動の充実をめざす。 ・家庭連絡帳、電話、懇談、家庭訪問、通信、授業参観等を通して家庭や地域と情報を共有化し、理解や協力を得て、共に育てる体制づくりを進める。 ・特別支援教育地域コーディネーターの巡回訪問、要請訪問等で連携する。 ・放課後子ども教室、公民館行事等に参加したり、祭りなどへの作品出品をしたりすることで地域とのつながりをもち、理解を深める。 ・町内の支援学級との交流学習の実施

一人一人の教育的ニーズに応じた就学のための、幼・保・小・関係機関が連携した支援体制づくりーすべての子どもに良質な教育・保育をー

和歌山県和歌山市

地域の概要

和歌山市は、紀伊半島の北西部に位置し、北はみどり豊かな和泉山脈ののどかな山並みに囲まれ、西は風光明媚な紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置する和歌山県の県都である。平成25年4月に、これまでの全国学力・学習状況調査で明らかになってきた、子どもの学力や学習の基盤となる生活習慣の課題を踏まえ、学校が保護者や地域とともに、同じ目標を持って、一步一步確実に進めていく指針として、「紀州っ子学びの10か条」を定めている。教育の具体的な目標と行動計画は、「学びの土台づくり」「学びの接続プラン」「学びのサポートプラン」「学びのみらいプラン」の4つの柱からなる「紀州っ子かがやきプラン」にまとめている。

特別支援教育では特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、26年度より特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うための基礎的環境整備や合理的配慮、教職員の専門性の向上に努めている。また、「5歳児相談事業」を実施し、発達障害を早期に発見し、適正な就学指導につなげるとともに、幼・小・中・高において継続した指導支援を行うことができるような取組も進めている。

- ・人口：364,294人（平成26年10月現在）
- ・出生数：3,052人
- ・幼稚園：13園（公立13）
- ・保育所：58園（公立21、私立37、認定こども園を含む）
- ・小学校：58校
 - 特別支援学級設置学級数（知的49、自・情38、肢体2、病弱2、弱視1）
 - 通級指導教室設置校数（言語2、LD等5）
 - 県立ろう学校にも通級指導教室設置
- ・中学校：26校
 - 特別支援学級設置学級数（知的19、自・情19、肢体3、病弱2）
 - 通級指導教室設置校数（LD等2）
- ・高等学校：1校
- ・特別支援学校：6校（県立、知的障害・肢体不自由3、視覚障害1、聴覚障害1、国立大学附属1）

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

(1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

教育委員会では、地域の現状として特別支援教育の充実に向けて、教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があると考えている。年々、就学指導を受ける人数が増えているとともに、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級へ入級する児童生徒が増えてきている。また、通常の学級において、発達障害等による困り感をもつ児童生徒への対応として、どのような教育的支援を行っていけばよいのか指導・支援の在り方が難しい。特に通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒は、昨年度、小学校では4.2%から4.4%に、中学校では3.4%から5.1%に増えている。それに伴い、巡回相談や教育相談の件数が増え、LD等通級指導教室に通う児童生徒が急増している。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

和歌山市では教育指針の中で、本年度の重点課題のひとつとして「特別支援教育の充実」を挙げている。また、「個に応じた適切な指導と必要な支援に努め、学ぶことの楽しさや成就感を味わわせる教育活動を展開する」といった学校づくりを目指している。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

事業に応じた評価を行っている。例えば、「特別支援教育児童生徒指導事業（発達障害のある児童生徒への支援）」では、子どもが落ち着いて取り組めるようになり、学びが保証された、学校の支援体制づくりができるようになってきた等の話を聞いたり、支援記録を確認したりして報告を挙げている。

特別支援教育支援員の成果など、書類提出を求めているものもある。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

子どもの健やかな成長や発達を促すとともに、適切な就学環境を整えるために、乳幼児健診から学校卒業までを通して支援する発達障害児支援システムを構築しその一環として5歳児相談事業を実施している。

発達障害者支援法において、国及び地方公共団体の責務として定められた発達障害のある子どもに対する早期発達支援の観点から、地域保健課、保育こども園課、学校教育課、和歌山県立医科大学小児成育医療支援室が連携して、和歌山市の保育所・幼稚園に通う全園年長児の保護者を対象に相談事業を実施している。

この事業は、学校教育課が公立幼稚園、保育こども園課が公私立保育所、地域保健課が私立幼稚園の担当となり、園への説明や園からの問い合わせ、生活状況調査票等の配布や回収、生活状況調査票等を小児成育医療支援室へ連絡する。

生活状況調査票の印刷については地域保健課が担う。

園の訪問・個別発達相談は小児成育医療支援室の担当者が行う。

(2) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等を設けている。

【特別支援教育専門員の連絡協議会】

特別支援教育専門員に関する学校への説明等を行う連絡協議会である。専門員要項を提示するとともに、仕事内容の説明、また、巡回支援訪問する学校の日程等を調整する。モデル事業における合理的配慮協力員は、特別支援教育専門員として配置した。

(3) 利用者にとってわかりやすい仕組みが整備されている。

「和歌山市学校教育指針」において、個に応じた適切な指導と必要な支援に努め、学ぶことの楽しさや成就感を味わわせる教育活動を展開することとして、特別支援教育についてうたわれている。

「紀州っ子がやきプラン」において、子どもの夢と希望を実現するための4つの柱を示している。「学びの接続プラン」では、発達障害児支援システムの構築として、保健所、医療機関等との連携による適正な就学指導を行う。「学びのサポートプラン」では、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施する。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

子どもの健やかな成長や発達を促すとともに、適切な就学環境を整えるために、乳幼児健診から学校卒業までを通して支援する発達障害児支援システムを構築しその一環として5歳児相談事業を実施している。

本事業は、家庭での子どもの状況を把握し、幼稚園での集団生活の様子を観察することによって、発達の遅れを早期に発見し、就学前の支援につなげていくことを目的としている。相談事業の流れは以下の通りである。

- ① 園に説明：各担当課は、園に5歳児相談事業の内容や方法について説明し、保護者向け配布資料を渡す。
- ② 保護者への案内と申込：保育所・幼稚園は、年長児の保護者に説明文と生活状況調査票、個別相談希望用紙についての案内文を配布し、回収する。
- ③ 園から担当課に書類提出：各担当課は、園から全園児の生活状況調査票、個別相談希望用紙、SDQシート（保護者や園が気になる幼児の分を担当先生が記入）を回収する。
- ④ 支援室に書類提出：各担当課は提出されたSDQシートとその幼児の生活状況調査票を支援室に提出する。
- ⑤ 園への訪問と希望者の相談：小児成育医療支援室は担当課から提出されたシートの幼児の在籍する園を訪問し、園児の状況を観察し実態を把握する。また日程調整し、希望のあった保護者の相談に応じる。
- ⑥ 保護者への相談事業：小児成育医療支援室は訪園時に支援が必要と判断した幼児の保護者に連絡をとり、発達相談を行う。
- ⑦ 相談後の支援：小児成育医療支援室は、必要に応じて保護者への子育て支援を行うと

ともに個別の支援のあり方について園に助言する。また関係機関に結果を報告する。保育園・幼稚園の先生へのフィードバックとして夏季に5歳児相談についての研修会を全担当課で行う。

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

5歳児相談事業にあがってきた子どもの中でも就学指導・要報告になった子どもについては、学校長へ就学指導報告書を送付する。各園から「5歳児相談 生活状況調査票」(保護者)、「SDQシート」(担任)が回収され、和歌山県立医科大学小児成育医療支援室へ送られる。その後、和歌山県立医科大学小児成育医療支援室が各園へ子どもの様子を参観し、気になる子どもの情報が学校に送られる。各学校において教育相談を行い、保護者の悩みを聞くという仕組みになっている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

和歌山県立医科大学小児成育医療支援室と連携し、各園への訪園時に支援が必要と判断した幼児の保護者に連絡をとり、発達相談を行うことにしている。

(5) 情報を共有化するためのツール(相談支援ファイルなど)が活用されている。

和歌山県立医科大学小児成育医療支援室と連携し、必要に応じて保護者への子育て支援を行うとともに個別の支援の在り方について園に助言を行う。また、小学校をはじめ関係機関に「発達相談記録票」としてまとめ、結果を報告する。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立している。

就学指導については、教育支援委員会における総合的な判断により行っている。就学指導の申込み数は年々急増している。

平成22年度167人、平成23年度180人、平成24年度220人、平成25年度250人

特別支援学級への入級については、小学校、中学校あわせて50人近く増えていることから、就学指導の在り方について検討していく必要がある。

【教育支援委員会】

障害のある幼児・児童・生徒の適正な就学指導や相談活動を行い、個に適した就学先を教育支援委員会にて判定する。そのために、教育支援委員会委員が、幼稚園、保育所、学校及び家庭を訪問するとともに、医療機関や各関係機関等からも子どもの状況や実態を把握した上で、教育支援委員会にて審議を行い、総合的な判断をすることでその個の障害特性に合った就学先を決めている。平成26年度の委員は35人。

年々、就学指導を申し込む幼児・児童・生徒が急増している。低学年のころは、保護者も障害受容がなかなかできず、中学年以降になって特別支援学級への入級を望む児童が増えているのが一因である。そのため、一人の教育支援委員会委員が担当する件数も増えているのが現状であり、課題となっている。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

就学指導の判定と保護者の思いや願いとが重ならない場合は、保護者と学校と教育委員会とで就学先について合意形成のための教育相談を行う。年に5～6件ある。

転学を希望される場合は、再度就学指導を受け、教育支援委員会の判定を出してもらい、「特別支援学校」が望ましいという判定が出れば、市教委から県教委に転学を認めてもらえるよう、要望として副申書を提出している。

また、和歌山市として「自閉症の会との対話集会」が、年2回程度開かれ、要望等意見交流が行われている。

(3) 保育所・幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

和歌山県立医科大学小児成育医療支援室や保健所からの発達相談記録票（保護者の同意が必要）を基に「個別の教育支援計画～個別の指導計画プロフィール表、個別の教育支援記録、個別の指導計画～」を作成している。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

【特別支援教育支援員】

主に通常の学級に在籍する発達障害、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒に対する日常生活動作の介助、学習活動上のサポートを行う。

配置基準は、各学校から特別支援教育支援員や介助員の配置要望書を提出してもらい、学校においてどの程度のどんな困り感をもった児童生徒がどれくらい在籍しているかを把握するとともに、実際に学校生活や学習状況を確認することで、どの学校に配置するかを精査している。

平成26年度の配置32人（小学校53校26人49%、中学校18校中6人33%）

【介助員】

主に通常の学級において、肢体不自由等、障害のある児童生徒に対して、学習活動上のサポートを行うとともに、日常生活動作の介助、移動、身辺処理の介助や休み時間の安全の確認等を行う。配置基準は、特別支援教育委支援員と同様である。

また、肢体不自由等、障害の状況や程度に伴い、日常生活動作の合理的配慮となる施設改善の改修工事等を行い、基礎的環境整備に努めている。

平成26年度の配置5人（小学校3人、中学校2人）

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

支援の必要な子どもへの学校の気づきについて、「特別支援教育支援体制に関する状況調査」を1学期に実施している。

個別の指導計画などによる引き継ぎは、小学校では通常の学級において77%作成され、実施されているが、中学校では十分な状況ではない(8.7%)。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

主に特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育部会において、課題のある子への指導支援がどうであったかを検討し合い、共通理解していくための話し合いを行っている。また、就学指導にかける必要のある課題のある子について検討し、共通理解を図りながら保護者に働きかけていく。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

個別の指導計画は、特別支援学級では必ず作成している。通常の学級でも作成している学校があるが、特に昨年度（平成 25 年度）より資料が送られた新入児については「個別の教育支援計画～個別の指導計画プロフィール表、個別の教育支援記録～」を作成している。

個別の教育支援計画については、昨年度の新入児から作成している。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

学校からの配置の要望は多く、特別支援を必要とする子どもがかなり増えている。他の中核市に比べて特別支援教育支援員の数が足りず、各学校 1 名の配置ができていない現状だが、昨年度より 12 人増員した。

【特別支援教育専門員】

新たに学校を巡回支援訪問して、特別支援教育支援員に専門的な見地から指導助言を行う、特別支援教育専門員を 5 人配置した。支援員への指導助言の他、学校にも助言することで、校内の支援体制づくりとなる。1 つの学校に 5 回程度訪問し、巡回支援記録を提出してもらう。支援員が配置されていない学校にも要望があれば巡回支援訪問を行う。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

通常の学級において、TT による個別に寄り添った指導支援より、特別支援学級等の別室で個別に取り出し指導を行う方が、その子どもにとって落ち着いた環境で意欲的に取り組める状況の場合には積極的に活用している。

また、子どもの達成感の充実や自信にもつながるため、自尊感情が高まることが期待されるとともに、保護者にも子どもの頑張りが認められたり、就学指導を受け止めてもらえたりすることにつながっている。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

活発にその子が生き生きと学ぶ意欲を出し、仲間と協力し助け合い、少しでも達成感を感じられる活動であり、そういった中で自尊感情が育まれることを目的として取り組んでいる。

(2) 学校間連携等、域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。

学校間連携については、中学校区を中心に情報交換会を行っている。特に人権面を重視

している。また、小学校のみだが、部別・学年別研修会において研究授業を含めた研究協議会を行っている。

ブロック人権として、小学校と中学校が一堂に集まって講演会、提案と協議会（実践報告、仲間づくり）を実施した。仲間づくりといった人権の話に特別支援学級との交流を通しての話題が含まれてくる。

（３） 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

県の巡回相談や本年度からの特別支援教育専門員の巡回支援訪問については、要望があれば派遣できる。また、メンタルクリニックの医師の診断が受けられる制度として、「特別支援学級児童・生徒の精神科医による診断」を行っている。

（４） 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

特別支援学校のセンター的機能については、居住地交流において活用されている。また、県の巡回相談として関わってもらうが、通級の児童生徒の様子を見に来てもらい支援の在り方を探ってもらう等の特別支援学校の教員への研修の場も用意している。

（５） 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

中核市であるため、研修も市が単独で行っていることが多い。

県の人権研修では、和歌山市と海草郡と合同で実施している。

また、特別支援学校の研究発表会、県の研修への参加の機会はある。県の研修の場で他郡市との情報交換を行っている。

7. 教育の専門性について

（１） 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

教育の専門性に関する方策については、教育研究所と連携して検討している。

（２） 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

市教育委員会主催の研修は主に春休みに開講し、あとは教育研究所とタイアップで夏休みに開講している。

- ・ 初任者研修（同和・人権、特別支援、道徳）
- ・ 新任特別支援教育担当者研修
- ・ 特別支援教育担当者研修
- ・ 支援員や介助員等を対象とした研修
- ・ 特別支援教育の専門研修講座
- ・ 5歳児相談事業に係る研修

8. 社会基盤の形成に関することについて

（１） 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

地域住民への理解啓発については、通級指導教室のパンフレットを保健所、ポラリス、

和歌山県立医科大学小児成育医療支援室へ配布したり、小学校、中学校の新1年生の保護者には全員に配ったりしている。

また、5歳児がいる各家庭には「生活状況調査票」を配布し、5歳児相談事業の理解を図っている。

(2) 本人や保護者が生涯にわたりいつでも相談できる体制が確立されている。

就学前の5歳児相談事業から支援が小学校、中学校、高等学校へとつながり、それが就労まで続く取組を考えている。中学校における個別の指導計画の作成率の低さへの対応、高等学校における市立と県立の壁を取り払う必要性を感じている。

視覚障害の生徒が使っていた教育委員会貸し出しのパソコンを高校進学とともに続けて貸し出しをしているような連携がある。点字を必要とする生徒などは、高校入試を教育研究所で別室受験している。高校進学については、県の特別支援室に学校長の副申書を提出するようにしている。

9. 成果と課題

(1) 成果

和歌山市では、4校のモデルスクールの事業を実施している。

個別の指導計画を作成することで、学習面では具体物や写真の活用を多く取り入れたり、パソコンを効果的に活用したり、教具や掲示物を工夫したりと丁寧に指導することができた。そのため、意欲的に学習に参加できるようになるとともに、理解を助け、基礎的な学習内容の定着が図れた。また、交流学級において、混乱した心理状態やパニックになった際、子どもの気持ちを受け止める場所や時間を確保しクールダウンさせるための手立てができる体制が少しずつ整った。

合理的配慮協力員との検討委員会を開くことで、担任や専門協力員等その他多くの先生方から見た困り感のある子どもの現状や様子、課題、問題点、効果のあった支援などを出し合い、意見を交換することができた。それにより、子どもの実態を共有し、課題が明らかになることで、具体的なこれからの指導・支援のあり方について話し合うことができた。

本年度より、合理的配慮協力員の役割を担う特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施した。巡回支援訪問をすることで、特に新規採用された特別支援教育支援員は、効果的な支援の手立てをより具体的に教わることができた。また、情緒障害等のある子どもが多く在籍し対応に苦慮している学校は、専門的な指導助言を受け、校内の支援体制を充実させることができるようになった。

(2) 課題

教育支援委員会において特別支援学校への就学が望ましいと判断を受けても、地域の小学校へ就学させたいと希望する保護者が増えている。障害のある子どもが地域で生まれ育ち、自分の子どもの障害の特性や状況をきちんと受け止め理解しつつも、たくさんの地域の子どもたちと関わり交流する中で、生活の規律や言語の獲得、対人関係やコミュニケー

ション力が高まり、社会性が少しずつでも身についていくことを望んでいる。そして、地域においては、自分の子どもの障害を知ってもらいたいと切に願っていると思われる。適切な教育の場について、保護者とともに考え、合意形成が図れるような仕組みを充実させていくことが急務である。

学校生活においては、休憩時間での遊び、食事・排泄・更衣等の生活面における介助や、先生の指示や説明に対して一つ一つ丁寧にわかるように声かけをしながら学習をサポートするといった学習面における個別の指導支援を行っていくことが重要になる。子どもが安全を確保し、安心して元気で楽しい学校生活を送るためにも、教員の専門性向上、校内支援体制の整備とともに、特別支援教育支援員や介助員の配置も必要と考えられる。また、子どもの実態を的確に把握した上で、その子どもに寄り添った指導・支援がどう効果的であったかなかったかを引き継いでいく、「個別の指導計画」をより充実させていくことが大切である。特別支援教育支援員の配置を増やしていくとともに、特別支援教育専門員の巡回支援訪問によって特別支援教育支援員だけでなく教員の専門性が向上すること、障害のある子どもが安心して元気で楽しい学校生活を送ることができる支援体制を構築していかなければならない。

【和歌山市立和歌浦小学校における取組】

1. 学校の概要

和歌山市立和歌浦小学校は、和歌山市の南西部に位置し、美しい景観と古い歴史、多くの社寺や詩文に抱かれて発展してきた観光地和歌浦の地にある。明治9年に、和歌浦中の性応寺に、明光小学校として創立され、平成18年4月30日で創立百三十周年を迎えた。校門に立つ大きな石碑に『根をはれ たくましく伸びよ 明日の大地に』と校訓が刻まれている。古来より続くこの和歌浦の大地。子どもたちが、この大地に、しっかり根をはり、明日に向かってたくましく育ってくれることを願っている。

全校児童数 326 名 (H26 年度)、通常の学級 12 学級、特別支援学級は 2 学級 (知的と自閉症・情緒で、在籍児童は 4 名) である。特別支援学級の担任 2 名である。さらに、和歌浦小学校には LD 等通級指導教室 (「さぽーと教室」) が設置されており、本年度は特別支援教育支援員も配置された。昨年度、インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業を受けたときは、合理的配慮協力員に加え、専門協力員 (毎日 7 時間の非常勤) も配置され、多動あるいは情緒障害のある児童に対処できた。

保護者や地域は、学校に対して理解があり協力的である。育友会活動、和歌浦小学校区子どもセンターの活動も活発に行われ、地域から親しまれている学校である。

2. 組織・運営に関すること

(1) 学校経営方針・計画への位置づけ

和歌浦小学校の学校教育目標は、「健康なからだ、確かな考え、豊かな心を持ち意欲的に活動する子どもを育てる」であり、本年度の努力点として特別支援教育の推進として「特別な支援を必要とする児童の効果的な指導方法の研究を深める」と「全教職員で共通理解をもとに取組を進める」の 2 点を挙げている。

(2) 支援の必要な子どもの気づき、判断、支援内容の検討

特別支援教育部会や特別支援教育校内委員会で定期的に児童の実態把握を行い、指導・支援の検討をしている。

【取組内容】

- ①個別の指導計画の作成に当たっては、保護者から十分な情報を得るとともに、実態に応じた支援内容となるように話し合い、計画の共通理解を図る。
- ②個々の実態及びその指導経過については、逐一記録し、教職員の指導に役立てることができるようにファイルし、気になる事柄や効果のあった指導法として残しておく。
- ③特別支援教育専門員 (合理的配慮協力員) の巡回支援訪問により、特別支援教育支援員への支援の手立てをサポートすると共に、校内の支援体制づくりに向けての助言を受けている。また、放課後には、特別支援教育コーディネーター及び管理職も含めて、その日の

子どもたちの様子について指導経過及び課題を共通認識する。

④毎月1回、特別支援教育児童に関わる全教職員による検討委員会をもち、交流学級担任や特別支援が必要とされる児童の担任による話し合いの機会をもつ。さらにこの機会を通して、特別支援教育に卓越した講師による講演会を企画、研修校の視察や研修会への積極的な参加を推進するようにする。

【児童への合理的配慮】

- (1) 専門性のある指導体制
- (2) 個別の教育支援計画や指導計画の作成
- (3) 教材の確保
- (4) 施設・設備の整備
- (5) 専門性のある支援員等の人的配置
- (6) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (7) 交流及び共同学習の推進

また、新入児の就学相談については、校長が保護者と新入児との面談を行い、必要に応じて幼稚園や保育所へ新入児の実態把握のための園（所）訪問を行っている。校長が新入児の情報収集を行い、その子や保護者のニーズを聞き取り、就学指導の申込みや和歌山市教育支援委員会の審議による就学先の判定報告、施設改善の要望に至るまでの保護者との合意形成を行っている。

(3) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用

各担任で個別の指導計画を作成し、学期ごとに見直しをして指導に生かしている。その結果、教師間の連携や協力がスムーズになり、効果的な指導・支援が行えるようになった。

(4) 校内支援体制に関すること

①専門職員、支援員等（合理的配慮協力員）の人材活用

和歌浦小学校には、特別支援教育支援員を配置している。担当学級や児童については、校長、各担任と支援員等で話し合い、月ごとに計画を立てるようにしている。また、本年度より特別支援教育専門員が巡回支援訪問を行い、助言を行うことで、校内職員による子どもに関する情報交換、共通理解、手だて、失敗談、と常に変化について話し合い、試行錯誤しながら指導を繰り返すことができている。その中で、子どもへの共通理解を図りながら、児童の安心を確保するための教科学習における予習、芸術授業における事前の練習や取り上げ学習が児童を勇気づけ、行動面に落ち着きが出てきている。

②校内の特別支援学級、通級指導教室の活用

和歌浦小学校には、特別支援学級が2クラスあり、また、LD等通級指導教室もあり、各担任と相談しながら協力し、支援の必要な児童に対し話し合う機会を設けるようにしている。

③その他

市内にある和歌山大学の特別支援教育専攻科と一年間の活動を通して実践研究を共同で行う「特別支援教育コーディネーター実践課題研究」を実施しており、担当の指導教員は、クラス担任と連携し、支援の必要な児童に対して支援や指導の検討をするよい機会となっている。

(5) 地域の外部機関との連携や活用に関すること

他校の特別支援学級、通級指導教室の活用

①和歌浦小学校の1年生については、言語障害通級指導教室（「ことばの教室」）へ通い、吃音指導をしてもらう児童もいる。

②特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校との居住地交流について学期に1回程度行っている。また、必要に応じて巡回相談や教育相談を活用している。

③医療・福祉機関等との連携

LD等通級指導担当が医療機関の医師との連携をとっている。

3. 成果と課題

(1) 成果

昨年度1年生のA児は、はじめてのことや特別な行事が苦手に参加できないことも多くあったが、1年間のさまざまな経験が成長につながっている。2年生になり、学校生活に慣れたことでできるようになったことが増えてきた。交流学級では、日直や給食当番の仕事を一生懸命行い、友達と仲良く過ごし、他学年とのトラブルもなくなってきた。特別支援学級では、A児がのびのびと力を発揮できる環境を工夫し、整え、適切な支援を充実させることにより自分を表現し、進んで適切な行動をとれるようになってきた。国語や算数の学習では、発表、表現、コミュニケーションに課題は残るものの内容をよく理解し、落ち着いて取り組んでいる。また、トランプなどのカードゲームではルールを守って、楽しく活動に参加できるようになってきている。

昨年度1年生のB児は、一斉指導では、理解するのが難しいところがあり、自分からは、意思表示しないので個別に指導が必要な子どもである。しかし、和歌浦小学校の通級指導教室との連携や家庭との協力により、自信をもって学習できるようになってきた。特に、本人の真面目な学習態度と精一杯の努力で漢字や計算、音読に成果が表れている。今後も家庭と学校が協力して、引き続き根気強い取組を続け、学校生活を楽しく友達とともにいろいろなことを学んでいけるように支援していくことが大切であると考えている。

(2) 課題

学校全体で児童に関する情報の共有や共通理解を図ることにより、また、特別支援学級担任、通級指導教室担当者、家庭との連携により、児童の実態に応じた適切な指導が行われ、児童の成長が見られた。しかし、毎年、教職員の構成が変わる中で意識や取組に温度

差が見られることもある。何事にも全教職員の共通理解をさらに進めていく中で、子どもの実態を的確に把握し、効果的であった支援のあり方や課題について、次年度へ十分引き継いでいくことが大切であり、そのためにも個別の指導計画の充実が必要であると考えている。

(小澤至賢・小松幸恵)

比較的人口規模が大きい市での細やかな支援の取組

千葉県船橋市

地域の概要

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、東京に近い立地条件から 62 万人を擁する都市へと発展した市である。昭和 30 年に船橋小学校に知的障害特殊学級を開設、昭和 36 年に船橋中学校に知的障害特殊学級を開設、昭和 42 年に船橋小学校に言語障害の特殊学級を開設（平成 5 年に通級指導教室）と早くから支援体制を整備してきた歴史がある。平成 15 年度には、特別支援教育推進モデル事業に取り組み、「特別支援教育コーディネーター」及び「校内支援体制」の整備を進めた。こうしたこれまでの取組を生かし、現在でも専門家チームによる会議や校内委員会への参加、特別支援教育コーディネーター研修会を開催し継続している。学校の大規模化により、特別支援教育コーディネーターが一人では対応できないことが課題となっている。

- ・人口：619,661 人（平成 27 年 1 月）
- ・出生数：5,692（平成 25 年度）
- ・幼稚園：45 園（私立 45）
- ・保育所：69 園（公立 27、私立 52）
- ・小学校：54 校
 - 特別支援学級設置 23 校（知的障害 23、自閉症・情緒障害 4、難聴 2）
 - 通級指導教室設置 8 校（言語 4、発達 5）
- ・中学校：27 校
 - 特別支援学級設置 12 校（知的障害 12、自閉症・情緒障害 2）
 - 通級指導教室設置 2 校（発達 2）
- ・高等学校：17 校（県立 11、市立 1、私立 5）
- ・特別支援学校：2 校（県立 1 肢体不自由、市立 1 知的障害）

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

（1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

「船橋の教育—教育振興ビジョン及び教育振興基本計画—」のもと、地域の教育力の向上を図り生涯学習社会を実現すること、社会の中で協調し自立できる子どもを育成することを教育目標としている。

市立の小・中学校全校へは、教育委員会の指導主事が年 2 回学校訪問に行く。小学校担当 2 名、中学校担当 1 名で対応する。ケースによっては 2 回以上訪問することもある。

また、市では調査を進める中で障害のある児童生徒の状況把握に努めており、障害のあ

る児童生徒、障害のない児童生徒が共に、生活していくことができる環境を整えていきたいと考えている。

市としては、これまで積み上げてきたコーディネーター研修会や巡回相談、専門家チーム会議などの実践を継続しさらに充実していきたいとしている。

(例えば、巡回相談は平成 24 年度 25 回から平成 25 年度は 100 回に増加など)

(2) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

市は、平成 15 年度と 16 年度、国の委託事業である「特別支援教育推進モデル事業」の指定を受け、取り組み始めた。この中で「船橋市特別支援連携協議会」が設置され、毎年教育委員会が主催し各関係部局や学識経験者、保護者の代表等の委員より、取組についての状況の報告・反省を行っている。

また、船橋の教育（教育振興ビジョン及び教育振興基本計画）の基本方針 6「ニーズに応じた支援の充実」の中で、推進目標 1「特別支援教育の推進」（施策 1～3）が設定されている。これらの推進目標の事務事業点検評価は市全体で実施していて、年度ごとの事務事業内容、今後の方向性、推進目標に対する総合評価等が行われている。

その他として、総合教育センターの運営会議での評価、全校（年間 2 回）の訪問を行う中で各校の状況把握等を行い評価している。

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

船橋市において特別支援教育を所掌している、市総合教育センター教育支援室と船橋市立船橋特別支援学校と年 2 回の情報交換を実施し、現状把握と実際の相談内容など連携を深めている。船橋市特別支援連携協議会では、福祉、健康、学校、障害福祉等の関係者で集まり、連携を取っている。

(2) 行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。

船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会が立ち上がり、「船橋市子ども・子育て支援事業計画」(案)が策定され検討が重ねられている。「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」の素案を踏まえた「船橋市子ども・子育て支援事業計画」素案の修正について、現在進めている。

(3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

「船橋の教育」教育振興ビジョン及び教育振興基本計画の後期 5 年間の計画（平成 27～31 年度までが後期）を作成した。インクルーシブ教育関連の計画は、船橋市特別支援連携協議会やその作業部会の中で意識化できるように検討している。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

保健センター等で、乳児一般健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査が行わ

れ、フォローの必要な幼児については、こども発達相談センターやマザーズホーム、療育支援課の療育相談機関への紹介が行われている。就学相談については、市教育委員会が直接かかわっている。

また、就学前の施設として「さざんか学園」など市で運営している施設があり、連絡を取り合い、就学関係について出向いて保護者に説明会を開くなど連携している。

(2) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

障害のある幼児や配慮が必要な幼児には、公立・私立の就学前施設や療育支援施設（こども発達相談センター・ことばの相談室・マザーズホームなど）が支援を行っている。また、これらの施設と連携を図り早期の就学相談につなげている。

(3) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

一人一人のファイルは作成していないが、「引継ぎのための連絡票」を作成。年度当初、園長会議に出席し就学相談の説明や情報を上げていただく協力の依頼など進めている。就学前の施設や幼稚園・保育園から、小学校に上げてもらっている。小学校への提出は、船橋市総合教育センターで預かり、学校へ提出するケースと、保護者が直接学校へ提出するケースの2パターンがある。小学校での支援につながるように考えている。こうした仕組みは、特別支援連携協議会に設置された作業部会等で立案し進めてきている。

また、「保健・保育・療育・教育に関わる職員のための相談ガイドブック（試案）」を作成している。ガイドブックは、関係機関の職員や特別支援教育コーディネーター等が保護者から相談を受けたとき、相談できる機関を紹介できるよう資料として作成している。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

こども発達相談センター等療育施設との連携を密に図りながら就学相談会、就学指導委員会を開催し適切な就学を援助している。また、各部局との連携を深め、早期教育・相談体制の充実を図っている。

次年度就学する年長児の保護者に向けて、就学に関する説明会を実施したり、個別相談を行ったりする中で、保護者へ就学に関する情報提供を行っている。また、特別支援学級、特別支援学校へは、年間2回の学校見学会を実施し保護者に授業を参観してもらったり、教育内容について説明をしたりしている。

総合的な観点については、教育委員会の職員が子どもの通う幼稚園、保育園、療育施設等の様子の参観を行うとともに、各施設の職員やこども発達相談センターの心理士、主治医等からの情報提供をお願いする。これらの上場と就学相談会での様子や資料を基に就学指導委員会で医師、心理士、学識経験者等の意見をいただき答申を出している。その後、保護者に答申を伝え、入学手続きを行っている。

小・中学校に在籍している児童生徒も同様に、就学先の変更が必要な場合は、在籍校に教育委員会が訪問し状況を確認したり保護相談を行ったりして資料の作成を行う。その後

就学指導委員会で答申が出され、就学先変更の手続きを行う。

(2) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

次年度に小学校に入学する子どもたちが、学校での生活を健康で楽しく送ることができるよう、健康状態を把握している。その他、10人程度のグループを作り、視力検査や個名や簡単な質問等を行うなど、学校ごとに入学する子どもの把握に努めている。

(3) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

「3-(3)」で述べた、「引継ぎのための連絡票」が活用されている。

(4) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

「3-(3)」で述べた、「引継ぎのための連絡票」の活用等について情報提供している。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組（市町村が学校を支援する体制づくり）に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

エレベーター設置については、対象となる子どもの在籍する学校や校舎の建て替えなどの時に設置を検討する。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

校内委員会はすべての学校に設置している。幼稚園教育研究協力者会議において、船橋市私立幼稚園連合会主催の夏季研修や合同研修（小学校・幼稚園・保育園）、各研修や実践報告会等を行っている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

校内委員会設置及び特別支援教育コーディネーターの指名は100%。専門家を活用した訪問、県のアドバイザーや市の専門家チーム会議、巡回相談、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの出張訪問など、いろいろな方面から学校に関わっている。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

市独自に作成した「個別の指導計画作成の手引き」の活用について指導助言し、個別の指導計画の作成を進めている。学年会などの会議で話題に上げ、それぞれの様子や支援を記録していただくようお願いしている。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

専門職員については、文部科学省のモデル事業（センター的機能充実事業）による特別支援学校からの派遣を活用していきたいとのこと。モデル事業が終わった後についても、船橋市の方では、継続してやっていきたいと考えている。3年で終わりにならないよう市の財政と話をしている。

平成26年より「介助員」という言い方をやめ、「支援員」と呼ぶことにした。支援員は必ず研修を受けるようになっている。

支援員数 小41人 中13人

学生ボランティア 小27人 中3人

市民ボランティア 小3人 中1人

※学生ボランティア、市民ボランティアは教育センターで派遣等をすべて行っている。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

・千葉盲学校、千葉聾学校から教員が来てサテライトの通級を実施している。市内の小学校や中学校で行っている。

・県立船橋特別支援学校の通級指導教室に子どもが通って、支援を受けている。

※特別支援学校のセンター的機能の支援を活用している。

※サテライトは、小・中学校に教室を借りて行っている。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

特別支援学校と近隣の小・中学校の交流は、文部科学省の指定研究を実施して以来交流を続けている。年間2回の交流であるが、互いの教育課程に位置づけ、毎年互いの児童生徒の様子に配慮しながら交流内容を計画し行っている。

特別支援学校小学部で、保護者の要望により実施している居住地校交流は、年数回実施しているが、特別支援学校中学部生徒の居住地校交流は、数的に少ない。中学部段階の生徒の居住地校交流は、特別支援学級と実施することが多い。

(2) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

専門家チーム会議は学校から要請があったときに、訪問し授業参観後支援方法について検討している。メンバーは、医師、学識経験者、巡回相談員、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターなどが含まれている。

巡回相談については、4月に小・中学校すべてに案内を出し、訪問の希望調査をしている。各学校のニーズを確認し訪問先を決めている。(4月時点で13校から希望があった。)巡回相談の回数を25回から100回に増やして複数回、巡回するようにし、子どもへの支援の助言の他、校内委員会への参加等も行なうなど、学校全体の特別支援教育の意識を高める取組を行っている。

(3) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

出張相談、電話相談、面接相談がある。特別支援学校と総合教育センターの業務の整理を図りながら連携を密にして、特別支援学校が市内特別支援教育のセンター的機能を果たせるようにし、市内の障害のある幼児児童生徒への支援の充実を目指している。特別支援学校が、特別支援教育に関する様々な情報の提供、幼稚園、保育園、小・中学校に在籍している児童生徒に関する教育相談、更には、教職員の校内研修への講師派遣、小・中学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を推進し、センター的機能の充実を図っている。各校からの相談は、特別支援学校が直接対応している。センター的機能は、各校の管理職や特別支援教育コーディネーターには認知されているが、各担任の認識は薄いと思われる。

また、特別支援教育に関する様々な情報の提供を行っている。言語聴覚士の勤務日数を増やしたり特別支援学校指導員を雇用したりするなど、より専門性の高い人材を活用できるように検討している。

7. 教育の専門性について

(1) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

特別支援教育コーディネーター研修は、年間5回実施している。

特別支援学級の教員は、「船橋市特別支援教育研究連盟」の部会ごとに月1回の研修会を開催している。また、平成25年度より筑波大学の「発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業」に協力し、専門的な知識・技能の習得を図ることを目的に、発達障害通級指導教室の教員や指導員、言語障害通級指導教室の教員が研修に参加している。平成26年度は、年10回の研修を実施した。

千葉県教育研究協議会では、毎年研究授業の発表会（市教研大会）を開催（平成26年度第43回大会は9月24日開催）するなど、研修の機会を多く設けている。

この他に、管理職研修、初任者研修、支援員研修などがある。

(2) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に運用されている。

文部科学省の特別支援学校強化事業による専門家の派遣が期待される。

支援員や学校支援ボランティア（学生・市民）に対しても、学校に入る前に説明や研修を行っている。

8. 社会基盤の形成に関することについて

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

特別支援教育理解促進事業として、次のような事業を行っている。

特別支援学級や特別支援学校では、各地域の行事に積極的に参加するなど、（公民館の文化祭で作業作品の頒布、地域の催しに参加し和太鼓の発表など）地域とのつながりを大切にしている。船橋市特別支援教育研究連盟が中心となり、振興大会（合同作品展、合同発表会、教育講演会）を行い、保護者・地域住民や市民に対して特別支援教育の振興を行っている。

9. 成果と課題

(1) 成果

障害のある児童生徒に対する支援は、着実に進められている。特別支援連携協議会では、先にも述べたように教育委員会の他、各部局、医療関係者、労働関係者、学識経験者、親の会などが委員となり、市全体の特別支援に関する方向性を検討できる組織が確立している。更に、市の健康・福祉関係の部署や特別支援学級設置校長会、市が委嘱する「船橋市特別支援教育研究連盟」（特別支援学級・通級指導教室）など、各組織が連携を取り各小・

中学校の特別支援教育を支えている。市の人口が増加し、小・中学校の児童生徒数が増えている現状では、まだまだ十分とは言えない支援状況であるが、特別支援教育やインクルーシブ教育システムの構築に関する意識が高まっている。

平成 25 年度より文部科学省の研究指定を受け、「特別支援学校機能強化事業（特別支援学校のセンター的機能充実事業）」も 2 年目になる。市立特別支援学校に、臨床心理士 3 名（高根台校舎 2 名）、言語聴覚士 1 名（高根台校舎）を配置。小・中学校の相談に臨床心理士を同行するなど、外部人材を活用して出張相談を行うことで専門的な視点を指導・支援に生かすことができている。また、言語聴覚士による摂食や言語指導を行うなど、外部人材を活用した研修を実施することで専門性の向上を図っている。

（２）課題

特別支援学級の増加に伴い担当教員が増えたことで、特別支援教育の経験が少ない担当者が多くなり、各障害に対する専門性や教育活動の資質の向上、研修の在り方も含め課題である。

また、乳幼児期等を含めた、早期からの教育相談の取組についてもますます重要と考えている。

通常の学級の出張相談（具体的な支援の手立て・ユニバーサルデザイン等）についても検討課題である。

【学校における取組の実態—同市立A中学校を中心に—】

1. 学校概要

比較的中規模の中学校。特別支援学級や通級による指導の教室設置はないが、特別支援教育コーディネーターや養護教諭、非常勤のスクールカウンセラーを中心に特別支援教育を推進し、同校では特別な支援が必要な生徒が全校に20名程度いると校内で認識されている。教室以外の別室に登校している生徒も数名いる。教職員の年齢構成は、いわゆるベテランと若手の層に二極化している。同校では当該生徒の指導に際し、船橋市立船橋特別支援学校のセンター的機能をはじめ、外部の関係機関・関係者等を積極的に活用するようにしている。

2. 組織・運営に関すること

(1) 学校経営方針・計画への位置づけ

学校経営方針の中で特別支援教育の推進を位置づけている。学校評価の項目には、特別支援教育に関する項目はないが、実際に特別な支援が必要な生徒の支援を行っているスクールカウンセラーに関する項目は位置づけている。

(2) 支援の必要な生徒の気づき、判断、支援内容の検討

養護教諭、特別支援教育コーディネーター(学級担任による兼務)、週に1日の勤務である非常勤のスクールカウンセラーを中心に、年度初めの学級担任からのクラスの中での気になる生徒に関する書類の提出を受けて、特別な支援の必要な生徒への気づきの促しや、判断、支援内容の検討を行っている。対応が必要と認識される生徒は増えてきている。

保健室には、発達障害の二次障害を呈していると思われる、頻繁に来室する生徒がいる。その生徒の様子について、養護教諭は学級担任と共有するようにしている。当該の生徒について、養護教諭が市販の保護者向けのチェックリストで評価をしたり、自己評価チェックリストによる評価で生徒自身に気づきを促したりしている。また、いわゆるグレーゾーンの生徒は、休み時間に教室を離れて図書室に集まる傾向にあり、そのことも教職員の気づきにつながっている。

また、月に1回の頻度で行われる市内の教職員研究会の養護教諭部会において、同中学校区内の小学校の養護教諭との情報交換を通して、同校生徒の小学校時代の様子について情報を得るようにしている。

スクールカウンセラーは、支援が必要な生徒に対して、グループカウンセリング等によって自己の特性の気づきや対応策を考えるようにしている。

市立船橋特別支援学校に巡回相談を依頼し、同校が指定した学級の授業参観を通して生徒の特性や対応方法等を検討し、学級担任等にフィードバックするようにしている。

(3) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用

他校通級を利用している生徒については、個別の指導計画を作成するようにしている。それ以外の特別な支援を必要とすると思われる生徒については、簡易版を作成している。特に定めた書式はなく、各担任がそれぞれで記入し、学年で月1回程度情報交換をしている。

情報の引き継ぎの必要性は感じているが、個別の教育支援計画の作成は行っていない。年度初めに確認した特別な支援を必要とすると思われる生徒と年度の途中から加わった生徒について、個別の指導計画をまとめ、年度末3月10日に全職員で該当生徒の現在の状況の共通理解を図り、情報の引き継ぎを行う。

同市内にはおいては、保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校への引き継ぎのツールはあるが、中学校から高等学校等については定められたものがないため、移行支援計画について検討中である。小学校からの引き継ぎは、小学校から連絡があった場合に行っており、対応が難しい事例について小学校及び該当生徒の保護者から情報提供を受けたことがある。

(4) 校内支援体制に関すること

① 専門職員、支援員(合理的配慮協力員)等の人材活用

常勤の専門職員や支援員(合理的配慮協力員)はいない。週に1日勤務するスクールカウンセラーがいる。

② 校内の特別支援学級、通級指導教室の活用

校内に特別支援学級、通級指導教室はない。

③ その他

特別支援教育に関する校内委員会は設置しているが、既存の学年会や主任会、生徒指導部会等の会議を利用して、特別な支援が必要と思われる生徒への対応について検討している。校内の特別支援教育の推進を担う役割は、養護教諭、特別支援教育コーディネーター(学級担任による兼務)1名、週に1日の勤務である非常勤のスクールカウンセラーが担っており、特別な支援の必要な生徒への対応のとりまとめを行っている。

スクールカウンセラーは、放課後のグループワーク(年間5回程度、必要性があると判断された生徒に声をかけ、本人の判断により、毎年5～6名が参加)等を実施している。その結果、対人関係面等で改善の効果が見られてきているようである。保護者からの相談に応じることもある。

特別支援教育に関する研修は、学校全体で年に2回取り組んでいる。1回目は発達障害に関して、2回目はインクルーシブ教育システムに関して取り上げた。

(5) 地域の外部機関との連携や活用に関すること

① 他校の特別支援学級、通級指導教室の活用

- ・ 他校の通級指導教室を活用している生徒がいる。
- ・ 市の総合教育センターが設置している「適応指導教室」を活用している生徒がいる。

②特別支援学校のセンター的機能の活用

市立船橋特別支援学校に巡回相談を依頼し、年に7～8回程度の訪問を受けている。依頼の際は、中学校長から特別支援学校長に文書で依頼するシステムになっている。特別支援学校からの旅費については、千葉県が指定を受けている文部科学省の特別支援学校センター的機能充実事業から支出されるようになっている。

実際の訪問においては、学級担任から申し出のあった学級の授業を参観し、事前に知らせを受けた特別な支援が必要な生徒を中心に観察する。その後、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭との話し合いの場を持ち、気づいたことや対応の仕方等について助言を行い、協議を行うようにしている。同校職員に向けたアンケートでの記述内容から、同校の教職員からかなり頼りにされていることが読み取れた。

特別支援学校には、中学部・高等部に校内及び中学校・高等学校の支援を兼務するコーディネーターが1名おり、別校舎の小学部には校内及び校外の小中学校担当のコーディネーターが各1名ずつ置かれ、それぞれ対応するようにしている。同校を訪問している中学校・高等学校の担当者は、今年度は市内27校中8校の中学校、近隣の高等学校3校に巡回している。市から要請されて対応することもある。

これまでの活用実績はないが、ニーズがあれば比較的近隣にある県立の特別支援学校（サテライト教室を含む）を利用することも可能な状況にある。また、学校からの希望を踏まえて、市が特別支援推進校に指定した学校では、市の巡回相談員が年に6回相談に行くことになっている。また、県の教育事務所に相談を依頼することもできるが、多くの回数訪問することは難しい状況にある。今年度は学校の要請により千葉県教育庁葛南教育事務所から特別支援アドバイザーの訪問が2回あり、指導・助言を受けている。

③医療・福祉機関との連携

同校が連携している機関には、次のようなものがある。

- ・市家庭児童相談室
- ・県の子どもと親のサポートセンター

これらの機関を生徒が授業時間に利用した場合は、出席扱いにしている。学校長の方針として、生徒の支援のために活用可能な機関等は可能な限り活用・連携していきたいと考えられている。

3. 成果と課題

(1) 成果

同校は、他の中学校より対応が何層にもわたり組織的に行われ、きめ細かな対応ができしており、それらが教職員間で共通理解されている。同校の教職員にとっても、生徒の行動面の課題等が少しずつ改善してきているとの認識がある。また、発達障害への理解の拡がりや、生徒が学級で安心して過ごせれば変わってくるといった見方をする教職員が増えて

きている。

特別支援学級や通級指導教室がないために、通常の学級の担任や養護教諭、管理職、非常勤のスクールカウンセラーによって、既存の会議を活用する等の校内体制の工夫をしながら特別な支援を必要とする子どもへの対応を図っている。限られた人数で対応しなければならないことへの負担感も同時に課題として認識されている。限られた人数ながら、これまで築いた支援方法等を継続していくために、次年度は特別支援教育コーディネーターの複数配置なども検討されている。

そのため、特別支援学校のセンター的機能をはじめ、可能な限り、外部の資源を活用するようにしている。それらが校内の実践の改善充実につながっている。

(2) 課題

今後の課題としては、特別な支援が必要と思われる生徒の理解と対応に関する保護者との共有が容易ではないことである。また、通級指導教室の他校通級を活用する際に、何らかの医学的診断を受けていることが条件となっていることから、活用しにくいことである。

(松見和樹、徳永亜希雄)

記載例

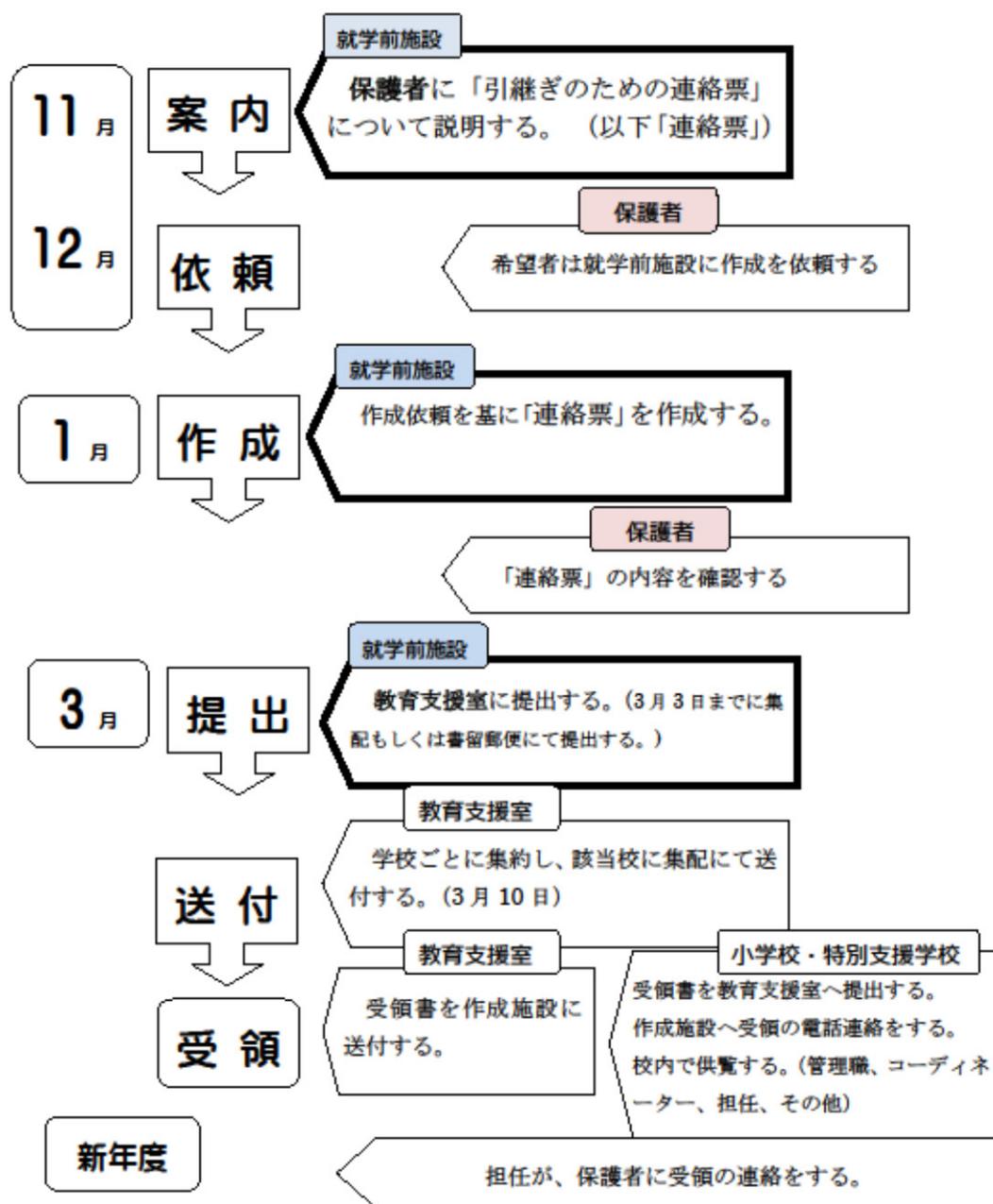
引継ぎのための連絡票

(様式1)

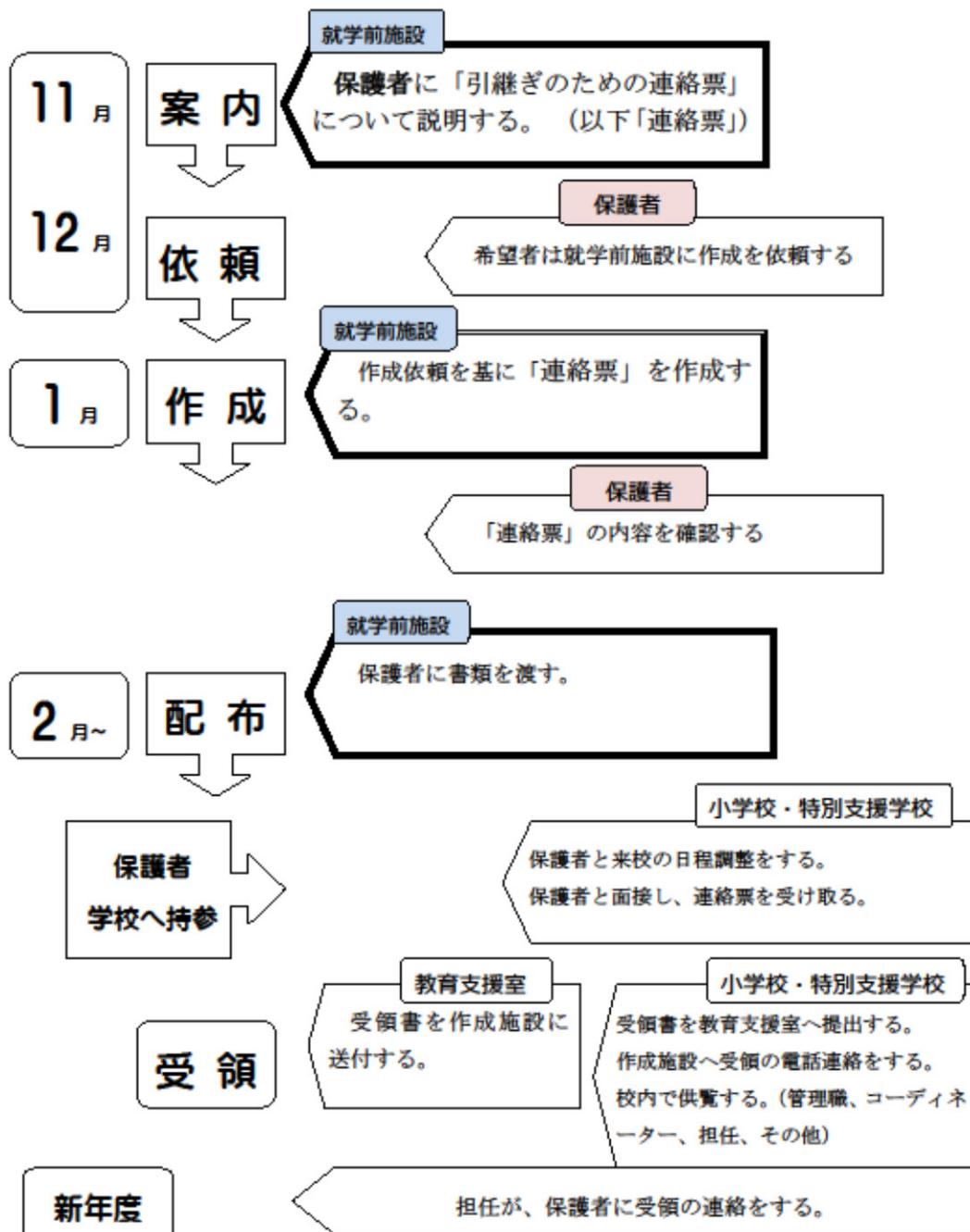
氏名	男・女	生年月日	平成19年5月27日生
保護者氏名		電話番号	047-〇〇〇-△△△△
住所	船橋市□□□町△△△番地		
在籍機関	1) □□幼稚園	2)	3)
<p>① 発達状況(健康・生活・遊び・コミュニケーション・認知面・集団での姿等)</p> <p>○日常生活面(排泄、着替え、食事など)</p> <p>排泄…一人でできますが、和式トイレは使いたがりません。</p> <p>食事…偏食があり、味付けごはんが食べられません。</p> <p>○遊び</p> <p>好きなこと…パズルやブロック、絵本(特に昆虫)、ぶらんこなどです。</p> <p>苦手なこと…ルールのある体を動かす遊びがやや苦手です。(ドッジボールなど)</p> <p>○コミュニケーション</p> <p>友だちと言葉でのコミュニケーションがうまくとれないことがあります。</p> <p>○認知面</p> <p>好きなことに対する興味関心が高く、特に昆虫のことはよく知っています。</p> <p>○集団での姿</p> <p>整列する時など、友だちと体がふれるとトラブルになることがあります。</p> <p>②支援の内容と引継ぎ事項</p> <p>○話を聞いただけでは忘れてしまうことがあります。</p> <p>→視覚的な支援が有効です。(絵カード、文字で示すなど)</p> <p>○急な予定の変更を受け入れにくいことがあります。</p> <p>→1日のスケジュールやその時間の活動内容や終わりの目安(時間)を伝えると受け入れやすくなるが多いです。</p> <p>○言葉でうまく表現できずに手や足がでしてしまうことがあります。</p> <p>→本人なりの理由があると思われるので、理由を聞いてください。理由に共感しつつ、その上でそのような時にはどうしたら良いかを一緒に考えると理解しやすくなります。</p> <p>○にぎやかなところが苦手です。</p> <p>→にぎやかな場所が辛そうな時は、別の場所で活動できるようにすると安心して活動できます。</p> <p>○ルールの理解がうまくできずに集団遊びに入れられないことがあります。</p> <p>→事前に絵などを使ってルールを説明すると、理解しやすくなる場合があります。</p>			
作成:	年 月 日 所属:	施設長	㊟
	電話:	担当	㊟
<p>この連絡票を、就学先 _____ 学校 に提出することを了承します。</p> <p style="text-align: right;">保護者 _____</p>			

就学児童に係る「引継ぎのための連絡票」 スケジュール

① 就学前施設から教育支援室を経由して学校に送付する場合



② 保護者が直接就学先の学校に持参を希望する場合



「障がい保健福祉圏域」を単位とした地域の実情に応じた エリアサポート支援体制の構築

宮崎県

地域の概要

宮崎県教育委員会では、「障がい保健福祉圏域」に準じて、県内を7つのエリアに分割し、エリアごとに地域の実情に応じた「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業を展開している。幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校等に在籍する、発達障害を含むすべての障害のある子どもの多様な学びを支援するため、それぞれの校内支援体制の充実、及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制の構築を図ることを目的としている。

平成25年度は、宮崎東諸県、都城北諸県、延岡西臼杵の3地区で事業が開始され、平成26年度は、新たに南那珂、西都児湯、西諸県、日向入郷の4地区が加わり、県全域7地域すべての事業展開となった。

各地域において拠点となる幼稚園・保育所等や小学校、中学校、高等学校等の機能充実を図るとともに、合理的配慮に関する実践事例研究を行うことで、エリアサポート体制の強化を図っていく。

- ・人口：1,114,398人（平成26年12月1日現在）
- ・出生数：8,754人（平成26年1月～11月）
- ・幼稚園：161園
- ・保育所：352か所
- ・小学校：242校（特別支援学級339学級、通級指導教室52教室）
- ・中学校：145校（特別支援学級189学級、通級指導教室7教室）
- ・高等学校：53校
- ・中等教育学校：1校
- ・特別支援学校：13校

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

（1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある

特別支援学級在籍者数の増加、特別支援教育に関する専門性を有する教員の不足、特別支援教育に関する施設・設備や専門家等の状況に見られる県内の地域間の格差が拡大している現状を鑑み、以下の観点からシステム構築を目指している。

- ・県内のどの小・中学校においても、障害のある児童生徒が特性に応じた支援を受けられることができるようにする。

- ・幼稚園・保育所における園内支援体制の充実を図り、早期支援を促進する。
- ・幼稚園・保育所から高等学校まで、支援に必要な情報が確実に引き継がれるようにする。

（２）学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

県全域を7つのエリアに分割し、それぞれのエリアの実状に応じた地域支援体制「エリアサポート体制」の構築を図る。エリアサポート体制の構築に当たっては、関係行政機関相互の共通理解と円滑な連携を図る「エリア連携協議会」、課題解決の方策及び実践化について協議する「エリアサポート推進協議会」、校種間の連携推進に着いて協議する「エリア内校種間連携協議会」を設置する。各エリア内には、特別支援学校のセンター的機能を統括する「特別支援教育チーフコーディネーター(以下「チーフコーディネーター」と言う。)」を配置する。

また、特別支援教育推進のモデル校として「エリア拠点校」の指定を行う。「エリア拠点校」には、高い専門性と指導力を備えた「エリアコーディネーター」を配置する。

エリアサポート体制の中でチーフコーディネーターとエリアコーディネーターが小・中学校等への巡回支援を実施する。同様に「エリア研修」の実施により、小・中学校等で子どもの支援に関わる教職員の専門性、及び実践的な指導力の向上を図る。「エリア研修」では、「個別の教育支援計画」の作成及び活用の促進による、校種間のつながりの強化を図る。さらに、通級による指導担当者に対し専門性の向上を図る研修の実施による、通級による指導の機能を充実させる。

（３）体制づくりの取組に関する評価の観点が見込まれている。

取組に関する評価については、チーフコーディネーター及びエリアコーディネーターから、月ごとに報告書をあげてもらい、文部科学省が実施する特別支援教育体制整備状況調査の結果等とも照らし合わせ体制整備を進めていく。また、エリア研修の際などに教職員にアンケート調査による評価を実施する。

2. 行政の組織運営に関すること

（１）医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

教育分野に関しては、県内7つのエリアを3つの教育事務所が管轄し、エリア内の市町村教育委員会と連携しながら施策を実施している。

福祉分野に関しても、7つのエリアを3つの児童相談所が管轄し、市町村の福祉関係部局と連携し施策を実施している。

医療、保健分野に関しては、7つのエリアそれぞれに県の保健所が設置されており、市町村の保健所及び保健関係部署と役割を分担しながら施策を実施している。

（２）行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。

本事業の展開については、教育委員会が進捗管理の統括を行う。各エリアで実施するエリア連携協議会に福祉・保健関係部局の代表者に出席を依頼し、エリアサポート体制に関する理解と施策を実施する上での連携の確認を行っている。

(3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

県全域の7つのエリアごとのエリアサポート体制の構築に当たっては、

- ・ 関係行政機関相互の共通理解と円滑な連携を図る「エリア連携協議会」
- ・ 課題解決の方策及び実践化について協議する「エリアサポート推進協議会」
- ・ 校種間の連携推進について協議する「エリア内校種間連携協議会」

をそれぞれ設置している。

(4) わかりやすい仕組みが整備されている。

特別な教育的支援を必要とする子どもの増加やニーズの多様化が進む中、地域の実情に応じた特別支援教育を推進する必要があることから、各地域の特別支援教育推進の拠点となる幼稚園・保育所や小・中・高等学校等の機能充実を図るとともに、「合理的配慮」に関する実践事例研究を行うことで、「エリアサポート体制」の強化を図る仕組みにしている。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

県内には、1歳半、3歳児健診における気づきを、保健所の所管課から教育委員会につなぐ体制が整っている市町村がある。また、3歳児健診から就学時健診までの間をつなぐ取組として、5歳児発達相談等を実施している市町村がある。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

国のグランドモデル地域事業を受けて、延岡市と小林市で作成した「相談支援ファイル」は、保護者が支援者に対して子どもの特性などを説明する際のツールとするとともに、初期段階からの相談の情報を関係機関が共有し、連携して支援を行うための資料としている。

すべての市町村の教育委員会及び福祉所管課に配付し、保護者への啓発を依頼した。

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

特別支援学校のチーフコーディネーター、保健師、児童発達支援センター職員による巡回相談を行い、日常的なかかわりや行事等におけるかかわりの工夫点について、具体的に検討できる仕組みがある。保護者に対しては、特別支援学校のチーフコーディネーターが継続的に教育相談を行い、園での子どもの様子や支援の状況について家庭にフィードバックし、園と家庭の支援が連動するようにしている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーター及びチーフコーディネーターが幼稚園・保育所を巡回し、特性のある幼児に対する支援についての助言を行っている。

各エリアに設置された「そうだんサポートセンター」の福祉コーディネーター等が幼稚園や保育所等を巡回するなどして、特性のある幼児に対する支援についての助言を行っている。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

延岡市と小林市で作成した「相談支援ファイル」を、すべての市町村の教育委員会及び

福祉所管課に配付し、保護者への啓発を依頼した。保護者が支援者に対して子どもの特性などを説明する際のツールとするとともに、初期段階からの相談の情報を関係機関が共有し、連携して支援を行うための資料としている。

小林市においては1歳半・3歳児健診の際に、特別支援学校のチーフコーディネーターが保護者向けの講座を行う中で紹介している。

「相談支援ファイル」は、県のホームページからもダウンロードできるようにしている。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。

就学先を決定する仕組みは以下の通りである。

- ・ 市町村教育委員会が幼稚園や保育所等から情報を収集し、就学相談が必要と判断される子どもを決定する。

- ・ 市町村教育委員会が設置する就学指導委員会等が、就学相談の対象となった子どもの実態把握を行い、適当と思われる就学先を審議する。

- ・ 市町村教育委員会は就学指導委員会の審議結果を基に、保護者と相談を行い、就学先を決定する。

- ・ 市町村教育委員会は、就学先となった学校の校長に就学相談の対象となった子どもに関する情報を提供している。

(2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

市町村に対するアンケート調査の結果、就学指導上の課題として、保護者との合意形成、乳幼児健診から就学相談へのつなぎ、幼稚園・保育所からの情報収集や連携の重要性が多くの市町村から挙げられた。

エリアサポート体制を構築する中で、幼稚園・保育所等における理解啓発を進めるとともに、支援体制の充実を図る必要がある。また、保健分野との連携、特に保健師との情報連携を進める必要がある。

(3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

就学時健診の目的は、教育委員会が就学児の実態把握を行い、必要に応じて治療を勧告したり、就学に関する指導を行ったりすることができるようにすることである。

就学相談の対象とはなっていない子どもに障害特性とみられる言動が観察されることもあ
る。

(4) 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

就学支援シートは活用していないが、昨年度、1つのエリアにおいて幼稚園・保育所版の個別の教育支援計画のフォームを作成し、モデル園にて試行している。

(5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

エリアコーディネーターが幼稚園、保育所等からの依頼を受けて、保護者に対し「小学校入学に向けて準備すべきこと」と題して講話を行う。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

(1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

合理的配慮協力員がチーフコーディネーター及びエリアコーディネーターの巡回支援に同行し、合理的配慮と基礎的環境整備に関する情報を提供するとともに、実践事例の記録を行っている。実践事例は文部科学省に報告するとともに、県においても実践事例集にまとめ、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校に配付し啓発を図っている。

(2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

特別支援学校の特別支援教育チーフコーディネーター並びにエリア拠点校のエリアコーディネーターからの月ごとの報告の中で、巡回支援を行った学校名と内容について記述するようにしている。

(3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターやチーフコーディネーター、及びエリアコーディネーターが学校を巡回し、実態把握や個別の教育支援計画の作成の在り方等、校内支援体制の充実に関する支援を実施している。

(4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

個別の指導計画の作成と活用は進んでいるものの、個別の教育支援計画については作成率が非常に低く、本県の特別支援教育推進上の課題である。

昨年度、1つのエリアにおいて幼稚園・保育所、及び小・中・高等学校それぞれの個別の教育支援計画並びに個別の指導計画のフォームを作成した。今後、7つのエリアそれぞれで実施するエリア研修を通して、作成したフォームを基に個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を促進する。

(5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

特別支援学校9校に9名の特別支援教育チーフコーディネーターを配置している。

7つのエリアに拠点校を1校ずつ指定し、特別支援教育に関する高い専門性と指導力を有するエリアコーディネーターを配置している。また、各エリアに2名ずつ、計14名の合理的配慮協力員を配置し、チーフコーディネーター及びエリアコーディネーターによる助言を基に提供される合理的配慮の記録を行っている。

県内26市町村で311名の特別支援教育支援員が配置されている。

県立高等学校に在籍する下肢等に障がいのある生徒及び聴覚に障がいのある生徒に対する介助並びに学習支援を行う支援員を7名配置している。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数が急増しており、小学校、中学校共に知的障害特別支援学級の在籍者数を上回っている。

通級による指導の対象者も増えている。特にLD・ADHDのある児童生徒を対象とした通級指導教室の対象者が急増している。

特別支援教室構想による運用は行っていないが、弾力的な運用は推奨している。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

小・中学部があるすべての特別支援学校で居住地校交流が実施されている。実施しているほとんどの学校では、希望する児童生徒が居住地のある小・中学校において学期に1回程度交流している。保護者同伴を基本としているが、教師が1回目の交流に同行している学校がほとんどである。

副学籍は実施していない。

(2) 学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。

エリアごとに、幼稚園・保育所等にモデル園、小・中学校に拠点校、高等学校に推進校を指定し、各地域内の教育資源の1つとして活用できるようにした。特に小・中学校に指定した拠点校にはエリアコーディネーターを配置しており、他の校種での活用もできるようにしている。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターやチーフコーディネーター、エリアコーディネーターが学校を巡回し、実態把握や個別の教育支援計画の作成の在り方等、校内支援体制の充実に関する支援を実施しているため、平成25年度は専門家チームの派遣の実績はない。

平成25年度のエリアコーディネーターによる巡回支援の実施件数は、3エリア合計で15件であった。

(4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

平成25年度の特別支援学校の特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育チーフコーディネーターによる小・中学校等に対する教育相談の累計は、8,189件であった。そのうちチーフコーディネーターによるものは、3,900件であった。

(5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

エリアサポート体制の構築、強化を行う。

7. 教育の専門性に関すること

(1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

エリア研修により個々の教員の専門性の向上を図ることとあわせて、エリア巡回支援に

より地域で支え合う支援体制の構築を図っている。

(2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

県教育委員会の主催する研修には、悉皆研修、希望研修ともに毎年多くの教員が参加している。特に、特別支援学級初担任や特別支援コーディネーター初担当などの研修は悉皆研修である。各エリアの中心となる市教育委員会でも、指導力向上を目指して、特別支援教育研修会を実施している。しかし、通常の学級に在籍する困り感のある児童生徒への教育的ニーズに応じた具体的な指導方法等の研修は不足している。

(3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に配置されている。

エリア拠点校にエリアコーディネーターを務めることができる高い専門性と指導力を有する教員を配置した。

特別支援教育コーディネーターステップアップ上級研修を実施し、次のチーフコーディネーターやエリアコーディネーターになり得る人材を育成している(平成25年は9名が修了(平成19年度以降延べ75名が修了、特別支援学校のコーディネーターやチーフコーディネーター、エリアコーディネーターとして活躍)。

8. 社会基盤の形成に関すること

(1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

毎年、特別支援学校が輪番で理解啓発フォーラムを実施し、広く県民に対して特別支援教育に関する理解を図っている。

(2) 生涯にわたりいつでもサポートが受けられる体制が確立されている。

「相談支援ファイル」及び「個別の教育支援計画」の作成・活用をとおして継続的な連携と支援を図っている。

エリアサポート体制の充実を図るとともに、個別の教育支援計画の作成及び活用を促進することで、一貫した支援が確実に実施されるようにしている。

(3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

エリア連携協議会の構成メンバーには、障害者就業・生活支援センター所長も入っており関係機関として連携を図っている。また、高等学校にもエリアサポート体制の拠点校を置くことにより、就労支援も含めた一貫した体制づくりを考えている。

9. 成果と課題

(1) 成果

エリアサポート体制の構築として、県内を障がい福祉圏域に準じて7つのエリアに分け、各エリアの実状に応じながら構築した。7つのエリアすべてにおいて、エリアにおける特別支援教育推進のモデル校としてのエリア拠点校を指定し、高い専門性を有するエリアコーディネーターを配置した。平成26年度指定の4つのエリアにおいて、関係行政機関相互の共通理解と円滑な連携を図るためにエリア連携協議会を開催した(南那珂、西都児湯、

西諸県、日向入郷)。また、7つのエリアすべてにおいて、エリアにおける特別支援教育推進の課題解決の方策及び実践化について協議するエリアサポート推進協議会を実施した。

エリアサポート体制による指導や支援、助言の実施としては、拠点校のエリアコーディネーターが、エリア内の幼稚園・保育所、小・中・高等学校等へ巡回支援を実施した。エリア研修会（指導力向上研修）も開催した。

幼稚園・保育所等、高等学校等の拠点づくりとして、7つのエリアすべてにモデル園及び高校推進校を指定し、園及び校内支援体制整備に関する研究を推進するとともに研究成果を発信した。拠点校等の機能強化のために、担当者の先進事例の視察等の研修、外部講師を招いて教員の指導力を高めるための研修を実施した。

特別支援学校のセンター的機能の強化として、特別支援学校のコーディネーター及び本県が特別支援学校に独自に配置しているチーフコーディネーターが、地域の小・中学校等へ巡回相談や研修支援等を実施した。

合理的配慮の提供に関する実践事例研究として、合理的配慮協力員を7つのエリアの拠点校7校及び特別支援学校7校に1名ずつ合計14名配置し、合理的配慮の提供に関する支援及び実践事例の記録を収集した。

（2）課題

インクルーシブ教育システムの構築及び学校における合理的配慮の提供義務化に対応するための、特に小・中学校の通常の学級及び幼稚園、保育所、高等学校を対象とした特別支援教育のより一層の推進が必要である。

特に中学校にみられる二次障がいとしての不登校、学力不振、障害を理由とするいじめを防ぐための、中学校における校内支援体制の強化及び教員の指導力の向上が求められる。

障がいのある子どものもつ力を十分に発揮させ得る、一貫した支援体制の確立のための個別の教育支援計画の作成及び活用により一層の促進が必要である。

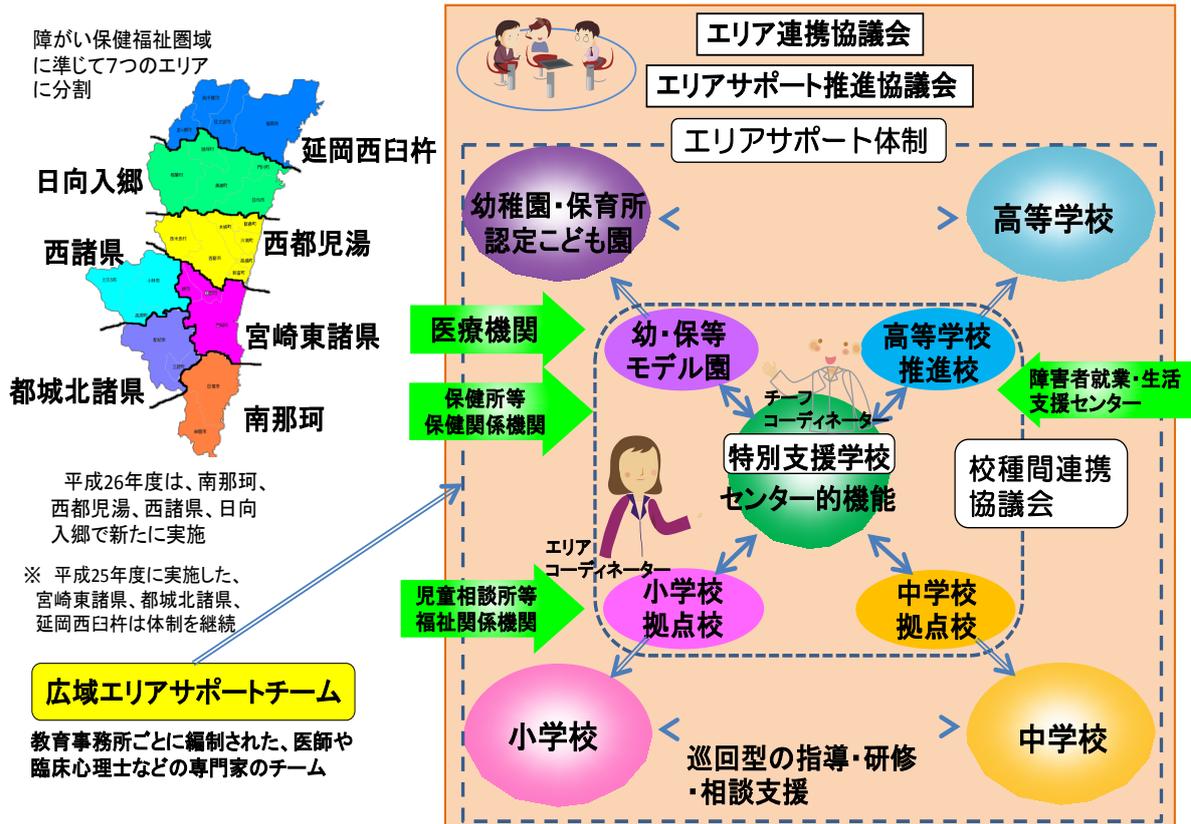
管理職の特別支援教育に関する理解や意識により、園及び校内支援体制の整備に違いが出てくることが確認された。今後、管理職を対象とした研修会を実施し、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供等について理解を深める必要がある。

(笹森洋樹・久保山茂樹)

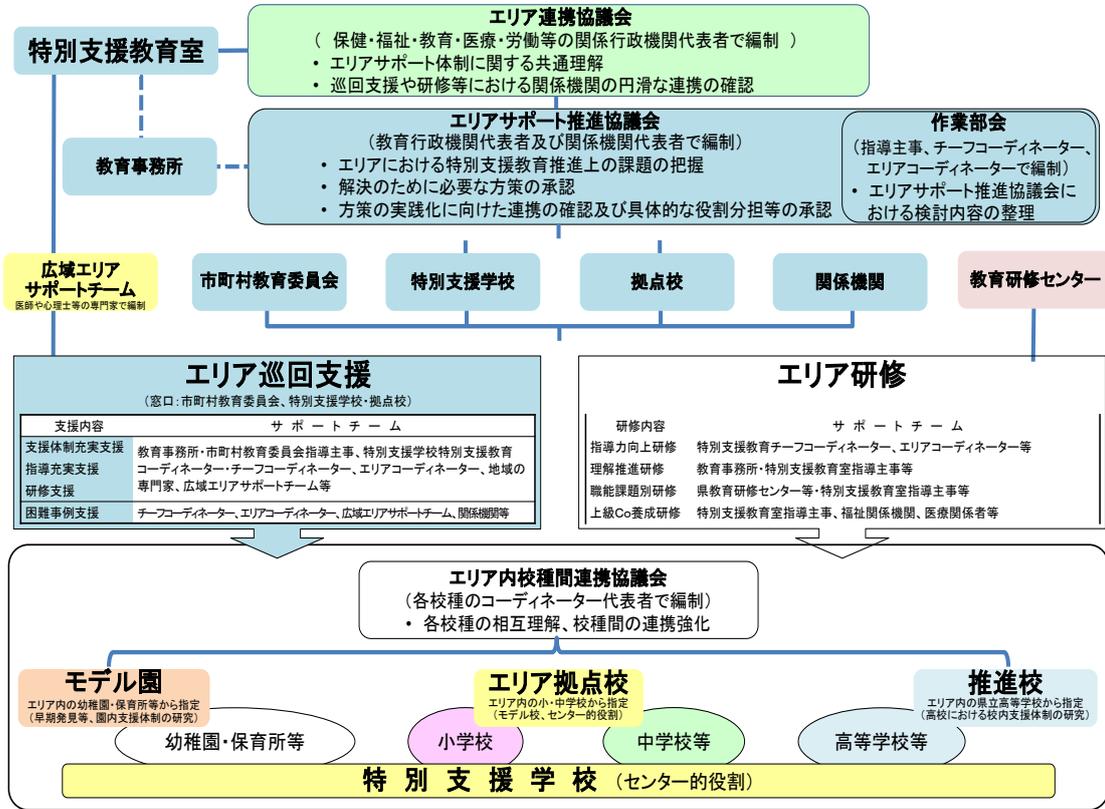
【資料】

「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業（イメージ図）

幼稚園・保育所等、小・中・高等学校等に在籍する、発達障がいを含むすべての障がいのある子どもの多様な学びに対応するため、それぞれの校内支援体制の充実、及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制の構築を図る。



「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業（サポート体制図）



「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業（会の構成）

※ 並びについては順不同

エリア連携協議会

市町村教育長	特別支援教育室長	教育事務所長
保健所長	精神保健福祉センター所長	児童相談所長
障害者就業・生活支援センター所長	医師	エリア内幼稚園長代表
エリア内保育所長代表	エリア内小学校長会代表	エリア内中学校長会代表
エリア内県立学校長協会代表	エリア内私立中学高等学校長会代表	エリア内特別支援学校長会代表

エリアサポート推進協議会

教育事務所教育推進課長	市町村教育委員会主管課長	エリア内特別支援学校代表校長
モデル園長	エリア拠点校長	推進校高等学校長
特別支援教育室教育推進担当リーダー	エリア内保健・福祉等関係機関代表者	

作業部会

教育事務所指導主事	市町村教育委員会指導主事	特別支援教育チーフコーディネーター
エリアコーディネーター	特別支援教育室教育推進担当指導主事	

エリア内校種間連携協議会

特別支援学校チーフコーディネーター	拠点校エリアコーディネーター	モデル園特別支援教育コーディネーター
推進校特別支援教育コーディネーター	(幼稚園・保育所等特別支援教育コーディネーター)	(小・中・高等学校等特別支援教育コーディネーター)

明確なビジョンの下に進める「保育」と「教育」をつなげた インクルーシブ教育システムの構築

—早期支援体制と集団づくりと授業のユニバーサルデザイン化の3つの柱で進める
途切れない一貫した支援—

岐阜県白川町

地域の概要

白川町は、岐阜県の中濃東部に位置する自然豊かなところである。人口は、約9,200人。そのうちの39.6%を65歳以上が占め、少子高齢化が進んでいる。

- ・人口：9,189人（平成27年1月現在）
- ・出生数：49人
- ・幼稚園：なし
- ・保育所：6園（公立6）
- ・小学校：5校 特別支援学級設置4校（8学級）
- ・中学校：3校 特別支援学級設置1校（2学級）
- ・高等学校：なし
- ・特別支援学校：町内に特別支援学校はないが、岐阜県立可茂特別支援学校のセンター的機能を活用している

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

（1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

インクルーシブ教育システム構築に向けて本格的に動き出したのは平成25年に文科省関連モデル事業の委託を受けてからであるが、それより約10年前より一貫した支援体制の構築に取り組んでおり、基盤となるシステムが構築されていたという背景がある。

すでに、平成14年策定の白川町教育振興基本計画第5次総合計画「教育夢プラン」において、白川町で生まれ育つ子どもたちを乳幼児期から中学校を卒業するまで、責任をもって教育するという強い決意を示していた。その一つは、ふるさと白川をこよなく愛し、たくましく心のあったかい子を育てることを目指すことである。もう一つは、保育園や小・中学校で、生活や学習の支援を必要とする子どもたちのために、専門機関と連携を図り、適切な指導方法を見出しながら子どもの成長を見届けることである。何をどのようにするのかという方法論のみに走らず、理念を大切に、その方略をもって方術を考えていくことを大切にしていきたいと考えている。

そのために「0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容」、「存在感あふれる白川の子どもと保育園・学校」、「子ども豊かな成長に貢献できる家庭や地域社会」を創るこ

とを基本方針として教育を展開している。そして、白川町で育った子どもたちが「求め学び磨く楽しさを知る子」『「共生」を心に刻み歩める子』「ふるさと白川を愛する子」になることを願っている。

○生まれてから 15 歳までの一貫教育

①発達障害への理解と対応

ア) 乳幼児期や保育園期から支援を必要とする子どもの早期発見と早期支援

イ) 自閉症スペクトラムの考え方にたつ療育システムの構築

・社会自立に向けて「できなければならないことで、できなかったことができるように」「わからなければならないことで、わからなかったがわかるように」をコンセプトにした療育

・得意を見つけて、さらに伸ばせるような指導

そこで特別支援教育連携協議会機能を拡充し、教育長をトップとする白川町発達支援連携協議会を平成 25 年度に立ち上げ、岐阜県立可茂特別支援学校など関係機関と連携した支援システムを構築し、連携を強化した。

②目に見える学力の向上

子どもたちが楽しくて、しかも「わかる・できる」と実感できるような授業改善を目指す。障がいのある子にとって必要な支援は『ないと困る』ものであるが、それは、そうでない子にとっても有効なはずである。その指導援助や支援の仕方を開発しようとするものである。

ア) 授業のユニバーサルデザインの追求

イ) 学力調査の経年変化を追跡・分析し、指導の手立てを打つ

ウ) 家庭学習 ドリルー辺倒からの脱皮と予習奨励を

エ) 少人数規模を生かした白川町でしかできない学習指導の追求

○存在感あふれる子どもを育む教育と存在感のある園・学校

どの子も親にとっては命がけの子、誰一人おろそかにされることがあってはならない。どの子にも得手不得手はある。不得手なことがあって、それを馬鹿にしたり、いじめたりすることがあってはならない。どの子もかけがえのない、なくてはならない存在である。保育園や小・中学校では、その子らしさやその子のよさを見つけ、得意を伸ばす保育や教育を行う。集団生活や学習活動などがうまくできない子どもに対して、関係機関の指導を仰ぎながら、保育園や学校が全校体制で、その子への支援や指導を途切れなく行うこととする。目指すことは、「その子のよさやその子らしさを見つけ伸ばす教育の推進」と「その子の得意を伸ばす教育の推進」である。そのために次の 2 点を行う。

①自信と誇りの醸成

・子どもは褒めて育てる

・その子のよさを見つけ、その子らしさを発揮させる

・得意を伸ばす（志の芽を）

田舎であっても都会であっても「どこで学ぶかではなく、どんな志をもち、何を学び、どのように社会で生かしていくか。」が問われる。

誰にも得手不得手があるが、不得手なところがあっても自分でそれを克服していく子どももいるが、助けが必要な子どももいる。助けを必要とする子どもを乳幼児期から早く見つけて、早い段階で、指導や支援の手を差しのべられるよう白川町子ども子育て支援システムを構築した。

小学校の高学年から中学校にかけては、勉強やスポーツ、文化活動、ボランティア活動、自治活動など、その子の得意が伸ばせるよう指導を充実させていきたい。

②情報発信「華夷の弁」 田舎である白川から全国に向けた情報発信

田舎にあって、小規模な学校であることはハンディではなく、知恵と努力によって、そのデメリットを補い、メリットを伸ばすことができる。現状でできる最大の施策を追究し、ハンディを克服するために全力で取り組み、全国に向けて本町から情報発信していきたい。

○子どもの成長を見つめ、自立支援のできる家庭と地域社会

白川町は“読書の町美濃白川”、“スポーツの盛んな美濃白川”、“文化の薫り高い町美濃白川”をキャッチフレーズとしている。「この町が好きだ」「この町を誇らしく思う」「この町は私の自慢です」、そう思って生活できる子どもを育てたいと考えている。

そして、家庭や、地域社会での子育てを応援する仕組みを見直し、さらによりよいものを求め、白川ならではの、よりよい子育て応援のシステムを構築していきたいと考える。

子育ての悩みを相談できる仕組みや、子どもの可能性を伸ばす文化活動やスポーツ活動などの体制、田舎でも、子どもの豊かな成長を追い求められる環境の整備を目指している。

1) 子ども発達支援システム

2) スポーツ振興のための環境構成

3) 小規模の学校の集まりだからできる教育システム白川モデル

一方、ゆとりと自信をもって子育てできる家庭と地域社会も目指す。

① 親の子育てを支援

子どもの成長に大きな影響を与える親の存在がある。

②家庭は子どもの安らぎの場、大切な子育ての土壌となる場

それを支える子育て支援ネットワークの充実が必要である。

(2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

前述の通り、すでに、平成14年策定の白川町教育振興基本計画第5次総合計画「教育夢プラン」において、白川町で生まれ育つ子どもたちを乳幼児期から中学校を卒業するまで、責任をもって教育するという方針を打ち出し取組を行っていた。

最近では、平成22年に岐阜県健康福祉部障害福祉課の事業「岐阜県地域療育システム支援事業」の指定を受け、県からの支援を受けながら、障害のある子どもが住み慣れた地域で必要な療育が受けられるよう、療育関係者の資質向上を図るとともに保育園を中心に「地域療育システム」の構築に取り組んできた。その後、これを発展させ、平成24年からは「途

切れない支援」を合言葉に町内全8つの小・中学校とすべての保育園が一貫して取り組む発達支援の体制を整えた(右図)。

平成25年度からは文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業(スクールクラスター)」と「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援事業」を受託し、さらに途切れのない支援とインクルーシブ教育システムの構築にむけた取組を進めている。右図に関する取組として、具体的には以下のようなことを行っている。

- ・「早期発見・早期対応」：保育園でのCLM(チェック・リスト・イン三重)の実施と小学校でのスクリーニング調査
- ・「途切れのない支援」：1月から3月の間に一年間の支援の効果を検証し次に引き継ぐ
- ・「関係機関との連携」：連携協議会や部会等で専門アドバイザーによる専門的見地からの指導
- ・「保育園・小学校・中学校・町教委・専門アドバイザーによる情報共有」：実際に児童生徒を観察し、現状認識と支援の手立ての有効性を確認し、情報を共有する。

(3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が見られている。

支援の対象になった子どもやその支援体制について以下のような会議や委員会によって評価や協議を行い、必要に応じて改善策を講じている。

- ・【新年度一学期第1週】からスタート(保育園や学校毎に)
 - ア) 新年度当初の子どもの様子の把握
 - イ) 新年度がスタートして1・2週間のうちに、支援が必要な児童生徒について校内で情報共有
 - ウ) 「気になる子どものチェック表」で担任の「気づき」から実態分析→具体的支援へ
- ・ 保育園発達支援部会：学期に最低一回開催
 - 保・小・中の関係者を交えて、CLMの実施、個別の支援計画作成
- ・ 小学校区別教育支援部会：学期に最低一回開催
 - 小学校で支援を要する児童の学校生活の様子を観察し、支援計画の評価を行う。特に見直す必要のある支援計画にはCLMに基づいて再構築する。参加者は、保育園長・小学校長・小及び中のコーディネーター・町教委・専門スタッフ等である。
- ・ 校内委員会(校内適正就学指導委員会)
 - 校内体制推進の進捗状況と個別の支援計画の評価と改善を検討する。
- ・ 「発達支援連携協議会」 年3回 開催



専門スタッフ(事務所・発達支援センター・可茂特別支援学校・発達相談員)を招聘し以下の内容の協議を行う。

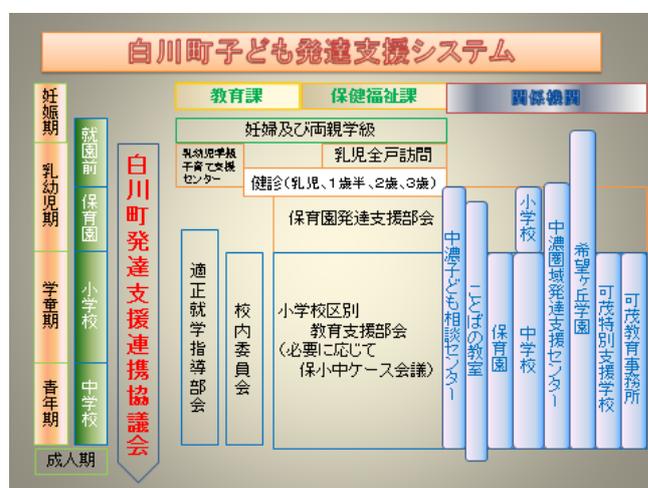
- ①(全体)年度方針・組織・年間計画の確認(部会)年間計画の確認
- ②対象児童生徒とその個別の支援計画、「気になる子どものチェック表」等の確認
 - 1)個別の支援計画にある内容の検討
 - 2)各校からの支援に関わる事例研究交流
 - 3)部会毎で適性就学判定に関わり提案
- ③適正就学に関する事項の協議(特別支援学級開設等の手続き等に関する事項)
- ④適正就学に関する判定協議
- ⑤事例研究発表と交流、専門スタッフからの指導

2. 行政の組織運営に関すること

(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

保健福祉部門にある子育て支援係を教育委員会の中に組み入れ、保・小・中の一貫した支援体制を構築した。

白川町発達支援連携協議会には、町の保健福祉課からも保健師などが加わる。また、図にある関係機関から専門アドバイザーを招聘し、持続的な支援体制を構築した。



(2) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。

白川町発達支援連携協議会がその中核となり、町全体の動向を把握し、見直ししながら年間計画に基づき実施している。

特に特別支援コーディネーター部会や特別支援教育部会がその実働の核となっている。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

出生時から就学までの支援体制・支援内容の流れは以下の通りである。

- ①母子手帳交付…保健師による面談。電話・訪問相談(保育園入園まで)を随時行う。
- ②まぎーず・すくーる(妊婦学級)…あいあい教室(両親学級)、子育てママとの交流を通し、育児不安を解消していく。
- ③乳児全戸訪問…保健師による訪問。母子の心身の健康状態確認。育児不安の軽減。孤立化を防ぐ。
- ④乳児健康診査…成長発達の確認と早期対応、育児不安の軽減。保健師、保育園長、栄養士、教育委員会担当等で情報共有

- ⑤養育支援訪問…保健師、相談員による訪問
- ⑥赤ちゃん相談…9、10か月児対象。要経過観察児の事後指導。
- ⑦1歳6か月児健康診査…成長発達の確認と早期支援。保健師、保育園長、歯科衛生士、教育委員会担当等で情報共有
- ⑧2歳児健康診査…発達の確認と早期支援。保健師、歯科衛生士、臨床発達心理士、教育委員会担当等で情報共有
- ⑨3歳児健康診査…成長発達の確認と早期対応、育児不安の軽減。保健師、保育園主任保育士、歯科衛生士等で情報共有。
- ⑩あそびの教室…1、2歳児を対象にした親子ふれあい遊び教室。要経過観察児へのフォローアップを行う。
- ⑪ことばの教室入級…各種健診、保育園の様子などから療育の必要性がある子には臨床発達心理士の相談・検査を経て入級を勧める。
- ⑫保育園入園後は各機関と情報共有する。

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

保育園において支援が必要な子どもの実態把握を次のように行い、子育て支援の中でも発達支援を行っている。

- ・保育園発達支援部会にて年2回関係者が集まり情報を共有する。
- ・臨床発達心理士、ことばの教室職員、教育委員会担当、保健師等による保育園訪問を実施。
- ・子育て支援ネット会議を定期開催し、事例検討と臨床発達心理士による助言指導。

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

上記(2)と同じ。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

上記(2)と同じ。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

保育園発達支援部会にて年2回「CLMと個別の指導計画作成」を実施。参加者は、小学校、保育園、保健師、ことばの教室、教育委員会担当。それ以外に、指導計画の作成と評価を保育園と教育委員会担当で随時行う。3月に支援の引き継ぎを行う。

個別ケースファイルを作成し、教育課で進捗管理している。

(6) その他

保護者や関係機関の関係者と情報共有するために以下のような取組も行っている。

- ・ことばの教室通級児ケース検討会議…支援方法の確認と保護者の思いを共有する。
- ・個別ケース会議…ケースに応じて関係者が集まり支援の引き継ぎと情報を共有する。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

(1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されてい

る。

各学校（小5校、中3校）ごとに、学校職員と保護者とで行っている就学相談は37件（平成26年度）である。いずれも特別支援学校への進学、特別支援学級継続あるいは入級、通級指導教室入級などの相談を行っている。結果として、その通りに就学が決まったものもあるが、通級指導教室は県教委による設置認可が必要であり本町にはまだ設置されておらず、相談を継続していかなければならないものもある。町教委では上記の相談内容をすべて把握しているが、町教委が直接受けている就学相談は2件である。

（2）保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。

原則は、11月の町就学指導委員会（本町では「発達支援連携協議会」という）での決定と町教育委員会での承認の後、その学校に特別支援学級が存在すれば所定の手続きで次年度から就学することができる。その学校に特別支援学級がない場合は県教育委員会に新設を要望し、認可されれば就学できる。また、特別支援学校へ入学する場合も、11月の委員会の後、所定の手続きを経て次年度から入学することができる。11月の就学指導委員会において検討するまでには保護者との相談と合意形成が必要不可欠である。決定後の就学先への情報提供は町教委が行っている。

小学校への就学に当たっては、4月から保育園、ことばの教室、町教委などが連絡を取り合い、必要に応じて保護者と懇談をしたり専門家に発達検査などをお願いしたりして、就学指導委員会にて検討するようにしている。

また、特別支援学級に在籍している子どもが特別支援学校へ就学を希望する場合には、5月に特別支援学校の見学、10月に相談会の実施など、本人、保護者、学級担任、町教委職員が共に参加しながら懇談を進め、就学指導委員会にて検討するようにしている。

（3）就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。

学校保健安全法にあるとおり、身体の疾患、知的発達の度合い等を検査し、障害がある場合は就学相談を実施すると共に就学する学校を決定することが目的である。

実態は、小学校に就学時健康診断の事務を依頼し、結果を教育委員会に報告するようになっている。就学相談は教育委員会が実施している。

（4）保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。

本町は、保育園（町立5、私立1）を教育委員会の管轄に置いている。町立保育園では三重県あすなろ学園が開発した「CLMと個別の支援計画」を活用・実施しており、卒園時にはその経過や結果を町教委と小学校に送付するようにしている。

（5）就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

定型発達で通常学級に就学する児童の保護者には、町教育委員会は1月31日付け（原則）で指定学校の通知を発送する。また、その前後に保育園と小学校が期日の連絡を取り合い、児童の小学校入学体験や保護者への入学説明会を行っている。

発達に障害があると判断された児童の保護者に対しては上記の情報提供だけでなく、保

育園年長（５歳）や年中（４歳）の時から就学相談を開始している。支援体制は、保護者に対して保育園職員、教育委員会職員、ことばの教室職員、保健師、臨床発達心理士、発達障がい支援専門員などの中から保護者が最も信頼を寄せている者が窓口となって就学相談を開始し、相談を重ねながら発達検査の実施や医療機関受診、特別支援学校の見学等へつなぐようにしている。

（６）その他

①入学後のフォローアップ

５月頃に保育園長、主任保育士、ことばの教室指導員、町教委職員が各小学校の１年生を訪問し、授業の様子や保育園時代に特別な支援が必要であった子どもの様子を観察したり、懇談をしたりしている。

②学びの場の変更

通常、就学指導委員会の判定と教育委員会の認定のもとに、１１月末までに就学判定書が校長宛に送付される。その後、保護者との合意が形成されれば、次年度の４月から特別支援学級や特別支援学校へ移動（移籍）することになる。逆に、判定によっては特別支援学級や特別支援学校から通常学級に移動することもある。また、二次障害等が激しくなり通常学級での就学が困難な場合は年度の途中で移動することもある。

５．学校組織の充実、校内支援体制への支援の取組に関すること

（１）合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

合理的配慮、基礎的環境整備について、町校長会、町特別支援教育コーディネーター部会などで説明してきたが、町内全教職員の正しい理解は十分ではない。

町が各学校に対して行っている基礎的環境整備について、各学校の特別支援教育コーディネーターに具体的に示し、理解を図るようにした。特別支援教育コーディネーターは自校の児童生徒に関する合理的配慮の実践例を提案し、互いに理解を深めるようにしている。

町内全小・中学校はユニバーサルデザインの授業を工夫し、研究発表会等を開催してその成果を広めるようにしている。その研究に際しては国立特別支援教育総合研究所の研究員にも指導を受けている。

（２）地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

白川町発達支援連携協議会の小部会（小学校教育支援部会など）では、支援の必要な子どもを把握するために、年３回、授業参観を通して子どもの実態を把握する場を設けている。

各学校の授業研究会で、授業参観者は専用のチェック表を用いて児童生徒の様子、教師の授業技術、教室環境を観察している。その後の研究会で支援の必要な子どもを把握したり、支援の方法を検討したりするようにしている。

（３）地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

①教育支援部会

上記の（２）で述べた年３回の小学校教育支援部会がある。参加者は、小学校職員（校長、特別支援教育コーディネーターなど）、保育園職員（保育園長）、中学校職員（校長、特別支援教育コーディネーター）、教育委員会職員（発達支援対策監、子育て支援係長）、ことばの教室職員、町保健師（小学校別に担当者がある）、専門アドバイザー（小学校別に担当者がある）である。

会議の内容は、小学校からの支援計画等の説明、授業参観で子どもの観察、児童理解と就学についての協議などである。個人の経過は中学校に引き継がれることになっている。

②ケース会議

上記の小学校教育支援部会や保育園での発達支援部会では、進学に当たり個人の情報を上の教育機関（小学校や中学校）に引き継いでいる。しかし、新しい環境に児童生徒がうまくなじめず、不安定になる場合がある。そのような場合には保・小・中の関係者が集まり、ケース会議を行い、再度、その子の特性や効果的な支援を確認するようにしている。

その他にも、児童生徒に学校不適應などの様子が見られた場合、緊急にケース会議を開き対応を協議している。

③就学相談

児童生徒の就学に関して、保護者と学校職員の懇談に町教育委員会職員が参加することがある。特に、就学に関連して特別支援学級や通級指導教室の新設を県教委に要望するような事例に関しては、学校だけに説明を任せず、町教育委員会からも説明をするようにしている。

（４）地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

町内すべての学校が、支援の必要な子どもに対して個別の指導計画、個別の教育支援計画のどちらも作成している。

活用については、各学校の校内委員会や白川町発達支援連携協議会に位置づけられている小部会（前述）で提案され、子どもの実態と照らして評価、修正をしている。

（５）専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

教育委員会内に、発達支援対策監と子育て支援係長を配置し、発達支援の体制を整えている。

また、白川町教育委員会は発達支援連携協議会の専門員に、教育事務所特別支援教育担当指導主事、県立特別支援学校小学部主事、県立特別支援学校地域支援センター長、中濃圏域発達障がい支援センター発達障がい支援専門員、臨床発達心理士の５名を依頼している。これらの専門員は、白川町発達支援連携協議会や各学校での部会（前述）に参加し、指導助言をもらうようにしている。

支援員は町内８小・中学校のうち７小・中学校に合計１６人を配置している。人数や配置は学校（子ども）の実態に応じて教育委員会で決めている。町では年３回の研修会を開き、支援員のレポート交流や講話による研修を実施している。各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心にして支援の仕方等に関する指導援助を行っている。

(6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

特別支援学級は町内8校中、5校に10学級設置されている。学級担任のうち、特別支援学校教諭の免許状を持っているものは少ないが、特別支援教育に長年携わっている教員は多い。

町には特別支援教育部会があり、特別支援学級の担任が出席し実践交流や研修を行ったり、児童生徒の交流会や社会見学の計画及び実施を行ったりしている。

通級指導教室は設置されていない。但し、SST、言語訓練などが必要と思われる児童に対して保護者の承諾のもとに個別指導を行っている学校はある。

特別支援教室構想については、在籍している児童の学年に応じて、可能な場合は教室の場所を変える(階を変える)ことも行っている。また、肢体不自由の児童のいる2つの小学校の特別支援教室はどちらも1階にあるが、階段昇降機を設置し、校舎2階・3階の教室でも指導できるようにしている。児童生徒数減少にともない、余裕教室が増えていて弾力的に対応することができる。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもとの交流や共同学習は教科学習、学校行事など通じて頻繁になされている。

ある小学校に在籍する肢体不自由の児童は、運動会の組み立て体操に関して、BGMを選考するなどの仕事を行ったり。また、別の小学校の肢体不自由の児童は決勝係として勝敗の宣告をするなど、自分にできる方法で参加するようにした。

特別支援学校の子どもと居住地校交流も計画的に行われているが、ほとんどが特別支援学校と居住地校との連絡によって進められており、教育委員会は特別な取り次ぎはしていない。

(2) 学校間連携(域内の教育資源の組合せ)により教育の充実が図られている。

保、小、中の連携は発達支援連携システムに則り、発達支援部会、教育支援部会等を計画的に実行し、連携を図っている。また、年3回、園長校長会があり、保育園、小学校、中学校を会場に、保育公開、授業公開を行い、研究協議をしている。

保育園同士の連携は、園長会を定期的に行い幼児の実態や支援について交流している。

小・中学校の連携は、校長会、教頭・主幹教諭会、教務主任会、生徒指導主事部会が開催されている。これらの部会では特別支援教育のこと以外にも多様な観点で協議している。

特別支援教育部会では各学校の特別支援学級の担任が集まり、児童生徒の実態交流、社会見学や交流会などの計画交流がなされている。

(3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

① 関係機関

保健センター、保育園、ことばの教室、小学校、中学校などの教育機関と保育園発達支援部会、小学校教育支援部会、ネット会議、校内委員会、白川町特別支援教育部会、白川町保・小・中学生指導連絡会などの会議がある。

②専門家

可茂教育事務所、可茂特別支援学校、中濃圏域発達障がい支援センター、臨床発達心理士、スクールカウンセラー、岐阜県立希望が丘学園、中濃子ども相談センター、三重県あすなろ学園などから専門職員を派遣してもらっている。地域資源を有機的に関連づけて図示したものが「白川町子ども発達支援システム」である（資料参照）。

（４）特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

現在のところ、可茂特別支援学校の地域支援センター長には蘇原小学校教育支援部会の専門アドバイザーとして参加していただいている。蘇原小学校での部会参加と共に、白川町発達支援連携協議会の全体会では就学判定などのアドバイスをもらっている。

（５）市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

上記（３）を参照。

7. 教育の専門性について

（１）教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

①方針

- ・管理職は明確な学校経営ビジョンの下に、教職員一人一人に学校経営への参画意識をもたせ、持ち味を生かす運営組織を確立し、インクルーシブ教育システムの構築に向け指導性を発揮する。
- ・教育公務員としての使命を自覚し、人間性と専門性の研鑽に努める。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的なニーズに対応するため、全教職員の指導力向上及び校内の支援体制充実について、組織的・計画的に研修を行う。

②方策

- ・白川町子ども発達支援システムを構築し、専門的な知識や技能を身につける研修等を実施するとともに、保育園、小・中学校及び関係機関が連携し、途切れのない支援体制を築く。
- ・白川町教育委員会において研究校を指定し、授業のユニバーサルデザイン化を視点とした実践的研究を進め、町内全教職員の全員参加による公表会においてその成果を確かめるとともに授業改善の方向について協議を行う。

（２）専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

専門性向上のための教職員の研修の実施状況は以下の通りであった。

- ・白川町発達支援研修会 受講者：45名（町内小・中学校教職員等、保育園保育士他）
- ・白川町教育会総会 受講者：約100名（町内学校教職員、町教育委員会）
- ・資質向上研修講座 受講者：69名（町内外小・中学校教職員）

- ・白川中学校校内研修会 受講者：約 40 名（白川中学校教職員、他町小・中学校教職員）
- ・第 1 回発達支援連携協議会
 - 受講者 36 名（町内小・中学校長、特別支援教育コーディネーター、保育園長他）
- ・第 2 回発達支援連携協議会
 - 受講者 36 名（町内小・中学校長、特別支援教育コーディネーター、保育園長他）
- ・白川町保・小・中学生指導連絡会
 - 受講者 15 名（町内小・中学校生徒指導主事、保育園保育士）

（3）専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に運用されている。

白川町教育委員会に発達支援対策監を置いている。

白川町内小・中学校に、学校（学習・生活）支援員を配置している。学校（学習・生活）支援員は町内 8 小・中学校のうち 7 小・中学校に合計 16 人を配置している。人数や配置は学校（子ども）の実態に応じて教育委員会で決めている。町では年 3 回の研修会を開き、支援員のレポート交流や講話による研修を実施している。各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心にして支援の仕方等に関する指導援助を行っている。

白川町内全小・中学校を対象としたスクールカウンセラー（2 名）を配置している。

白川町教育委員会は発達支援連携協議会の専門員に、教育事務所特別支援教育担当指導主事、県立特別支援学校小学部主事、県立特別支援学校地域支援センター長、中濃圏域発達障がい支援センター発達障がい支援専門員、臨床発達心理士の 5 名を依頼している。これらの専門員は、白川町発達支援連携協議会や各学校での部会（前述）に参加し、指導助言をもらうようにしている。これは、白川町において平成 22 年から実施された「岐阜県地域療育システム支援事業」によって、県立希望ヶ丘学園等の療育施設の専門家による「専門療育相談」「スーパーバイズ（医師のみ派遣）」「訓練士などスタッフ支援」等をおこなっていた事業の終了後、町事業として引き継ぎ、白川町発達支援連携協議会を設置して、専門家派遣を予算化したものである。

9. 成果と課題

（1）成果

平成 22 年の県健康福祉部の事業「岐阜県地域療育システム支援事業」の成果を町の事業として引き継ぎ発展させ、保・小・中をつなぐ一貫した支援の仕組みを整備することができた。白川町発達支援連携協議会の活用と共に、全小・中学校が授業のユニバーサル化に取り組むことで、効果的な支援が途切れずに継続されるようになってきている。

（2）課題

本町では地域、高校卒業までには町外での居住となる者がほとんどである。したがって、他地域での中学校卒業以降の一貫した支援へとどのようにつなげていくか、また連携していくかが今後の課題である。

（涌井恵）

妊娠期から中学校卒業まで、途切れのない支援をめざした

白川町子ども発達支援システム

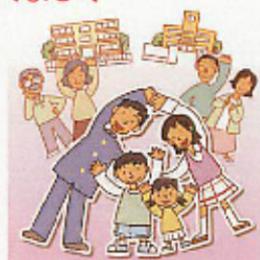
白川町の教育がめざしている町の姿は、「白川を愛し、たくましく
心のあったかい子を育む美濃白川」です。そのために、

- ◆0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容
- ◆存在感あふれる白川の子どもと保育園・学校
- ◆子どもの豊かな成長に貢献できる家庭や地域社会

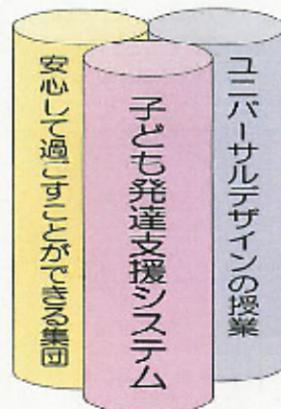
を創ることを基本方針として教育を展開しています。

そして、白川町で育った子どもたちが、

●求め学び磨く楽しさを知る子 ●「共生」を心に刻み歩める子 ●ふるさと白川を愛する子
になることを願っています。



上記の「0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の
創造」として、平成25年度から「白川町子ども発達支援シ
ステム」を立ち上げています。これは、右図に示すように「ユ
ニバーサルデザインの授業」「安心して過ごすことができる
集団」の3つが一体となって進められています。



白川町子ども発達支援システム

落ち着きがなくじっとしてられない子、特定のこ
とに強いこだわりを示す子、学習に困難を感じている
子など発達が気になる子に対して、関係機関と手を取り
合い、中学校卒業まで途切れのない支援をする仕組
みです。

安心して過ごすことができる集団

園や学校では集団のめざす目標や
ルールを明確にしたり、活動を通して
信頼関係を築いたりしながら集団の
まとまりを高めていきます。そして、
一人一人のよさが仲間の中で発揮さ
れ、どの子も安心して園・学校生活が
できることをめざしています。

ユニバーサルデザインの授業

特別な教育的支援を必要とする子に分
かりやすい授業はどの子にも分かりやす
い授業です。ユニバーサルデザインの
授業とは、授業の見通しがもてる配慮、
一人一人の違いに応じた配慮など、どの
子も「分かる」「できる」ようになるこ
とをめざした授業です。

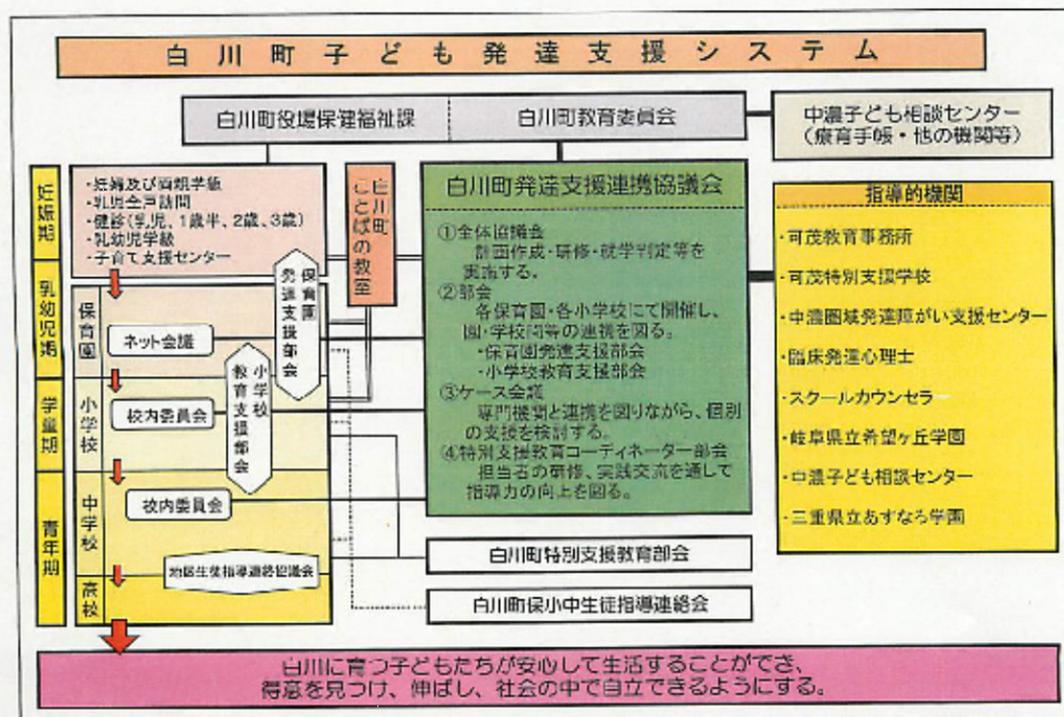
白川町子ども発達支援システム

子どもの発達には個人差があり一人一人違います。しかし、中には非常に落ち着きがなくじっとしてられない子、特定のことに強いこだわりを示す子、学習に著しい困難を感じている子など、発達が気になる子がいます。また、このような特性をもった子どもをどのように育てていったらいいかと悩んでいる保護者もいます。

白川町では胎児（母親の妊娠期）のころから中学校を卒業するまでに、保健センター、乳幼児学級、ことばの教室、保育園、小・中学校など様々な機関が子どもに関わっていますが、さらに白川町教育委員会や町外の教育・福祉・医療などの機関も手を取り合い、その子に必要な教育的支援をする仕組みを作っています。

このように、白川に育つ子どもたちが安心して生活することができ、得意を見つけ、伸ばし、社会の中で自立できるようにすることを願って、平成25年度に立ち上げたものが「白川町子ども発達支援システム」です。

下の図に示すように、「白川町発達支援連携協議会」がこの仕組みの中核を担い、関係諸機関と連携を図りながら、「途切れのない支援」を進めています。



途切れのない支援について

保健センター 妊娠期～小学校入学

妊娠期から学習会を行い、出産後も健診・家庭訪問・相談・指導などを行います。心配なことがあれば外部専門機関にも相談する場を作ります。

- ・まごーす・すくーる（妊婦の学習会）
- ・あいあい教室（妊婦と夫の学習会）
- ・乳児全戸訪問（保健師による家庭訪問）
- ・赤ちゃん相談（保健師による相談指導）
- ・乳幼児健診（乳児、1歳半、2歳、3歳）



3歳児健診（歯科健診）

教育委員会・保育園・ことばの教室・医療機関等へつなぐ

乳幼児期家庭教育学級 乳幼児期～保育園入園

子育てのネットワークを広め、子育ての楽しさや喜びを実感し、自信をもって子育てができるよう活動します。（年9回×町内5地区）

他に、0歳児の家庭教育学級（年11回）、子育て講座（年5回）、各保育園の子育て支援センターの活動があります。



乳幼児期家庭教育学級

保健センター・保育園・ことばの教室等へつなぐ

白川町ことばの教室

幼児期～児童期

ことばや身体、情緒の発達に弱さをもっているため、本来の能力を十分に発揮できない子どもに対して、いろいろな遊びを通して人としての豊かな感情や自発性を養い、人とのよりよいかかわり方を身につけたり、運動機能やことばの発達を促したりします。

岐阜大学准教授、臨床発達心理士を招聘し、個別相談会を実施します。



ことばの教室

保育園・保健センター・小学校・教育委員会・子相・医療機関等へつなぐ

白川町発達支援連携協議会 保育園・小学校・中学校

保育園発達支援部会

- ・部員
保育園職員、小学校職員、保健師、
教育委員会職員、ことばの教室指導員、
中濃圏域発達障がい支援センター職員
- ・部員はCLM（チェックリスト in 三重）
を用いて園児の様子を観察します。観
察後は保育士がよりよい支援をするた
めに個別の指導計画を立案します。
- ・経過は小学校へ引き継ぎます。



白川保育園での発達支援部会

小学校教育支援部会

- ・部員
小学校職員、保育園職員、中学校職員、
教育委員会職員、ことばの教室指導員、
保健師、専門アドバイザー
- ・部員は授業参観を行い児童の様子を観察
します。また、個別の教育支援計画等
を用いて就学についても検討します。
- ・経過は中学校へ引き継ぎます。



黒川小学校での教育支援部会

全体会

- ・子どもの発達支援に関する
研修会や講演会を企画し、
保育園、小・中学校の職員
が参加します。
- ・学齢児童生徒の適正な就学
について検討します。



ユニバーサルデザインの講演会



CLMの講演会

ケース会議・特別支援教育コーディネーター部会

ケース会議では専門機関と連携をとりながら、特別な支援が必要な子どもに適切な支援ができるよう検討します。また、特別支援教育コーディネーター部会では、小・中学校のコーディネーターが実践交流や研修を行い、指導力の向上に努めています。

発達障がいのある子どもが増えているといわれますが、その特徴的な症状の中には、ある一定の年齢に達するまでは誰にも当てはまるケースがあります。気になることは自己判断せず、専門機関に相談することが大切です。白川町発達支援連携協議会は、子どもを正しく理解することに軸足を置くと共に、専門機関と連携をとり、その子が困っている事実を少しでも改善できるよう、最適な就学や支援を考えていきます。

・このパンフレットは文部科学省事業「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業（ステークホルダー）」の支援を得て作成しています。
・お問い合わせ先 白川町教育委員会教育課 〒899-1106 岐阜県加茂郡白川町河城1645番地1 TEL0574 72 2317 FAX0574-72-2340